

官報

号外

昭和二十九年十二月六日

参議院會議錄第五号

昭和二十九年十二月六日(月曜日)午後
零時三十七分開議

議事日程 第五号

昭和二十九年十二月六日
午前十時開議

- 第一 中央更生保護審査会委員の任命に関する件
- 第二 検査官の任命に関する件
- 第三 公安審査委員会委員の任命に関する件
- 第四 社会保険審査会委員の任命に関する件
- 第五 日本銀行政策委員会委員の任命に関する件
- 第六 文化財保護委員会委員の任命に関する件
- 第七 水稲育苗育成施設普及促進法案(衆議院提出) (委員長報告)
- 第八 北海道における国有林野の風害木等の充て代金の納付に関する特別措置法案(内閣提出) (委員長報告)
- 衆議院送付 (委員長報告)
- 議長(河井彌八郎) 諸般の報告は、朗読を省略いたします。
- 去る三日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。
- 予算委員 岡田 宗司君
- 同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。
- 予算委員 森崎 隆君

同日各委員会において当選した理事は左の通りである。

人事委員会

理事 千葉 信君(千葉信君の補欠)

地方行政委員会

理事 古池 信三君(川村松助君の補欠)

運輸委員会

理事 一松 政二君(入交太蔵君の補欠)

同 三浦 義男君(井村徳二君の補欠)

郵政委員会

理事 柏木 庫治君(柏木庫治君の補欠)

図書館運営委員会

理事 井上 清一君(岡田信次君の補欠)

同 大谷 豊潤君(野本品吉君の補欠)

同日衆議院から左の議案を提出した。よつて議長は即日これを委員会に付託した。

水稲育苗育成施設普及促進法案

農林委員会に付託

公職選挙法の一部を改正する法律案

地方行政委員会に付託

同日衆議院から左の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを農林委員会に付託した。

北海道における国有林野の風害木等の充て代金の納付に関する特別措置法案

同日衆議院から左の議案を受領した。よつて議長は即日これを運輸委員会に付託した。

日本国有鉄道法の一部を改正する法律案(第十六回国会本院提出衆議院継続審査事件)

同日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は即日これを地方行政委員会に付託した。

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案

同日衆議院から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は即日これを農林委員会に付託した。

農林水産施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律の一部を改正する法律案(吉川久衛君外百二十一名提出)

水稲育苗育成施設普及促進法案(佐藤洋之助君外二十四名提出)

昭和二十九年七月の大雨、同年八月及び九月の台風並びに同年の冷害による被害農家に対する米麦の充て代の特別に関する法律案(福田喜東君外百二十一名提出)

去る一日委員長から左の報告書を受領した。

昭和二十九年四月及び五月における凍害等の被害農家に対する資金の融通に関する特別措置法の一部を改正する法律案審査報告書

去る三日委員長から左の報告書を受領した。

昭和二十九年度国会所管国立国会図書館予定経費補正要求書審査報告書

人権委員会設置法案審査報告書

行政機構の整備等に関する調査報告書

公職選挙法の一部を改正する法律案(第十九回国会参第五号) 審査報告書

公職選挙法の一部を改正する法律案(第十九回国会参第二二二号) 審査報告書

公職選挙法の一部を改正する法律案(第十九回国会参第七号) 審査報告書

地方行政の改革に関する調査報告書

郵政事業の運営実情に関する調査報告書

同日本院は、左の衆議院提出案を可決した旨衆議院に通知した。

労働組合法の一部を改正する法律案

同日衆議院から、本院の送付した左の議案は、同院においてこれを可決した旨の通知書を受領した。

昭和二十九年四月及び五月における凍害等の被害農家に対する資金の融通に関する特別措置法の一部を改正する法律案(第十九回国会衆議院提出継続審査事件)

同日衆議院から、左の本院提出案は同日衆議院においてこれを可決した旨の通知書を受領した。

医師法、歯科医師法及び藥事法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案

同日衆議院議長から左の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

労働組合法の一部を改正する法律

昭和二十九年四月及び五月における凍害等の被害農家に対する資金の融通に関する特別措置法の一部を改正する法律

医師法、歯科医師法及び藥事法の一部を改正する法律の一部を改正する法律

同日議員から左の質問主意書を出した。

西日本大水害に関する政府の四月九日附答弁書に対する質問主意書(木村龍八郎君提出)

同日議長から内閣総理大臣宛左の決議を送付した。

教育施設迅速促進に関する決議

去る二日議長は、内閣総理大臣に左の書を政府委員に任命することを承認した旨回答した。

自治庁選挙部長 兼子 秀夫君

同日内閣総理大臣から、自治庁選挙部長 兼子 秀夫君を第二十回国会政府委員に任命した旨の通知を受領した。

一昨四日決算委員会において当選した理事は左の通りである。

理事 大倉 精一君(岡三郎君の補欠)

同 菊田 七平君(入木幸吉君の補欠)

同 石川 清一君(平林太一君の補欠)

同日衆議院から左の議案を提出した。よつて議長は即日これを委員会に付託した。

昭和二十九年十二月六日 参議院會議錄第五号 議長報告

昭和二十九年八月及び九月の台風並
びに同年の冷害による被害農家に對
する米麦の売渡の特例に関する法律
案 農林委員会に付託
国有的炭鉱医療施設の譲渡及び貸付
に関する特例法案(第十九回国会衆
第四七号)

昭和二十九年産米穀についての超過
供出奨励金等に対する所得税の臨時
特例に関する法律案
租税特別措置法の一部を改正する法
律案

同日衆議院から左の内閣提出案を受領
した。よつて議長は即日これを委員会
に付託した。

昭和二十九年八月及び九月の風水害
による被害小企業者に対する資金の
融通に関する特別措置法案

昭和二十九年の台風による漁業災害
の復旧資金の融通に関する特別措置
法案 水産委員会に付託
農業共済再保険特別会計の歳入不足
を補てんするための一般会計からす
る繰入金に関する法律の一部を改正
する法律案

漁船再保険特別会計における特殊保
険及び給付保険の再保険事業につい
て生じた損失をうめるための一般会
計からする繰入金に関する法律案
交付税及び譲与税配付金特別会計法
の一部を改正する法律案

大蔵委員会に付託
昭和二十九年年度の地方交付税の總額
等の特例に関する法律案
国会議員の選挙等の執行経費の基準
に関する法律の一部を改正する法律
案

地方行政委員会に付託

昭和二十九年年度一般会計予算補正
(第一号)
昭和二十九年年度特別会計予算補正
(特第二号)
昭和二十九年年度政府関係機関予算補
正(機第一号)

同日衆議院から予備審査のため左の議
案が送付された。よつて議長は即日こ
れを委員会に付託した。

公共土木施設災害復旧事業費国庫負
担法の一部を改正する法律案(志村
茂治君外五名提出)

建設委員会に付託
国会法の一部を改正する法律案(青
家喜六君外七名提出)

議院運営委員会に付託
昭和二十九年産米穀についての超過
供出奨励金等に対する所得税の臨時
特例に関する法律案(内藤友明君外
二十三名提出)

租税特別措置法の一部を改正する法
律案(内藤友明君外二十四名提出)

大蔵委員会に付託
公職選挙法の一部を改正する法律案
(鍛冶良作君外一名提出)

地方行政委員会に付託
同日小林亦治君外十九名から左の議案
を撤回した。

会計検査院の機能拡充のため予算増
加を要する決議案
同日委員長から左の報告書を提出し
た。

北海道における国有林野の風害木等
の充て代金の納付に関する特別措置
法案可決報告書
水稲健苗育成施設普及促進法案可決
報告書
水産政策に関する調査報告書

同日左の質問主意書を内閣に転送し
た。

西日本大水害に関する政府の四月九
日附答弁書に対する質問主意書(木
村精八郎君提出)

同日議長は内閣総理大臣に左の者を政
府委員に任命することを承認した旨回
答した。

厚生省社会局長 安田 巖君
關連庁次長 山内 隆一君
同日内閣総理大臣から、厚生省社会局
長安田巖君外一名(前掲の議長承認の
とおり)を第二十回国会政府委員に任
命した旨の通知を受領した。

昨五日衆議院から予備審査のため左の
議案が送付された。よつて議長は即日
これを委員会に付託した。

昭和二十九年七月の大雨並びに同年
八月及び九月の台風による公共土木
施設等についての災害の復旧等に関
する特別措置法案(瀬山三男君外
六十四名提出) 建設委員会に付託

昭和二十九年七月の大雨、同年八月
及び九月の台風並びに同年八月の冷
害により被害を受けた地方公共団体
の起債の特例に関する法律案(鈴木
幹雄君外四名提出)

地方交付税法の一部を改正する法律
案(西村力弥君外七名提出)

選挙区制等調査委員会法案(鍛冶良
作君外三名提出)

地方行政委員会に付託
外資に関する法律の一部を改正する
法律案(柴田義男君外百三十二名提
出)

昭和二十九年の年末の賞与に対する
所得税の臨時特例に関する法律案
(井上良二君外百三十二名提出)

大蔵委員会に付託

昭和二十九年における台風及び冷害
により被害を受けた土地改良区の起
債及び借入金の特例に関する法律案
(川俣清吉君外十四名提出)

農林委員会に付託
昭和二十九年七月の大雨、同年八月
及び九月の台風並びに同年の冷害に
よる被害地域に行われる国民健康保
険事業に対する資金の貸付に関する
特別措置法案(青柳一郎君外六十八
名提出)

厚生委員会に付託
昭和二十九年八月及び九月における
風水害に伴う中小企業信用保険法の
特例に関する法律案(大西禎夫君外
八十八名提出)

通商産業委員会に付託
同日衆議院から左の内閣提出案を受領
した。よつて議長は即日これを委員会
に付託した。

○議長(河井彌八郎) これより本日の
會議を開きます。

日程第一、中央更生保護審査会委員
の任命に関する件を議題といたしま
す。

去る十一月三十日、内閣総理大臣か
ら、犯罪者予防更生法第五條第三項の
規定により土田豊君を中央更生保護審
査会委員に任命したことについて本院
の承認を求めて参りました。本件を承
認することに賛成の諸君の起立を求め
ます。

〔賛成者起立〕
○議長(河井彌八郎) 総員起立と認め
ます。よつて本件は、全会一致を以て
承認することに決しました。

○議長(河井彌八郎) 日程第二、検査
官の任命に関する件を議題といたしま
す。

去る十一月三十日、内閣総理大臣か
ら、会計検査院法第四條第四項の規定

により山田鏡見君を検査官に任命した
ことについて本院の承認を求めて参り
ました。本件を承認することに賛成の
諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕
○議長(河井彌八郎) 総員起立と認め
ます。よつて本件は、全会一致を以て
承認することに決しました。

○議長(河井彌八郎) 日程第三、公安
審査委員会委員の任命に関する件を議
題といたします。

去る十一月三十日、内閣総理大臣か
ら、公安審査委員会設置法第五條第三
項の規定により阿部眞之助君、狭間茂
君、山崎佐君を公安審査委員会委員に
任命したことについて本院の承認を求
めて参りました。本件を承認すること
に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕
○議長(河井彌八郎) 総員起立と認め
ます。よつて本件は、全会一致を以て
承認することに決しました。

○議長(河井彌八郎) 日程第四、社会
保険審査会委員の任命に関する件を議
題といたします。

去る十一月三十日、内閣総理大臣か
ら、社会保険審査官及び社会保険審査
会法第二十二條第三項の規定により築
誠君を社会保険審査会委員に任命した
ことについて本院の承認を求めて参り
ました。本件を承認することに賛成の
諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕
○議長(河井彌八郎) 総員起立と認め
ます。よつて本件は、全会一致を以て
承認することに決しました。

○議長(河井彌八郎) 総員起立と認め
ます。よつて本件は、全会一致を以て
承認することに決しました。

○議長(河井彌八郎) 総員起立と認め
ます。よつて本件は、全会一致を以て
承認することに決しました。

○議長(河井彌八郎) 総員起立と認め
ます。よつて本件は、全会一致を以て
承認することに決しました。

○議長(河井彌八郎) 総員起立と認め
ます。よつて本件は、全会一致を以て
承認することに決しました。

○議長(河井彌八郎) 日程第五、日本銀行政策委員会委員の任命に関する件を議題といたします。

去る十一月三十日、内閣総理大臣から、日本銀行法第十三条の四、第三項の規定により荷見安君を日本銀行政策委員会委員に任命することについて、本院の同意を求めて参りました。本件に同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(河井彌八郎) 総員起立と認めます。よつて本件は、全会一致を以て同意することに決しました。

○議長(河井彌八郎) 日程第六、文化財保護委員会委員の任命に関する件を議題といたします。

去る十一月三十日、内閣総理大臣から、文化財保護法第九条第一項の規定により内田洋三君を文化財保護委員会委員に任命することについて、本院の同意を求めて参りました。本件に同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(河井彌八郎) 総員起立と認めます。よつて本件は、全会一致を以て同意することに決しました。

○園伊能君 私はこの際、竹島問題に関する緊急質問の動議を提出いたします。

○阿具根君 私は、只今の園伊能君の動議に賛成いたします。

○議長(河井彌八郎) 園君の動議に御異議ございませんか。

〔異議なしと叫ぶ者あり〕

○議長(河井彌八郎) 御異議ないと認めます。よつてこれより発言を許します。園伊能君。

〔園伊能君登壇、拍手〕

○園伊能君 私は、最近問題になつております日本領竹島の問題につきまして緊急質問をいたします。

竹島は、従来日本領であることは歴史に徴して疑いなきばかりでなく、更に最近、平和会議の条項、第二條におきましても、日本と韓国が分離した際に、韓国に所屬する島嶼は明瞭に記載されておまして、済州島、巨文島、鬱陵島の三島が韓国に所屬し、他の諸島は日本に属することになつてゐるのであります。日本政府から韓国に抗議をいたしました抗議文に対する韓国側の回答を眺みますと、あたかもこれが鬱陵島の付属島嶼のごとく受取れる感じがいたしますが、韓国の歴史においても、すでにこの島を独島、一つの島、独りの島と書きます。独島と称してゐるばかりでなく、五十六カカリを隔てるこの島が、鬱陵島の付属島嶼でないことは極めて明瞭であります。今日、政府及び国民の一部の竹島に対する誤解、これが誘つた日本海の一小島であり、この問題について種々国際紛争を起すことは、国家として非常に不利であるという考えもありますが、最近の遠洋漁業その他の科学的な漁獲方法により、この島は急に重大性を持つてゐることは、日本よりも韓国側の方が、よくこれを了解しているようであり、又、非常に災害の多い日本における気象通報のためにこれを用い、又、世界に二つよりない非常に貴重な海獣「あしか」の集合地でありまして、日本は曾つて「おつとせ」条約に入つておりましたが、この「おつとせ」の保護と同様に海獣保護の文化的責任を持つてゐるものであります。然るにこの竹

島は、昨年の春以来韓国側が非常な巧妙な手を打ちまして、或いはここに軍隊を送り、又最近では燈台を作つて、これを米国の国際航路局に登録いたし、又予算を通して、ここに築港する計画をいたしておられます。殊に最近、韓国では、郵便切手に竹島の図を載せまして、これを頒布し、且つ世界的に竹島の領有を宣伝して、外交における事実をここに作り出してゐること、皆繰すで御承知の通りであります。これに対し、日本政府は、ただ文書的な抗議を送るにとどまりまして、今日まで何ら積極的なこの解決をしなかつたことにつきましては、私は非常な遺憾の意を表するものであります。

私はこれにつきまして、先ず副総理にお伺ひしたいと思ひますが、日本政府は、たゞこの問題を、或いは国民の注意を避けるような方法において解決しようとしたし、ここに参りまして韓国人をいゝゆる密入国者としてこれを取扱い、日本の巡視船を送つてこれを取容し、長崎県の南風崎からこれを韓国に送還する、いゝゆる密入国者の取扱いをいたしておられます。併しながら今日、すでに昨年以来数回に亘つて日本の巡視船が参りましたときに、これが銃撃を受け、或いは砲撃を受けまして、巡視船のへくら、おき等の船は、いずれも優秀な鉄船でありまして、二百発の銃弾を受けて、それは鉄板を貫通しておるような損害を受けております。このために竹島に近寄れないで引返しておるのでありまして、今日、これを密入国者として取扱い、警察処分を取扱うことは、もはやその域を遙かに脱しているものであります。

ここで副総理にお伺ひしたいのは、こゝういふ工合に日本の領土が明瞭なる直接侵略を受けながら、政府はこれをどういふ工合に取扱おうとしておいでになりますか。防衛庁法によるいゝゆる総理大臣の緊急状態に対する防衛出動によつて、この問題を解決することが私は至当と考えます。終戦以来極めて虚脱した日本人は、自国の領土においてさへ非常に無関心であり、あらゆる事件が起りましたも、いゝゆる違法子としてこれを見逃して行くといふ習慣があります。すでに今日に至り、竹島の領土侵略をただ成り行きに任せて見逃すという状態であることは極めて私に遺憾とするものであります。ここに副総理から、この問題のはつきりした処理方法を伺ひたいと思ひます。

次に、木村長官にお伺ひしたいと思ひますが、若しこの防衛出動を命令して、これに防衛庁の力を以てここから外国兵を退去せしめるといふような事態に至りましたとき、果して今日の防衛庁の力が、どれだけの可能性を持つてゐるかといふこととあります。私が察しますに、米國より貸手を受けましたフリゲート・パトロールのような船は、攻撃的武器を持ってゐないばかりでなく、非常に吃水が浅く、日本海の風浪にさえ耐えかねるものであると考えますが、こゝういふ船を持つて行つてもこの問題は解決しないと考へます。

殊に、若しもこれが抵抗に会つた場合には、韓国においてはすでに百機以上の新鋭なるジェット戦闘機も持つておられます。これらの戦闘機の迎撃を受けた

けましたときは、到底これに對抗し得ないものであります。この問題を私は武力的処理をいたすといふことではありませんが、併し實際上、日本の防衛を出動いたしました場合、如何なる日本の力といふものであるか、それを明瞭に伺ひたいと考へるのであります。

更に、岡崎外務大臣にお伺ひしたいのであります。軍艦を挙げ正規軍を乗せていない日本の警察船が、若しも外国の艦隊と遭遇いたし、不幸にしてその間に紛争を起し海戦をいたすような場合、果して日本の憲法に照し、日本の船はどういふ国際的な地位にあるか。これに、各国の軍艦として認められたものが許されてゐるだけの自由な行動ができますか。この点の日本の艦艇の国際的ステータスについて伺ひたいと思ひます。併しながら私は、ここにこゝういふ質問をいたしました、これに武力的解決をしる主張するのではございません。外務省が今日まで非常な平和的な処理をしよと思つてこの問題の解決に当られたといふことは、私も非常に、了解し、又共鳴するところであります。併し今日までのそれでは平和的処理がどういふ方法をとられて来たかといふことにつきまして、ここに岡崎外務大臣からお伺ひいたしたいと思ひます。

この夏以来、この竹島問題の解決に當りまして、国際司法裁判に訴へ、その裁決によつてこれを解決しようとしたことは、皆御承知の通りであります。併し今日、濠洲との間のいゝゆるアラフラ海の漁業問題につきまして、両国合意でこの問題を解決しようとしておりますが、併しこの国際司法裁判は、合意なくしてこれを実行し得

ないことは明らかであります。それにもかかわらず、韓国にこの国際司法裁判に訴えることを提案いたし、忽ち韓国の反対によりましてこの合意が拒否された。これは成立しなかつたのであります。この合意の拒否を受けて以来、外務省は更に国際司法裁判の問題について、どういふ工合な方法を進めておいでになりますか、承わりたいと思います。

更に又、今日印紙に竹島を印刷して公布していることに關し、外務省はこれに對し、新聞紙によりますと、この印紙をつけた郵便物は日本の国内に入れない、これを拒否し、返すというやうな文句を以て韓国に抗議していられます。が併し、いろいろ万国郵便条約等を引つくり返して見ても、万国郵便条約のどの条項が、竹島の印紙を貼つた郵便物を送り返す基礎となるか、ここに承わりたいと思ひます。韓国から送られる郵便物は、單に韓国人の郵便物ばかりでなく、その中には多数の外国人の文書も入つており、又その中には、日本を通過して外国に参る郵便物もあります。これらを單に竹島の印紙をつけているが故に拒否して行くということが、果して万国郵便条約によつて許されるかどうか、私は非常な問題であると思ひます。試みにこの郵便条約を見ますと、五十九条の禁止条項というのがありますが、併しこれはいろいろ郵便物、殊に小包等の中において爆発物その他を取扱つたものの禁止でありまして、これが郵便切手に關して、こゝういふ条項が適用されるものとは考へ得ないのであります。又更に政府におかれましては、日本に入つて来る物品の關稅の問題と

いたして、いわゆる關稅定率法によつてこれを禁止しようとしております。關稅定率法の第二十一条には、日本に入つて来る物品で日本の公安を害し又は風俗を害するやうな文書、圖画、或いは彫刻その他のもはこれを禁止することが書いてありますが、併しこれらは到着した物品に關する規定でありまして、郵便切手が公安を害するから、これを禁止するといふことには當らないと思ひます。むしろこれは、この郵便切手は、いづれも登録されておるに違ひありません、つまり世界的登録をしてあるその根柢に過つて、その登録の取消を要求することが私適當な方法ではないかと考へます。この點に關し、この郵便切手の処理を私は、どういふ工合に政府は処理しようとしておいでになりますか、御説明を承わりたいと思ひます。

なお日本は、今日國連の理想に共鳴し、又、國連に参加はいたしておりませんけれども、その義務を一部果そうといふことを、平和条約におきまして約束もしているのではありません。そこでこの國際連合は、單に加盟國の利益をのみ擁護するものではなく、広く世界の平和を保持しようといふ大理想に立つておりますものでありますから、國際連合に對してこの問題を提起することは、必ずしも當らないものとは考へません。勿論旧敵國として多少の差別の待遇は受けるかも知れませんが、私どもは、すでにここに國連の理想に参加し、平和的日本として今日に至りましたのであります。これらに何らの差別を受ける理由も私はないと思ひます。そこで國連憲章の第三十五条の第二項におきましては、國連の加盟國で

ないものも、若しこれを平和的に解決するといふことを承認するならば、國際連合の安保理事會にこれを訴へ、又總會において注意を喚起することができるといふ事項があります。なぜ外務省は、速かにこの問題を國際連合に提起して解決に當らないか。その點伺いたいと思ひます。今日の印紙問題のごときは、實つて外國間におきましては、戦争をも誘発したやうな重大な事件が起つておりますならば、必ずや國際連合も、これを取上げまして、これに一つの解決の途を見出すだらうと考へます。

併しながら更に手近なことは、日米安全保障條約によりますと、その範圍に、日本が平和を回復し敵立をいたしたるを、無責任な軍國主義がまだ世界から驅逐されてないから、この無防備の日本を米國軍が駐留して守るといふことが書いてあります。然らばこの日本の国土の一部が直接侵略を受けている今日、ここに駐留している米國軍は、果してこれにつきまして、どういふ立場をとるのでありますか。若しも、私、伺ふところによれば、日本政府においてこれを要求すれば、當然この問題を解決することが、駐留している米國軍の責任であると思ひます。この點、どういふわけで日本政府は、米國駐留軍の協力を得てこの問題を解決されないか。この點について明瞭なる御返答を頂きたいと思ひます。

時間がありますから、これを以て私の質問は終了しますが、今日、日韓間の問題は非常に複雑であります。竹島問題も、この総合的解決の一環として考へるといふお説がありますけれども、これが李承晩ラインの問題その他、漁区の問題、請求權の問題、日韓貿易の問題等とは違つて、これは日本の国土の一部が占領されおるといふ不幸なる事實でありますから、これは日韓會議のほかに立ち、まずこの問題を解決してこそ、日韓會議に對する曙光は得るものと思ひます。これらの點につきまして、政府より御答弁をお願いいたします。

私の緊急質問は、これを以て終了します。(拍手)

〔國務大臣緒方竹虎君登壇、拍手〕

○國務大臣(緒方竹虎君) 御答へいたします。

竹島問題は、一昨年の一月、李承晩大統領が李ラインを宣言したときから起つた問題でありまして、その後の経過につきましては、時間の關係上ここで詳しくは申し上げませんが、これを要しますに、日本のほうではどこまでも平和的に解決をして参りたいと考えておるのに對しまして、韓国側におきましては實力を以て既成事實を作つて行こうと、そういう誠に言語道斷な態度に出ることは今御指摘になつた通りであります。併しながら、日本と韓国との關係は、これは東亞の大局から見ましてなかに重大な問題であります。何れ兩國の關係の將來について誤解もあるのではないかと考へる点もありますので、今すぐには防衛出動等のことをすることは避けまして、なお一層忍耐を持つて平和的に処理する途を考へて参りたい、さうに考へております。(拍手)

〔國務大臣木村篤太郎君登壇、拍手〕

○國務大臣(木村篤太郎君) 竹島問題について、仮に防衛出動をした場合に、韓国の実勢に對して対処し得るかどうかといふ御質問であります。現在フリゲート十八隻、これらについては相當訓練の度が上つております。併しながら、韓国におきましては、現在相當数のロケット砲弾を積んだ爆撃機を持つておるのではありません。然るに日本におきましては何んら爆撃機及び戦闘機を持つておりません。従ひまして、韓国においてこれらの飛行機が出動した場合に、これに日本が対処し得るといふ手段は持つていないのであります。従ひまして、防衛出動した場合におきましては、遺憾ながら私は現在のところ確信はないと言ふよりはかないのであります。(拍手、何のために自衛をするのかと呼ぶ者あり)

〔國務大臣岡崎勝男君登壇、拍手〕

○國務大臣(岡崎勝男君) 御質問について順次お答えいたします。

第一は、軍艦の性質の問題であります。勿論我々は憲法上自衛權を放棄しておるものでありませんからして、相手國が侵略をして来た場合、自衛權を行使することは勿論できるのであります。従つて相手側の軍艦が攻撃した場合でも、政治的問題は別として、法理上から言ひますれば、我が艦船が自衛權を行使することはでき得るのであります。で、その場合國際法上の軍艦として一定の要件を必要としたしております。で、我が國は憲法上交戦權を持つておりませんので、我が艦船はおのづから軍艦とは性質を異にするわけで

あります。従つてこの相手方の艦船と遭遇した場合に、我が警備船は、一般的に交戦権は持たないことになり、自衛権の行使に必要な限りにおきましては、国際法上軍艦に準ずる地位を認められてゐるものと考えております。

第二には、国際司法裁判所に提起した問題であります。元来竹島は、国際法上の基本原則である領土権に關連する問題でありますので、これを国際司法裁判所に付託して、最も公正にして權威ある国際法廷の裁判を仰ぐことが最上であると思ひまして、これを韓國側に提起したわけであります。で、先ほども副總理が申しましたように、本竹島問題につきましては、我がほうとしては平和的解決を図ると、こういう方針で進んでおりました。又合理的な解決を考慮してありましたが、韓國側がこの国際法廷の裁判を仰ぐことを忌避したのであります。基だこれは遺憾であると同時に、韓國側としては恐らく国際法廷の合理的な審判には堪へ得ないという考えがあつたことかと思ひます。で、更にこれにつきましましては、國際連合等いろいろの方法を考慮してゐるのであります。決してこのまま、そのまま放つておくというわけではありせん。で、ただ我が國としましては、韓國側との關係は將來も長く続くものでありますので、でき得るならば直接の交渉なり、又はこの郵便切手の問題であるならば、万国郵便条約の關連において、問題は平和的に解決したいという希望をまだ捨てておりませんので、この方面に努力を傾注してゐるわけでございます。それから郵便切手の問題でございます。

すが、これはいわば國際条約の盲点を突いて、非常に巧みに宣伝を試みたといふことも言えるのであります。勿論これが不合理なことは申すまでもないのであります。で、先ほどもお話のように、政府としましては韓國側に對して嚴重なる抗議をいたしますと同時に、万国郵便連合を通じて、かかる不法な行為を取止めるように韓國側の反省を促したいと考えてゐるのであります。本邦内における切手の取扱ひ方につきましては、お話のように國際上の先例も一、二あるのであります。従ひまして、この切手の拒否といふことを政府は今直ちに決定したわけではございません。只今、万国郵便条約とか、國內法規の見地から、關係各省で慎重にこれを検討させつつあるのであります。

なお最後に、安全保障条約の発動を見たらどうかというお話でございます。これは嚴密な法律の解釈の問題は別といたしまして、政府といたしましては事態の現実的な解決を図るよう、只今努力最中でありまして、目下のところ米軍の援助を要請してありませんし、成るべくこういうことはしないので解決をいたしたい、こう考えております。すやうな次第でございます。(拍手)

○湯山勇君 私はこの際、覺醒劑取締に關する緊急質問の動議を提出いたします。

○寺本廣作君 私は、只今の湯山君の動議に賛成いたします。

○議長(河井彌八君) 湯山君の動議に御異議ございませんか。

○議長(河井彌八君) 御異議ないと認

めます。よつてこれより発言を許します。湯山勇君。

〔湯山勇君登壇、拍手〕

○湯山勇君 私は日本社会党を代表して、今日民族の危機を招来してゐる覺醒劑の問題について質問をいたします。

俗にヒロポン禍と呼ばれてゐる覺醒劑の害毒は、猶獸の度を加へ、若しこのままの勢で青少年を蝕み続け行つたならば、日本民族はやがて肉體も精神も共に腐れ果て、遂には民族滅亡の途を辿らなければなりません。(その通り)と呼ぶ者あり。今日覺醒劑中毒者の数は、警察廳長官の言によれば、百万以上と推定され、警視庁十一月の調査によれば百三十万、全國民の一・五%に及ぶと言われております。而もこれが単に衛生上の問題であるばかりでなく、覺醒劑の存在する所には必ず犯罪が伴つてゐるのであります。殺人、暴行傷害、強盜等の凶悪犯を初めとしたしまして、外貨の不正取引、賭博、売春等が影の形に添うこととつきまとつてゐるのであります。この恐るべき害毒が都市或いは基

れが撲滅に當つております。けれども、併しなお、この撲滅の前途は極めて暗い状態にございます。又民間におきましては、青少年問題協議會、或いは婦人団体、青年団、PTA、教育団体、教員組合等が、それらの立場で努力はしておりますけれども、その実効は、前途遠慮の状態でございす。悪事は先へくと進んで参りました。原料の輸入が抑えられず、國內原料による合成を發明いたしてあります。取締がきつくなれば、これに對する逃避或いは隠匿の方法が巧妙になつて参ります。私は事ここに至らしめた政府の責任について、只今から御質問申し上げたいのであります。

各省から(の)申訳のような対策はあつたかも知れませんが、政府全体として總合対策を本議場を通じて國民に示されたことは、第一國會以来ただの一度もございません。又政府がこの対策のために予算措置をしたといふことも、特にこのためにしたといふことは、未だ曾つてないのであります。(なつておらん)と呼ぶ者あり。更に申上げたいことは、この取締のために政府が提案した法案も、又一件もないといふことでございます。先に第十國會において、もはや法律によらなければならぬこともできないといふので、覺せい劑取締法が成立いたしました。これは議員立法によるものであります。又第十九國會におきまして、更に覺せい劑取締法の一部改正、精神衛生法の一部改正を行ひまして、取締の強化と拡大を図り、又中毒者の収容、更生を図りましたけれども、この二つの修正も又、政府によるものでなく、議員提案によるもので

ございます。なぜ一体、政府はこのやうな状態に放置したか。この責任を私はここで質したいのであります。前途幾ばくもない政府といふことでございますから、今ここでお質しておかなければ、今日この害毒を日本民族に及ぼしておる責任を質す機会が永久に失われるかも知れないので、特に諸方副總理にお尋ね申上げたいのであります。副總理は、私が只今申述べました通り、政府の怠慢を辛直に認め、國民に對しその責任を感じておられるかどうか、承りたいのであります。若しそうでないならば、私の申述べました各項目について、一々明確に御説明を頂きたいのであります。

次に小原法務大臣と草葉厚生大臣、御一緒に御尋ねいたします。御所管の立場から、それ(の)お答えを頂きたいと思ひます。その第一は、覺醒劑の害毒を根絶する意思を持つておられるかどうか。第二は、根絶の確信を持つておられるかどうか。第三は、確信をお持ちになつておるとすれば、いつまでに撲滅される御予定か。近頃の中國では、麻薬を完全に撲滅した事例もありますので、明確にいつまでということをお示し願ひたい。第四は、その方法についてでございます。方法を的確に御説明願ひたいと思ひます。

なお法務大臣だけにお尋ねいたしましたことは、覺醒劑の背後には、不良外人いわゆる第三國人といふものが含まれて、不良外人がつきまとつております。警視庁の調査によれば、違反件数で約一九%、密造の件数では、外國人が日本人の二倍の高率を示してあります。警視庁の防犯部長はこれに對して、不良外人をどう取締るかについて

は、今のところ根本対策はないと談話を発表しております。大臣は、これに對してどう対処されるか、お伺いしたいと思ひます。

厚生大臣だけにお尋ねいたしたいことは、現在の中毒者、常用者に対する救護をどうされるお考えか。又民間で計画されつつある救護更生施設を如何に育成助長するか、こういう点について併せて御答へ願ひたいと思ひます。

次に、労働大臣にお尋ねいたします。警視庁の資料によれば、本年十月一日から十一月十日までの四十日間に検挙された三千八百八十五名の總数のうち、無職というものが第一位で二千九名とございます。次はパタ屋というものが六百七十名とございまして第二位でございます。その両者の合計は検挙總数の七〇%に達してゐる。又厚生省の調査によれば、覚醒剤をやめられない理由、現在やつておる者がやめられない理由として、中毒のためにやめられないものが大多数で一千八百四十名、仕事のためにどうしてもやめられない、やめたら仕事に困るといふのが二百三十九名の多数に上つております。調査対象の總数は二千数百名とございまして、その二千数百名に對して、仕事のためやめられないといふのが二百三十九名に上つてゐる。歳末、年の瀬を控へまして、中小企業その他過重労働が重なり、夜間勤務が重なつて参ります。その苦しさは堪へかねて、つい身を誤るといふ季節が今来ているのでございまして、現在の労働政策では、労働基準法は空文化されておられますし、低賃金と労働強化を押し付けられ、更に失業者は、どん／＼できて参つております。こういう政府の労働政策が、覚醒剤の害毒をますます増大

させておる。労働大臣は、覚醒剤中毒者製造の元兇であるといふのは言い過ぎであるとしても、少くとも協力者であるといふことは言えるのではないかと。法務大臣、厚生大臣がいくらこれについて努力をされたとしても、低賃金、労働強化、首切り、人員整理の労働政策が改まらない限り、只今申し上げました事實に鑑みまして、この根絶は至難であると考えられますが、労働大臣は、この現実をどう対処されようとしておるか、承りたいのでございまして。(拍手)

次に文部大臣にお尋ねいたします。警視庁の談話によりますと、学生の中毒者、常用者の数は、検挙数の中では比較的低い率を示しておるけれども、無職という中に相当学生が紛れ込んでおる、従つて大体一〇%内外といふことが常識だと言われております。又文部省自身が或る県でお調べになつた資料によれば、覚醒剤を用いた開始の四八%は試験勉強のためである。又アルバイト等の深夜業といふのが二%、両方合算すると、丁度半分になつております。これに對し文部省は單なる通牒、通達で何とかしようとしておりますけれども、決してそういう方法では、この惨禍を防ぐことはできません。有為な青少年の前途を顧みるものは試験勉強であり、特に入学試験がその最たるものでございまして、教育の機会均等と入学試験制度の廃止、当面、これが抜本的な改正が緊急な問題であると思ひます。いよ／＼年度末を迎へまして、受験のシーズンとなつて参りました。このままで行つたならば、又々たくさん犠牲者を出さなければならなりません。これをどうするおつもり

か、文部大臣の御所見を伺いたひのでございまして。

最後に、もう一度副総理にお尋ね申上げたいと思ひます。

只今まで申し上げましたように、戦争の遺物が、今日なおこのように害毒を及ぼしまして、日本民族を危機に陥れておるのは、一に政府の怠慢と国民生活の不健全、社会不安によるものであると思ひます。吉田総理大臣は国会の傍聴本議場で、社会保障の万全を期する覚悟であると宣明しておられますし、副総理も又、先日我が党小酒井議員の質問に對して、社会保障も拡充強化する、更に自衛力も増強するといふことを御答へになつたことは、御記憶に新たなことと思ひます。緊縮財政を堅持して一先四予算といふ枠を更に守つて行く。その限られた枠の中で自衛力も社会保障も強化する、パタも大砲も、そういう手品のようなことが、吉田内閣でおできになるのであれば、内閣がおやめになる置土産として、後学のために是非お教へ願ひたい。これを以て、私の質問を終ります。(拍手)

〔国務大臣緒方竹虎君登壇、拍手〕
○国務大臣(緒方竹虎君) お答へをいたします。

覚醒剤の濫用による弊害が、国民保健上並びに社会公衆上に及ぼします悪影響等は実に大きなものがありまして、これが弊害の防止につきましましては、政府といたしまして昭和二十六年覚せい剤取締法が制定されて以後、後努力して参つたのでありますが、前国会におけるこの法の改正により、更に一層取締りを強化し、関係行政機関相互に協力せしめ、以来着々とその

成果を挙げるところであります。

一方、中毒者の発生を未然に防止するための啓蒙宣伝につきましても、地方公共団体等の協力を得まして、あらゆる機会にその弊害の恐ろしさにつきまして、啓蒙運動を実施いたしておることは御承知の通りであります。更に中毒者の医療保護につきましましては、精神衛生法の適用により積極的な方途を講じつつある次第であります。併しなごらな御指摘のように、これまでの措置ではまだ十分とはいへない現状に鑑みまして、今後所要の予算的措置も行ひまして、取締りの徹底、中毒者の予防、治療に万全を期して参りたいと、さうに考えております。

なお社会保障のことでありまするが、社会保障の充実につきましましては、各方面について逐年これが整備に努力をいたしておるが、今後一層これを充実を図り、以て民生の安定を期する所存であります。その際に、今お述べになりましたうちに私が自衛力の増強を社会保障制度と並行して、いわゆるパタと大砲を並行して云々といふことを申し上げたような御質疑でありましたが、私は自衛隊のことは申した覚えがございせんので、御了承願ひます。(拍手)

〔国務大臣小原直君登壇、拍手〕
○国務大臣(小原直君) 湯山議員の御質問にお答へ申します。

覚醒剤が戦前においては殆んど使用れておらなかつたのでありまするが、戦後急激にこれが使用が激しくなりまして、その弊害が見るに堪へないものがありまして関係上、二十六年に法律が制定せられて、この覚せい剤取締法によつて取締ることになつたのであります。ところがこの法律施行の結果、検挙せられた数が逐年増加いたしておるのであります。ちよつと数字を申し上げますと、二十六年には警察で検挙いたしました總数が一万八千余件、二十七年は二万一千余件、二十八年は更に増加いたしまして三万八千余件に上つたのであります。かような傾向をどうして、取締つて鎮圧しなければならぬといふことから、十九国会におきましてはこの覚せい剤取締法の刑罰及び犯罪の態様を強化いたしまして、これが取締りをするこゝになつたのであります。法務省におきましては、本年の五月、六月に亘つて全国の検察官に訓示をいたしまして、この取締りを強化し、刑罰についてもできるだけ重く求刑をするように指示いたしたのであります。又警察におきましては本年の十月全警察に訓示をいたしまして、暴力団の取締りと共に、覚醒剤の違反者の取締りを厳重にするように訓示をいたしました。その結果、検察庁といたしまして、又警察としても、その取締りに全力を注ぎました結果、本年の十月末までに至る検察庁が受付けました違反人員は五万以上に達したのであります。これらは違反者が増加いたしたこともありますが、只今申し上げましたように、取締りを厳重にした結果、検挙者が急激に殖えた点もあるものであります。かようにいたしまして、一面におきましては検挙、刑罰によつて、これが違反を防止すると共に、他面におきましては、厚生省、文部省、労働省その他の関係官庁と連絡をとりまして、事前にこれが違反の起きないよう防止の方法を講ずることを考えてお

るのであります。法務省におきましては、本年の十月全国の地方検察庁の次席検事を招集いたしました際、やはりこのヒロポン取締りの嚴重に行われるように訓示をいたしましたのであります。これはひとり刑罰だけでは参らんののでありますから、只今も副総理からお話のありましたように、各関係官庁がよく緊密な連絡をとりまして、全国の婦人団体、青年団体、或いは学校、工場等の管理者、指導者によく連絡をとつて、その方面において、事前にこれが防止を期するよう進めて参つておるのであります。なお、全国の市町村長等にも連絡をとりまして、各市町村においても、それらの指導者或いは有力者がヒロポンの弊害を知つて、これを啓蒙して、事前に防止するようにいたしたいということで、それらの連絡をとつておるわけでありまして、かようにいたしまして、今日まで取締りの面においては十分力を尽しておるのであります。併し申上げるまでもなく、これは単に検査、取締りというだけでは、到底効を尽さぬのであります。全国民がこのヒロポン禍の弊害をよく了知いたしまして、おの／＼これを用いないように戒め、みずからもこれを用いないように自覺して行かせる方法を講ずるほかにないと思つておるのであります。只今お尋ねに、これを根絶する意思ありや否やということでありまして、根絶したいがために、只今申上げたような方法をとつておるものであります。やがてこれが効果を奏しましたならば、遠からぬうちに相當に効果が挙つて、根絶と行かなくとも、大体これならばま／＼よからうというところまでは行き得るであらうというふうに考へております。

なお、このヒロポンの犯人のうちには、殊に製造、密輸入等には外人、特に朝鮮人が多数混つております。殊に原木の製造者の中には、朝鮮人がたくさんおりますので、今まで検査した数は、その六〇％を占めておるのであります。これらについては、このたび取締りを強化いたしました結果、原木を製造する場所、根本が、大体わかりましたので、この方面に特に力を尽して、これが絶滅に當つておるわけでありまして、以上、お答えいたします。(拍手)

〔國務大臣(華蓋閣員) 小坂善太郎君登壇、拍手〕
○國務大臣(華蓋閣員) ヒロポンの濫用の害毒を一日も早く根絶すること、私は、私どもの強く念願をいたしておる点であります。実は政府におきましてヒロポンを作つておる数量は、二つの会社を指定して、この六月までに僅かに三百四十四グラムにしか過ぎません。これは必要限度の濫用に使つておるのであります。現在在在間用いられておるものは、全部密造、密輸入、密売と申上げて過言ではないと思ひます。従つてこれより起つておる災害は、誠にいろいろな社会問題を起す現状になつておるから、私も、私も、これが根絶に十分な方法をとつて参る。できれば、来年度一ぱいくらいに根絶する計画の下に進んで参りたいと考へまして、明年度はこれらのために、約七億くらい費用を投じて、いろいろな考へ方を進めて参ることを現在予定をいたしておるのであります。併し、どうしてもこの問題は、ただこれらの施設なり或いは方法だけの問題でなく、国民の協力と強い緊密な連絡に地域の盛り上げる力によ

つてのみ成功し得ると存しております。最近、幸いに国民の中に強い声となりまして、或いは報道機関等におきまして御協力によりまして、だん／＼その認識を深めて参つたのでございまして、今後一層これらの点につきまして努力をいたして参りたいと存じております。

殊に、この中毒になりました患者の御指導の救済、治療の方法でございまして、これは現在、精神病院に大体千五百人くらいの収容をいたしておる状態でございます。併しこのヒロポン患者の専門の病床をせひとも必要と存じて、本年度内に急いで二百五十床を必要と都市に作りたいと存じております。これは最も取り急いで参りたいと存じております。来年度におきましては一般精神病院のほか、専門のヒロポン中毒者の治療のために約三千床余りを作つて参りたいと存じております。こういう場合、その他民間運動等の場合、或いは施設等を民間でやらせる場合におきまして、必要がございまして、政府も助力をし、必要がございまして、補助金等も出す、今回の施設におきまして、そういう考へでいたしておるから、民間と政府共々に手をとりまして、この撲滅に最大の努力をいたして参りたいと考へております。(拍手)

〔國務大臣小坂善太郎君登壇、拍手〕
○國務大臣(小坂善太郎君) 労働者が、事業場内で覚醒剤を使用しておることが発覚いたしました。そのために解雇されたという事例が、過去において二、三あつたことは聞いておりますが、これが、労働過重によるものであるという事は聞いておりません。併しながら覚醒剤の害毒は、これが労働者の健康、福祉に与える影響は極めて大きいのでありますから、今後とも、そのようなことがありませんように、よく関係当局と連絡をいたしまして、こういうことの皆無なることを期したいと考へております。又、覚醒剤の流行というものが恐るべき害毒を流しておるという事は、もとより私もといたしまして憂慮に堪へないところでありまして、只今、関係各大臣からお話をいたしましたように、全力を挙げてこの絶滅を期したいと考へております。又、ヒロポンは失業問題と直接の関連はないと存じますが、政府といたしましては物心両面から、こうしたものの絶滅を期するようなことを講ずる一方、失業対策事業につきまして、今度の補正予算におきまして、更にこれが拡大を期しておりますのであります。いづれ新年度の予算におきましては、更に有効適切な措置も講ぜられて行くことと考へております。なお、言論は自由でございますが、何か元兇であるとか、協力者であるとか、いふ言葉は、私は当たらないと思ひますから、これは御返却申上げます。(よく調べて御覧なさい)と呼ぶ者あり、拍手)

〔國務大臣(大連茂雄君) ヒロポンの問題は、誠に痛心すべき問題であります。が、文部省といたしましては、大體、指導或いは啓蒙、そういう面におきまして関係各省と緊密に連絡をとつて、この害毒の絶滅を期したい。かように考へて従来ともその方向で努力して参る次第であります。学校におきまして

も、或いは一般社会教育の面におきましても、さういふ指導、啓蒙といふことが、さういふ点に力を入れますと同時に、一面又、スポーツ、体育、リクリエーション、こういうものの奨励といふことも併せて考へておることは御承知の通りであります。文部省の調べになりましたように入学試験の勉強の際に、覚醒剤を服用するが因で中毒を起しておる、或いは常習になつておるというふうな事例が相當にあるように見られます。これにつきましては、教育委員会その他関係方面に、強くこのことを注意を喚起することに努めております。又保健課長会議等の協議会、会合等のあります場合にも、この点を強く指示して参つております。ただこれに関連して入学試験の問題についてお話をいたしました、入学試験或いは教育の機会均等、或いは余り受験地獄といふような点から、これは御承知の通り世間でやかましく論議せられておる問題であります。併し、これは適正な解決の方途といふものは、実は簡単に見付からないのであります。結局困難の元は、収容する学生の数と、希望する学生の数との間に非常の開きがあるという事に起因するのでありますから、ただ教育の機会均等でこれをやめるといふようなことは、これは解決策にならないのであります。この点につきましては、文部省としては、前々からそれ／＼の教育関係の方面に検討を続けておるのであります。熱心に検討を続けておるのであります。今後とも十分、少しでも適当な方法が考へ得られますように努力して参りたいと思つております。(拍手)

○湯山勇君 副総理の御答弁に関連して、ちよつと再質問したいのでござい
ます。

○議長(河井彌八郎) よろしくござい
ます。登壇をお願いします。

〔湯山勇君登壇、拍手〕

○湯山勇君 只今の御答弁に関連して
再質問をいたしたいと思います。

政府の御答弁になつたことは、政府
自身の責任を述べないで、徒らに国民
の協力とか、或いは国民に責任を持た
せるような御発言が多かつたと思いま
す。この点甚だ遺憾であると思いま
す。なお、副総理が御答弁になつた対
策は、全部政府自身が立てたものでは
なく、議員提案によつてできた法律
を、如何にも政府がやつたかのごとく
御答弁になりましたが、これもこの際、
明確にいたしたいと思ひます。

なお最後に、副総理は、自衛力も社
会保障も言つたことはいないとおつし
やいましたが、これは御記憶が誤りで
あつて、小酒井議員が遺家族保護の問
題について質問し、これに対して大蔵政
務次官が社会保障も自衛力もという答
弁をいたしました。そこで小酒井議員
は、このことを確認するために再質問
の際、副総理はどう考えるかというこ
とを質問したのでございます。副総理は
その際、質問の内容を聞いていなかった
たというので、ぼんやりしておりました
が、こゝへ参つて、大蔵政務次官の
言通りでございまして、このことを答

えておりましたのを、恐らくお忘れに
なつておつたと思ひますので、この点
に關しての御答弁を、今おられませ
んから留保して再質問を終ります。
(拍手)

○議長(河井彌八郎) 諸方國務大臣の
答弁は、他日に留保せられました。

○戸叶武君 私はこの際、砂糖の暴騰
に關する緊急質問の動議を提出いたし
ます。

○阿具根登君 私は、戸叶君の動議に
賛成いたします。

○議長(河井彌八郎) 戸叶君の動議に
御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(河井彌八郎) 御異議ないと認
めます。よつてこれより発言を許しま
す。戸叶武君。

〔戸叶武君登壇、拍手〕

○戸叶武君 私は日本社会党を代表
し、砂糖の暴騰に關する緊急質問を行
います。

最近の砂糖の暴騰は、歳末の台所を
あずかる主婦たちの家計簿に深刻な影
響を与えております。国家の財政政策
が一家の経済に及ぼす被害の防衛に關
し、先ず小笠原大蔵大臣に質問を行
います。小笠原さんは、本国会における
演説において、政府は昨秋以来、財政
規模の圧縮、金融の引締めを中心とす
る政策の遂行により、本年二月以降、
漸次その効果が現われ、物価の下落に

おいて所期の成果を挙げることででき
たと説明しております。然るに、政府
が誇る諸物価の値下に逆行し、砂糖だ
けが暴騰を続けているのは、如何なる
原因によるものであるか。この不可解
な経済現象に關し、即ち砂糖の値上り
と政府の経済政策との関連について、
小笠原大蔵大臣から所見を承わりたい
。申すまでもなく砂糖は、米麦等の
主食に次ぎ、塩と共に日常生活に欠く
べからざる生活必需品であります。私
たちは国民生活擁護の立場から、砂糖
の値上りに對し無関心たり得ないので
あります。

次いで、食品行政の主管たる農林大
臣に對し質問をいたします。

食糧庁では、砂糖の値上りの原因
は、輸入量の削減にあるから、八十萬
トンの輸入に對し更に十萬トンの追加
輸入を行へしと通産省に申入れをな
したとのことでありますが、単に輸入
増加を策することによつてのみ、砂糖
の値下げを行うことができるかどうか。
又その他に如何なる対策を持つ
か。この際、それを承わりたい。農林
大臣は記憶のよい方であるから、よも
や忘れまいと思ひますが、今春の砂糖
の暴騰の際に、参議院農林委員会は、
砂糖価格の暴騰は、国内における砂糖
需給の逼迫に基くものであるが、その
主因は砂糖行政の失敗にあるとの警告
を行いました。当時、参議院農林委員
会は、各党各派の委員全員一致で二月

二十六日に農林大臣、通産大臣、大蔵
大臣に向つて、「外貨予算の執行よろ
しきを得ず、或いは精糖設備の過剰投
資を放任する等、消費者の福利をわき
まえず、徒らに精糖業者を利得せしむ
る結果になつた」との、砂糖行政に關
し嚴重な申入れを行なつたのでありま
す。その後、農林、通産、大蔵の三大
臣は、参議院の農林委員会の申入れに
對し、如何なる措置を講じて、砂糖の
値上りを抑えるため努力をせられた
か。又精糖業者の暴利を取締り、一般
消費者の利益擁護に當つたか。その後
の経過を具体的に且つ詳細に御説明願
いたい。

次に、通産大臣に答弁を求めます。
通産省側のほうでは、農林省の輸入増
加の要望に對し、来年四月までには、
日本に入港する砂糖は百万トンを超
え、去年と異ならないから、砂糖の暴
騰は輸入量が原因でないとの見解を持
つてゐることとありますが、然ら
ば砂糖の値上りの原因は何によるもの
か。率直な説明を聞かせて頂きたい。
私は砂糖の値上りの原因は、貿易と
關係のある砂糖のリンク制に有力な原
因があると思ひます。昭和二十八年
十月以来、出血輸出に對する補償とし
ての砂糖の輸入権によりメーカーや造
り業者は砂糖のクレーンが手えられま
した。メーカーは、輸出で出血した分
を補うために、これをカバーした値で

精糖業者に充てる。砂糖の一年間の消費
量百万トン乃至二百二十万トンで済む
のを、政府の放漫政策により、その三
倍もの精糖設備を持つに至つた精糖業
者は、砂糖原料の品不足のため原糖入
手に狂奔する。その結果遂に精糖会社
の使用原糖価格が高いものとなり、製
品高となつて、それを消費者に転嫁す
るに至り、砂糖の暴騰となつたのであ
ります。通産大臣も御承知の通り、砂
糖の原料としての原糖相場は、トン当
り八十ドルから九十ドルであります
が、リンクの出血補償額は、トン当り
百五十ドル乃至百七十ドルに上り、従
つてリンク原糖は、トン当り二百四十
ドル乃至二百六十ドルの高値となつて
おります。使用原糖が全量リンク糖と
いうわけではなく、割当の台湾糖、ト
ンCIF百五十ドル等があるから、使
用原糖価格は百六十ドルから百七十ド
ルに落ちつくとしても、これを二十九
年度上期の百二十五ドルから百三十ド
ルに比較すると、三十ドルから四十ド
ル高くつきます。四十ドル高の原糖を
使うと、砂糖相場が斤十円は上るとの
ことです。現に今春は一斤九十円前後
であつたのが、現在は百十六円乃至百
十七円と、約三割以上の値上りをして
おります。通産大臣は賢明なお方であ
りますが、愛知さんは、砂糖の値上り
は貿易振興のためやむを得ないとの考
えであるかどうか。私たちは砂糖のリ
ンク制に重大な欠陥と無理があるよう

に感ぜられます。通産大臣は、今後如何にこれを改めるつもりか。その点をお知らせ願いたい。これは又経済外交の推進を強固する岡崎外務大臣からも、ガット加入が問題になつて居る際に、やはり外務大臣としての見解も明らかにして頂きたいと思ひます。

最後に大蔵、通産、農林三大臣に重ねて質問いたします。東洋経済新報の十二月の臨時増刊に掲載されている資料を参考に供しますと、精糖会社は各社とも他事業に比べると著しい高収益を挙げていることとあります。対資本利益率では、フジ製糖の二百三十二割が最高で、次いで日本精糖が九十九割、横浜精糖が三十三割、又配当は、フジの六割を筆頭に、いずれも三、四割以上であります。特に大蔵省、通産省に視みをきかせて居る池田勇人氏をバックとし、今春日本一の精糖会社にのし上つた名古屋精糖は、資本金十二億を擁しながらも、三割五分の配当を行なつております。巷間伝うるところによると、昨年から今年にかけて精糖会社の一年間における儲けが百億を越えるだろうと取沙汰されてお

り、政治権力を握つて居る方面に不明朗な動きがなされて居るとすら言われております。政府は昨年から今年にかけての造船業の輸出を砂糖懸獄において再び繰返すようなことをしないように警戒しておると思ひますが、甘きを慕つて砂糖につく例もありますか

ら、この国民の疑惑を解く必要があると信じます。吉田内閣は、総辭職か解散か、それとも弁慶の立往生かの瀬戸際に立つております。この政情不安に乗じて砂糖が暴騰し続けるのは、何といつても不思議なことであります。政府としても、政府のデフレ政策のお陰で生活に苦しむ人々のために、弱いものいじめをやめて、せめてもこの年の暮に、台所経済でも、ほつとさせてやるだけの義務があります。冷厳な政治から温かい政治へ。そうした意味において、誰にも納得が行くよう親切な御答弁をお願いいたします。

これを以て私の質問を終わりますが、答弁に不満な際は、再質問を行います。(拍手)

〔国務大臣保利茂君登壇、拍手〕
○国務大臣(保利茂君) 答へたいし

ます。本年の初頭に砂糖が暴騰を来したとして、全国の家庭の皆様に非常に御心配をかけたわけでありました。爾来私もとしましては、只今お話の農林委員会の御決議の趣意もございするし、できるだけ糖価の安定を図りまするよう努力をいたして参つておりますが、実際問題といたしましては、昨年の供給力は百五十万トンを超えておる。今年の供給力は百万トンである。外貨の状況からいまして、今年の砂糖外貨の割当が八十万トンに抑えざるを得ないところから、どうし

てもこの自由経済の下でございするし、需要と供給のこのアンバランスから、どうしても砂糖の値段が上がりがちになつて参つております。(自由経済を修正したらいよいよないか)と呼ぶ者あり)そこでお話のように、然らば統制時代のことを振り返つてみますと、供給力が約半分以下でありましたときには、これは余儀なく砂糖の配給をいたして、配給制度をとつておつたわけでありました。今日は大体まあ年間総人口一人当り十一キロ以上の供給を確保いたしておるわけでありました。併しそれにしましても旺盛な需要に満足に

応え得る数量ではない。外貨を節約しなければならぬ。どん／＼入れることさえできませんれば、これは問題はないわけでありました。然らば今日の段階で配給統制を考へることがいかにどうかということにつきましては、私は、食べ物物の性質からいまして、これは食べ物全体を通じて配給統制をできるだけ避けることがいいのじやないか、食べ物にはやはり各人の嗜好に応じて自由選択の機会を与えるということが、私は正しい食糧政策ではないかということに根本に持つておるわけでありました。従いまして、この今日程度の百万トン前後の供給力を確保し得る段階におきまして配給統制を考へるということはいさなないつもりであります。ただ今年春の暴騰当時におきましては、取引所等の運営にも随分反省を要するところ

があつたように存じますので、砂糖取引所の運営につきましては、特に不当投機的な売買が行われませんように厳重な監督と調査をして、今日におきましては、おおむね実勢相場と取引所の相場というものは相一致して推移をいたして来ております。従いまして、この春以来の砂糖の値段の足取りを見ますと、じわ／＼じわ／＼と上つて来ておる。急騰、急落というような投機現象を伴つていないということで、併しながら上つて来ておることは事実でございます。これは供給力の制限がこのような事態を起して居る。そこでま

あ、できるだけ最需期を前にして砂糖の値段を抑えて行くというためには、下期の外貨割当、特に台湾の十三万三千万トンに予定いたしておりますうち、十萬三千万トンにつきまして至急実施をいたすように手配をいたしておるわけでございます。著しき御不安をかけるようなことはなからうかと存じます。なお結局この砂糖問題の根本は、たびたび御指摘でございますように、世界的に見ますと、砂糖が過剰になつて価格は安くなつて来ておる。然るに内地におきましては、内地の消費者は高い砂糖を使わなければならぬ。これが一部の人のためにその利潤が偏在していることが、多くの砂糖消費者から言へば割切れないじやないか。私も全く同様に考へております。従いまして、

この超過利潤を得ておる者が、いわゆる精糖業者に限られるというよりな形は、私はこれは非常に好ましくない。

無論税金によつて超過利潤が国家に吸収せられておることも事実でありますけれども、それだけでは国民感情から申しても、どうも割切れんじやないか。従いまして、この超過利潤を国家に吸収して行くという方向において善後策を講ずる必要があるということ、私は、私もそのように考へております。具体的には只今研究を事務局に願つておるわけでありました。(間に合

わんぞ、そんなことをしておつたら)と呼ぶ者あり
〔国務大臣愛知揆一君登壇、拍手〕
○国務大臣(愛知揆一君) 只今農林大臣から、非常に詳細に砂糖の問題につきましての我々の考へ方を御説明いたしたわけでございます。私も全く同様に考へておるのであります。只今もお話がありました通り、本年度の砂糖の輸入についての外貨の割当をいたしておりますものは八十万トンでございますから、この点だけを取上げて御覧になれば、需要供給の関係から、供給力がかなり不足であるようにも見られるのであります。併しながら、在庫の持越しと国産の砂糖及び黒糖を合せますと百万トンを超えておるのであります。この程度の砂糖がございす

れば、先ず一、年間を通じて見ますれば需要供給上の大きな不安はないと、私はかく確信いたしております。なぜかと申しますれば、一昨年以前の年間の需要量を考え合わせますと、先ず、この程度で需給上の不安は、先ず先ずないということが言えるわけであり、併しながら、只今も農林大臣からお話いたしましたごとく、私もこの砂糖の価格が上昇傾向を示しておる、これを何とかして下落させたいということ、国民生活上最も望ましいことであると存じますので、最近の高騰に對しまして、只今お話をいたしました通り、例えば台湾糖の輸入十萬三千トンにつきまして手配をする等、適宜の措置を講じておるわけでございます。

私が特に申し上げたいと思ふのは、社会党のかたへとは見解が違いますが、消費者一般の国民のかたがたが砂糖の需給というようになことに、ついて全体的に、もう少し理解をして頂くようになり、又政府側におきましても、もつと十分御説明をいたす努力をいたさなければならぬと思ふ、が、全体の需給についての不安がないと、この確信をお持ちになりさすれば、砂糖の例えは買溜め、売惜みというようになことが起らないわけであり、するから、自然に砂糖の価格が安定すると、御安心を頂いて私は大丈夫であるという確信を持っております。

それから第二段のお尋ねについて次にお答えいたしますが、率直に申しまして、只今戸田君の御指摘にもありましたが、従来日本の物価が非常に割高である、その間においても輸出の努力をできるだけしなければならぬというところから、一種の必要悪としても申しますか、必要に迫られて輸出振興に寄与いたしましたものに対して外貨の割当をするということのために砂糖を利用するに参りましたことは事実でございます。このために砂糖の輸入の買付の時期がいささか安定を欠いたというところから、砂糖の価格の高騰を来した一因になつておることは、私も否定できないと思ふのであります。御承知のごとく、特に本年の夏以来、砂糖の問題から離れまして、世界的に見ましても補償リンク制度というものは、もはややめるべきである、又、私どもの輸出価格をできるだけ一般に下げるといふ努力が相当の効果を挙げて来ておりますから、砂糖をいわず輸出に結び付けました補償リンク制に利用するといふことは、もはや原則的にはやらないことにいたしましたのであります。従来からの契約その他の関係で、まだ若干あつてを引くものはございませうけれども、いつまでやるのだと（呼ぶ者あり）新たに補償リンク制をするといふことは全然考えておりません。遅くも、幾ら長く引きますものでも、数カ月のうちに原則的に

はなくなることになるわけでございます。それから最後に今後の措置について、特に糖価が不安定である、或いは一時的な高騰等のために投機的に悪用されるというふうなことを防ぐ意味から申しまして、私どもの考え方といひましては、できるならば特殊物資の輸入基金の特別会計というふうなものを作りまして、新たに一つ立法措置を講じて頂きます、その会計によつて砂糖の輸入を扱はせるといふことを考えて頂くことができれば、（そんなことはリンクと同じじやないかと呼ぶ者あり）リンクじやない。（結果においては同じだ）と呼ぶ者あり）懸つて聞きたまへ。砂糖の適宜の輸入が確保できるのみならず、その用途につきまして、特別会計基金の用途について、厳重なる国会においても審議を願ひ、監査をし、或いはその用途について適正な輸出振興の別途の措置を講ずるといふようなことになれば、どの点から見ても国民の納得をから得、又国際的な信用を保持するゆえんにも通ずるといふことを考えておるのであります、この所要なる法案等の準備につきましては、すでに我々としては一つの成果を得ておるような段階でございます。（拍手）

「國務大臣岡崎勝男君登壇、拍手」
「國務大臣（岡崎勝男君）リンク制が、今通産大臣からお話がありましたように、一種の輸出補助のような形になりますと、これは多少問題があるのではありません、お話のガットに加入する等の場合に、ガットの趣旨からいつて多少問題になり得る可能性はあるのであります。併し、今お話がありました通り、輸入リンク制、殊に砂糖につきましてはすでにやめるという方針にきまつておりますから、この点では十分各国の理解を得ることと考えております。（拍手）」
「政府委員山本米治君登壇、拍手」
「大蔵大臣どうした」と呼ぶ者あり

「政府委員（山本米治君）大蔵大臣は、現在参議院予算委員会に出ておりますので、代つて御答弁申し上げます。第一番目に、大蔵大臣が今回の予算演説におきまして、一般物価引下げの方針を闡明されましたのに対して、砂糖の暴騰はどうだと、こういうお話をいたしますが、大蔵大臣の言われましたのは物価一般でございます。物価といふのは、何百何千という品目の指数でございますので、その物価全般といひましては、すでに御承知の通り小売等におきましてはまだまだ大して顕著なる低下は見えておりませんが、御売物価におきましては、すでに数字によつていろいろ違ひますが、七割とか九割下つておるのでございます。それでありまして、砂糖は砂糖が若干上つておるといふことは別の問題でございます。一種の輸出補助のような形になります。（若干じやない）と呼ぶ者あり）それによつても砂糖が上がるのは、もとより面白くないことでございまして、この砂糖の値上りにつきましてはいろいろ原因がございまして、それと、先ほど第二点としてお尋ねのありました精糖会社の収益が非常によろしいという問題と税の問題に関連して一言申述べますと、御承知のごとく砂糖の消費税は、昨年の八月より四円五十五銭引上げました。この砂糖消費税の引上げが、砂糖価格の上騰の原因だといふことを言われております。無論基本的には、税金はコストの一部でありますし、税金を引上げますれば価格が上がるわけでございますけれども、価格の推移と課税の時期とを関連させて見ますと、この税金を引上げたときに必ずしも上つておらず、むしろ下つておるのでございます。従つてこの砂糖などの値段が上りますことは、むしろ一般の需給関係と申しますか、その中には非常に広い意味で砂糖の外貨割当、今後の輸入見通しがどうなるだらうか、或いは国内における購買力の問題、いろいろございまして、砂糖の消費税を引上げましたことは、直接には砂糖の小売価格等の値上りになつておりませう、一部は只今御指摘の精糖会社の収益の一部に食い込んでおるのじやないか、（元談じやないよ）と呼ぶ者あり）若し砂糖の消費税引上げがそ

のまま値上りになつておるとすれば、糖精会社の収益には関係ないわけでございますが、そこで食い違いがありとすれば、つまり砂糖に対する国民の購買力というものが、無論一定ではございませんが、仮に一定と仮定するならば、砂糖の消費税の引上げは、それだけ消費需要が減ることになるわけでございます。

それから只今の砂糖会社の収益が低いといふことは、これは事実でございますが、併し内外の価格差そのままだが砂糖会社の収益でないことは御承知の通りでございます。先ほど通産大臣が申されましたように必要と申しますか、これに基づきまして、出血輸出に對するリンク制をやつておるわけでございます。このリンク制のために各種糖会社は外国で買ひまゝの値段でない、もつと相当高く原料を入手しておるわけでございます。今年の四月から九月まで精糖十八社がこれらリンク輸入砂糖の補償金として支出しておる金額は三十五億円に上つております。

こういうものを払つております関係上、糖精会社の収益が、一般に言われるほど多いかどうかは別問題でございます。まして、それにいたしまして、こういうふうな内外の価格差による利益といたすものを或る程度、或る会社だけが独占するといふことは無論面白くないのでございすから、何とかこれに對しまして適切な方法、税で以て吸い

上げるか、或いは他の方法、先ほど通産大臣が示唆されましたように、或いは特別会計を設けるとか、或いは専売制をするとかいうようなことも、目下いろいろと考案中でございます。

(拍手)

○戸叶武君 再質問を行います。

○議長(河井彌八郎) 登壇を求めます。

【戸叶武君登壇、拍手】
○戸叶武君 只今の御答弁に對しては不満でありますから、再質問を行います。

只今、保利農林大臣、愛知通産大臣及び大蔵大臣の代理のかたからの答弁を聞きまゝと、その答弁がいろいろばらばらになつておるのであります。保利農林大臣は需要と供給とのアンバランスから値上りが来ておるのだと言ひ、又大蔵大臣の代理のかたも、それが同じようなことを言つておりますが、愛知さんは、単にそういうことではない、むしろ去年と今年というものが別によつていないのだから、そういう関係においては需要供給の不安はないといふことを強調されておる。それでは一体何が値上りの原因か、このことに対して、もう少し農林大臣、通産大臣、大蔵大臣が、吉田内閣が解任前

だから、ばらばらになつておるのは当然でありますけれども、少し打合せをしまして統一された御答弁を願わなければ、国民はやはり納得が行かないの

ではないかと思つてあります。事實上において、台湾からも十萬三千トン入つて来るので前と違はないという愛知通産大臣の説明というものは正しいと思つておる。それにもかかわらず砂糖が値上りを続けておる、大蔵大臣は、それは税の關係ではないとまで代理ながら言つておる。なぜそれではこういう値上りになつておるのか、ここにこの「東洋経済」の指摘するまでもなく、實際経済を知つておるものは、如何に砂糖会社が暴利をむさぼつておるかといふことは明らかにわかることだと思ふ。而も約二年に近い砂糖会社の暴利を手を掛けて見ておるところに、吉田自由党内閣との繋がりがあつたといふことを、我々はつきりと見定めなければならぬと思つておる。対策を考へる中などと言ひながら、春におけるところの参議院農林委員会の嚴重な申入れを何と心得ておるのか。當時においてすでに早急に対策は打立てられて、砂糖の値上りを押さえるところの施策は講ぜられなければならないにもかかわらず、のんびりだらり、今のような大蔵當局の答弁、又愛知通産大臣の答弁においても、極めて不満であります。保利農林大臣の答弁に至つては、原則としてこの食糧のごとき問題に統制を加えない、これは嗜好上の問題などと言つておられますが、米や麦は主食であります。それと同時に砂糖は塩に次いで我々人間生活を営む上において欠く

べからざる生活必需品であります。こういう我々の生活に必要な問題を政府は等閑に付して、国民大衆に犠牲を強いることに對しては、我々は不満でありますから、各大臣の、もつとつかかりした答弁をお願いいたします。(拍手)

【國務大臣保利茂君登壇、拍手】
○國務大臣(保利茂君) 今日砂糖の価格が、決して需給の關係から出ていないといふような考えは、通産當局にも大蔵當局にも私はないと思ひます。併し言われておるところは、大抵今日の供給力によつて全国の消費者の御迷惑になるような御心配はないといふところを通産大臣は強調せられておるわけです。決して、足らんかも知れんから買入れをしなければならぬとかいふようなことのないようにして頂きたい。それは食べ物のごときでありますから、どんな食べ物にいたしまして、国民的な理解と協力なしには、私はどうも問題でも成功することはないと思ひます。従つて今日の大局からいいますと、仮に一人当り十五キロなら十五キロ分が、輸入がどん／＼できるならば、私は砂糖問題はないと思ひます。ただ外貨上どうしても十一キロ程度の供給しかできない。輸入ができないといふところに、この問題があるといふことを申しておるわけでございます。

なお配給の問題で私、何か申上げましたけれども、無論米麦は、これは万人が万人誰でも欲する、又食べなければならぬものでございます。砂糖も或る限度私はそうだと思ひます。必需品であります。併し必需的消費と贅沢的消費といふものの境界といふものは、これは人によつて違つて来る、酒の要る方にコーヒーをやつても、酒のほがよいといふ方もあります。或いは酒は要らんからコーヒーのほうがよいといふ方もあります。そういうものを同じ限られた供給力の、百万トンなら百万トンを万人一律に割當をして、そうしてみんなが使いたくもないものを使うといふようなやり方は、私は食糧を扱う正しい道ではないといふことを考へておるわけでありす。

(拍手)

【國務大臣愛知揆一君登壇、拍手】
○國務大臣(愛知揆一君) 先ほど、特にお断りいたしましたように、私の考へ方は、農林大臣の答弁せられたことと何ら異なることはございませんが、念のためにもう一度申し上げます。年間を通じて見れば、需給關係に若干大した御心配をかけることはないつもりであるといふことを申上げたのであります。そして最近の一時的な高騰に對しまして、時期的にも、この需給の調節をいたしたい、更に需給の状況や価格の動向を十分常に見守つて適宜の処置をいたしたい。こう申したのであります。例えば最近に台湾糖の引取りを決定したのもその一例であるといふ、こういうふうに申上げたつもりで

でございます。

○議長(河井彌八君) 山本大蔵政務次官。

○政府委員(山本米治君) 必要ありません。

○大倉精一君 私はこの際、北海道本州間の輸送事情に関する緊急質問の動議を提出いたします。

○田畑金光君 私は、只今の動議に賛成いたします。

○議長(河井彌八君) 大倉精一君の動議に御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(河井彌八君) 御異議ないと認めます。よつてこれより発言を許します。大倉精一君。

〔大倉精一君登壇、拍手〕

○大倉精一君 私は日本社会党第四選挙区を代表いたしまして、去る九月二十六日の第十五号台風により甚大なる被害を受けましたところの北海道本州間の輸送の現状が年末を控えて樂觀を許さない事情にあることに鑑みまして、この際、関係大臣に対しまして若干御質問申上げたいと思ふものであります。

即ち青函運輸は北海道の命脈を制するものであります。先般の第十五号台風によりまして、一瞬にして客貨船六隻中一隻を、貨物船十隻中四隻を損傷し、青函運輸には極めて重大なる支障を来すことに相成つたのであります。

す。当局は当面の応急策として、曾つて樺太連絡に就航しておりました宗谷丸を就航させておりますが、これは専ら警備役に過ぎず一日五百トンが最大限であり、而もこの船はすでに老朽のために、十二月二十五日にはドックに入ることを予定されておるのであります。更に道南海運によるところの航送も、漸く一日三百五十トン程度の能力であります。更に国鉄の青函運輸の状況は、一応一日十八運航、六百八十両、一万二百トン程度の計画を立てておりますが、実績は十二運航乃至十五運航に過ぎず、計画の一日一万トンに對しまして七千トンの航送にとどまっております。即ちこの間欠航が極めて多いのであります。この原因、理由について、私は大いに疑問を持たざるを得ないのであります。

先ず第一に、台風前におきましては、当局は青函運輸は万難を排して確保するという方針の下に、十五メートル乃至二十メートルの風速に對する欠航は殆んどないといつていいのであります。ところが台風後におきましては、僅か十メートル乃至十五メートルの風でさえ欠航してあるような状態でありまして、これは如何なる理由、根拠によるものか、全く理解に苦しむものであります。或いは当局は、船舶関係の来年度予算獲得の戦術として、故意に運輸計画の改善を怠つてゐるという噂さえ

耳に入つてゐるのであります。幸いにいたしまして、本年は天候が好かつたために、この程度の欠航にとどまりましたが、十五メートル乃至二十メートルの風は、昨年十一月において十七日間あつたのであります。更に今後冬季間におきましては、殆んど十メートル乃至十五メートル程度の風は吹くものと言わなければなりません。かかる実情の下におきまして、すでに本州北海道間の輸送は、ますます円滑を欠く結果と相成り、滞貨は逐次累増の一途を辿りつつありまして、私の調査しましたところによれば、十一月二十日現在、上り二十万トン、下り五万一千トンとなつておるのであります。而も今後冬季間における悪天候の下におきましては、ますます欠航が頻繁に続く事態が想定されます。且つ宗谷丸もすでに十二月二十五日にはドックに入ることを思へば、北海道本州間の年末における輸送につきまして、私は大いに憂慮なきを得ないのであります。

然るに政府におきましては、かかる事態に對し、殆んど積極的な指導施策が見受けられないことは、誠に遺憾と存する次第であります。

私は運輸大臣にお伺ひいたしますが、青函運輸は、今後もお十メートル乃至十五メートルの風速で欠航するものと考へてよいのか。とすれば、現在の滞貨の処理並びに北海道本州間の年末輸送について、大臣は如何なる見通しを持つておられるか、又如何なる対策を考へておられるか、お示しを願ひたいのであります。同時にこの際、この輸送の問題につき、将来に對する根本的な対策について御所見を承わつておきたいと存するものであります。

次に、配車の状態を見ますに、上り、即ち北海道から本州向き貨物に對する配車は、申込をしてから一カ月以上もかかり、更に下りの場合におきましても、申込後十五日以上もかかることを聞いております。この原因につきましては、船舶の不足は勿論のことながら、前述のような青函運輸の非能率によることは明らかであります。更に国鉄各局間の調整連絡の不十分によることも原因の一つと考えられるのであります。加ふるに駐留軍の彈藥輸送というものが優先取扱いを受けておりまして、一日十五両三百トンを輸送しておるのであります。更に今後は五万トンの輸送を控えておると聞き及んでおるのであります。これは北海道における民間必需貨物の輸送を著しく圧迫している結果とも相成つてゐること

すべきであると考えるのであります。が、運輸大臣の御所見を承わつておきたいのであります。

次に、かくのごとき輸送の逼迫は必然的にも北海道の經濟事情を悪化し、道民の生活を著しく圧迫する結果を招来してゐるのであります。即ち北海道においては本州向輸送の逼迫のため、特に一般中小企業は甚だしき金詰り状態に追い込まれ、殊に年末を控へまして、極めて憂慮すべき事態を醸成されてゐるものであります。一方本州よりの輸送逼迫のため、道内におきましては米、肥料等、漸く民間必需物資の不足の現象が高まつて参りました。物價事情の悪化もますます著しくなつて参りまして、道民の生活は逐次圧迫の度を加へつつあります。殊に岩内町のごときは、全町殆んど全滅という悲惨なる災害に見舞われたのであります。町民はよく団結をいたしまして、去る十月七日から、約百五十隻の船によつて漸く「すけそ」漁を開始して、復興に立ち上つておるのであります。が、頼みの綱とするところの「すけそ」輸送に對するところの配車状況は殆んど所要に満たず、折角の再建立上りに暗色を投げかけておる実情にあるのであります。この際運輸大臣は、全滅の危機から漸く復興再建に立ち上つた岩内町の唯一の頼みとするところの「すけそ」輸送のために、配車等につきまして格別の考慮をすべきであると考え

は、事実として認めざるを得ないのであります。私はこの際、北海道の滞貨を一掃するまでの間、駐留軍の彈藥輸送は一切中止するよう米軍当局と強力に折衝し、専ら民間必需物資に對する全面配車をなすと同時に、国鉄各局間の調整に円滑を欠く点があるとするならば、運輸大臣は適切な指導をな

すべきであると考えるのであります。が、運輸大臣の御所見を承わつておきたいのであります。

次に、かくのごとき輸送の逼迫は必然的にも北海道の經濟事情を悪化し、道民の生活を著しく圧迫する結果を招来してゐるのであります。即ち北海道においては本州向輸送の逼迫のため、特に一般中小企業は甚だしき金詰り状態に追い込まれ、殊に年末を控へまして、極めて憂慮すべき事態を醸成されてゐるものであります。一方本州よりの輸送逼迫のため、道内におきましては米、肥料等、漸く民間必需物資の不足の現象が高まつて参りました。物價事情の悪化もますます著しくなつて参りまして、道民の生活は逐次圧迫の度を加へつつあります。殊に岩内町のごときは、全町殆んど全滅という悲惨なる災害に見舞われたのであります。町民はよく団結をいたしまして、去る十月七日から、約百五十隻の船によつて漸く「すけそ」漁を開始して、復興に立ち上つておるのであります。が、頼みの綱とするところの「すけそ」輸送に對するところの配車状況は殆んど所要に満たず、折角の再建立上りに暗色を投げかけておる実情にあるのであります。この際運輸大臣は、全滅の危機から漸く復興再建に立ち上つた岩内町の唯一の頼みとするところの「すけそ」輸送のために、配車等につきまして格別の考慮をすべきであると考え

おるのであります。大臣の所見を承わつておきたいのであります。なお関連いたしまして、岩内町の復興のためには国家財政資金の援助等格別の考慮を必要とすると考えられるのであります。大蔵大臣はこの点如何お考えになつておられるか、承わつておきます。

次に、大蔵大臣並びに通産大臣にお伺いいたします。前記のような北海道の中小企業の窮状に關しましては、格別の考慮を必要とすると考えられるのであります。殊に年末金融等に對する指導並びに施策について、おのの所管事項について御所見を承わつておきたいのであります。

次に、厚生大臣にお伺いいたします。

かくのごとく道民の著しい生活困難の累加によりまして、必然的に生活保護法の適用を受ける者が逐次増加し、誠に憂慮すべき状態に立ち至りつつあるものと考えられております。大臣は如何なる見通しを持つておられるか、又如何なる対策を考えておられるか、お伺い申上げ次第であります。

以上、年末を控えて極めて重大なる要素を持つて参りましたところの北海道—本州間の輸送事情につきまして、関係各大臣に御質問申上げました。各大臣は具体的に親切なる御答弁を下さることを期待いたしまして、私の質問を終る次第でございます。(拍手)

〔国務大臣石井光次郎君登壇、拍手〕

○国務大臣(石井光次郎君) 答へいたします。

第一番目に、この頃の冬に向いまして、風がだん／＼強い日が多くなりまして、それについて青函の連絡が、例年よりも悪くなつておる。この状態ではまず／＼滞貨が殖えるのではないかと御心配でございます。今年の十一月は例年よりも天候が悪かつたのも事実でございます。又欠航の率も昨年よりは高くなつております。併し事故のありました直後でありますし、やはり大事をとつたという傾向のあることは、これは否めない事実でございます。が、だん／＼と通常状態に回復しつつあります。この頃では風速が二十メートルぐらいの場合でも、船長が安全だと認める場合には、出ている事例もございまして、これはだん／＼と普通の状態になつて来ると承知いたしております。併しそのために滞貨がたかざんできてゐるのではないかと、うことでございます。滞貨は、本年の十二月五日には十八万七千トンありました。それから昨年の十二月の末にはどのくらいあつたかと申しますと、やはり十八万七千トンぐらい。非常に数字を合わせたように、大体この近所で、同じくらいな滞貨の状況でございます。輸送力が落ちてゐるのに、どうしてこんな状態であるかと申します。こ

とは、やはり荷動きが全体として鈍つておるということが言えるのではないかと申すのでございまして、私どもが非常に心配しておりましたこの十一月までいろいろ／＼な、種／＼やがいの輸送等を完全にやらなければならぬという問題で、輸送対策が非常に無理になつておりましたので、實際どうかと思つておりましたが、大体運んでおるという状況にあるわけでございます。

併し来年の問題までも私どもは考えなくてはならないのでございます。根本的には、今の宗谷丸のお話のようきましては、今の宗谷丸のお話のようきましては、今日只今、本日の応急策でございます。差当り、先だつてもここで申しましたように、貨物船二隻の新造を計画いたしておまして、それらを合せて、引揚船のほうも急いで修理をやりまして、来年の秋にはできるだけ輸送力を回復するというところに努力いたしたいと考えておるのでございます。

それから駐留軍のお話でございます。駐留軍関係のいろいろな輸送で、非常にそのために滞貨、又輸送を阻害しておるのではないかと、うことでございます。これは全体の物資の輸送量から見まして、十車乃至十五車でございます。これは大したことでございませぬ。なお優先的に全然、取扱つてゐるということはないのでございます。

それから岩内のお話でございます。これは「すけろ」の輸送に關する問題が、一つ大きな問題があるものでございまして、これは災害救助物資等につきましては、一般的に特に留意をいたしまして、早く送るというふうなことに等しいたしたのであります。が、漁獲品につきましては、できるだけ四滑に行つて、国鉄当局も十分承知いたしておるのでございます。併しこの問題には、只今、非常に困難にならぬように御注意だと思ひますが、現実におきまして、これ／＼に困つておるから是非こういう方法をとれという要請等は、特に同地方から出ておるものが、その心持を以て岩内の方々の困難しておる状況をお手助けして行くようにいたしたいと思つております。(拍手)

〔国務大臣愛知揆一君登壇、拍手〕

○国務大臣(愛知揆一君) 北海道の問題につきましては、実はつい最近、同地方の通商局長を招致いたしまして、只今具体的に御指摘がございました。が、岩内町の問題、それから青函連絡の不円滑に伴う具体的な事例等につきまして、現地に参りまして適時適切な各方面への御協力をするように、うことを特に指図もいたしておるようなわけでございます。先般申上げておる参るようにならぬ。特に年末に差しかりましたの中小金融については、全国的な大きな問題でございますが、特に北海道におきましても十分の留意

をしなければならぬと考えております。従つて政府関係各機関の資金源は、先般も数字を挙げて申しましたように、相当充実いたしておるつもりでございます。が、これらの範囲内におきまして、只今申しましたような、現地に限りにおきましてケース・バイ・ケースにできるだけの措置がとれるようになつておるはずでございます。

なお北海道につきましては、炭鉱関係の問題も相当重要でございます。が、これらの点につきましては昨日もお答えいたしましたように、貯炭金融に對する金融の問題、或いは失業対策等の問題、これらにつきましてはやはり九州、常磐等に劣らず、北海道におきましても、最も重点的な措置をいたしておるつもりでございます。(拍手)

〔国務大臣草壁隆圓君登壇、拍手〕

○国務大臣(草壁隆圓君) 生活保護の見通しと対策というのが御質問の中心であつたと存じますが、生活保護の大体の昨今の状態をつぶさに調べてみますと、そのうちで生活扶助は、昭和二十七年、大体百九十万台でございます。それがその年の五月頃から百八十万台になりました。昨年一月頃から百七十万台に減つて参りました。そして六月頃になりますと百六十万台に減つて参りました。それから参りまして本年に入つておるような次

第でありました。ただ昨年は台風等の災害がありましたので、八月、九月、十月は約一万乃至一万五千、この時期だけ増えまして、あと又ずつと下つて参りました。今年も一月から七月までの実数を調べて参りますと、一月が百六十九万四千五百八十一で、それがだんだんと減りまして、七月が百六十四万五千四百八十七という状態で、だんだんと減つて参つております。併し医療なりその他の生業扶助、まあ生業扶助は特別なものでございますが、医療はこれに反しましてだんだん／＼増えております。これらの点を考えますと、

の執行を直ちに申し得る状態はとつて参つておかなければならないと考えております。

「政府委員山本米治君登壇、拍手」

○政府委員(山本米治君) すでに各国务大臣から答弁がございましたので、私はほんの補充的に答へ申上げますが、青函の連絡が悪くなつた、この問題と、金融不円滑はどうかという御質問でございますが、予定した輸送が遅れたことによりましては、売手側が非常な不便を受けるわけでありまして、買手のほうは、荷物が到着しなければ、商売上は困りますが、金融といたしましては、すぐ払ふ必要はないわけでございますが、売手のほうは代金の取立てが遅くなるわけでございます。併しこれは特にこの青函連絡が悪くなつたという点に對しまして、どういふ金融措置をまとめてとるかという問題でなく、個々の具体問題といたしまして、金融機関にいたしまして、この関係で引つかかつていふ言へば、取引先で適当に処理してくれと思つておるわけでございます。

「政府委員山本米治君登壇、拍手」

いふものでいふ／＼資金に別枠などを作つておりますことは申すまでもございませぬが、そのほか商工中金にいたしましては相当資金を出す準備をいたして参りますし、なお北海道の相互銀行で三億円、信用金庫で八億円というふうにやはり資金を準備して参りますので、無論十分は参りませんが、相当これで御不便をかけないように行けるのではないかとと思つていふのでございませぬ。

の風害木等の売却代金の納付に関する特別措置法案(内閣提出、衆議院送付)以上、兩案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長(河井彌八君) 御異議ないと認めます。先づ委員長の報告を求めます。農林委員長森八三三君。

る気温若しくは水温が著しく低いためにその区域内における水稻作が不安定又は低位である都道府県の区域の全部又は一部を寒高冷地域として指定する。

2 農林大臣は、前項の指定をしたときは、その旨を公示するとともに当該都道府県の知事に通知しなければならぬ。

3 前項の通知を受けた都道府県知事は、農林大臣の定める基準にしたがつて、第一項の指定に係る地域内の市町村の区域の全部又は一部を寒高冷地区として指定する。

(市町村の水稻健苗育成施設の普及計画)

第四条 前条第三項の指定に係る市町村の長は、あらかじめ、当該市町村の農業委員会の意見を聞いて、当該市町村の水稻健苗育成施設の普及計画(以下「市町村の普及計画」といふ。)を定め、これを当該都道府県知事に提出しなければならない。

2 市町村の普及計画には、当該市町村における水稻健苗育成施設の普及予定面積及び必要な資材に関する事項を含まなければならない。

(都道府県の水稻健苗育成施設の普及計画)

第五条 都道府県知事は、市町村の普及計画を参し、やうして、当該都

「審査報告書は都合により附録に掲載」

水稻健苗育成施設普及促進法案
右の本院提出案をここに送付する。
昭和二十九年十二月三日
衆議院議長 堤康次郎
参議院議長 河井彌八郎

水稻健苗育成施設普及促進法

(目的)

第一条 この法律は、積雪寒冷がはなはだしく、冷害をこうむるおそれがあり、経済的に遅れた寒高冷地域における水稻健苗育成施設の普及を促進することによつて、寒高冷地域における水稻作の安定と増産を図ることを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「水稻健苗育成施設」とは、保温折衷苗代及び温床苗代をいう。

(地域及び地区の指定)

第三条 農林大臣は、積雪がはなはだしく又は水稻の生育期間におけ

る気温若しくは水温が著しく低い

ためにその区域内における水稻作

が不安定又は低位である都道府県

の区域の全部又は一部を寒高冷地

域として指定する。

2 農林大臣は、前項の指定をした

ときは、その旨を公示するととも

に当該都道府県の知事に通知しな

ければならぬ。

3 前項の通知を受けた都道府県知

事は、農林大臣の定める基準にし

たがつて、第一項の指定に係る地

域内の市町村の区域の全部又は一

部を寒高冷地区として指定する。

(市町村の水稻健苗育成施設の普及計画)

第四条 前条第三項の指定に係る市

町村の長は、あらかじめ、当該市

町村の農業委員会の意見を聞いて、

当該市町村の水稻健苗育成施設

の普及計画(以下「市町村の普及

計画」といふ。)を定め、これを当

該都道府県知事に提出しなければ

ならない。

2 市町村の普及計画には、当該市

町村における水稻健苗育成施設の

普及予定面積及び必要な資材に

関

する事項を含まなければならない

い。

(都道府県の水稻健苗育成施設の

普及計画)

第五条 都道府県知事は、市町村の

普及計画を参し、やうして、当該都

府

知

事

は

、

道府県の水稲健苗育成施設の普及計画(以下「都道府県の普及計画」という。)を定め、これを農林大臣に提出しなければならない。

2 都道府県の普及計画には、当該都道府県における水稲健苗育成施設の普及予定面積、必要な資材及び技術指導に関する事項を含まなければならない。

(国の水稲健苗育成施設の普及計画)

第六条 農林大臣は、都道府県の普及計画を参し、国の水稲健苗育成施設の普及計画(以下「国の普及計画」という。)を定め、これを当該都道府県知事に通知しなければならない。

(都道府県の普及計画の変更)

第七条 都道府県知事は、前条の通知を受けたときは、当該都道府県の普及計画を必要に応じて変更し又は変更しないで当該市町村長に通知しなければならない。

(市町村の普及計画の変更)

第八条 市町村長は、前条の通知を受けた場合において、当該市町村の普及計画を変更しようとするときは、当該市町村の農業委員会の意見を聞かなければならない。

(国の予算への経費の計上)

第九条 政府は、毎年度、国の財政

の許す範囲内において、国の普及計画を実施するために必要な経費を予算に計上しなければならない。

(国の助成等)

第十条 政府は、都道府県に対し、前条の予算に基き、政令の定めるところにより、左に掲げる経費の全部又は一部を補助する。

- 一 市町村がその普及計画に基いて水稲健苗育成施設を実施する農家の資材購入に対して補助を行うのに要する経費の全部又は一部を都道府県が補助する場合における当該補助に要する経費
- 二 前号に掲げるもののほか、都道府県が当該都道府県の普及計画を実施するために必要な経費

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律は、昭和三十五年三月三十一日限りその効力を失う。

3 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

別表第三中六十二の四の次に次の一号を加える。

六十二の五 水稲健苗育成施設普及促進法(昭和 年法律第 号)の定めるところにより、寒高冷地区を指定し、及び寒高冷地区について水稲健苗育成施設の普及計画の作成に関する事務を行うこと。

別表第四中二十七の三の次に次の一号を加える。

二十七の四 水稲健苗育成施設普及促進法の定めるところにより、寒高冷地区についての水稲健苗育成施設の普及計画の作成に関する事務を行うこと。(寒高冷地区に指定された区域を含む市町村の市町村長に限る。)

〔審査報告書は都合により附録に掲載〕

北海道における国有林野の風害木等の売却代金の納付に関する特別措置法案

右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。
よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和二十九年十二月三日

衆議院議長 堤康次郎

参議院議長 河井彌八郎

(小字は衆議院修正)

北海道における国有林野の風害木等の売却代金の納付に関する特別措置法案

北海道における国有林野の風害木等の売却代金の納付に関する特別措置法案

農林大臣は、北海道の市町村で昭和二十九年四月一日以降発生した災害によりその区域内において災害救助法(昭和二十二年法律第百十八号)に基き救助が行われたものに対して、北海道における国有林野(国有林野法(昭和二十六年法律第二百四十六号)第二条に規定する国有林野をいう。)の樹木で昭和二十九年五月及び九月の暴風雨によつて著しい被害を受けたもの又はこれを材料とする製品(以下「風害木等」という。)を売り払う場合において、次の各号の一に該当するときは、担保の提供を免除し、かつ、利息を附さないで、三年以内の延納の特約をすることが出来る。

- 一 その市町村が、その災害により被害を受けた公用若しくは公共用の施設の復旧又はその災害による被害者を収容するための公営住宅の建設の用に供するため、風害木等の売却を受けようとするとき。
- 二 その市町村が、その災害によ

る被害者の〇(注)又は漁業用施設の復旧資材としてその被害者に売り渡すために必要な資材に充てるため、風害木等の売却を受けようとするとき。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 本則の第一項各号の一に該当する場合において農林大臣がこの法律の施行前に同項の市町村とした風害木等の売却の契約でこの法律の施行の際延納期限が到来していないものについては、農林大臣は、その契約の条件を変更して、担保の提供を免除し、利息を附さないものとし、及びその延納期間をその契約締結の日から三年以内の期間に延長することができる。

〔森八三一君登壇、拍手〕

○森八三一君 只今議題となりました農林関係の二つの法律案について、農林委員会における審査の経過及び結果を報告いたします。

先ず衆議院議員佐藤洋之助君はか二十四名の提出にかかる水稲健苗育成施設普及促進法案について報告をいたします。

この法律案は、米の増産を図ることは、我が国経済自立のため、或いは又農家経済安定のため喫緊の要務であり、而して我が国の主要米産地である北海道及び東北地方等は寒高冷地帯に属して冷害をこうむる危険が多く、ために水田の生産力は不安定且つ低位であつて、かかる地域における水稻作の安定と増産を図るためには、健苗の育成が極めて必要であり、健苗育成については温床苗代或いは保温折衷苗代のような育苗方法が考案せられ、これが奨励助成の結果、最近著しい普及を見るに至り、近年の低温寒害の異常天候に際し、米の生産維持、或いは減産防止に顕著な効果を収めたのであります。併しながらこれが普及の状況を仔細に検討するに、かかる施設の實施を真に必要とする地域においては、農家の経済力が一般に低い等のため、その普及は不十分であつて、今後かかる地域に対して重点的、且つ計画的にこれが普及を図ることが刻下の急務であるとの見解の下に、寒高冷地帯における水稻健苗育成施設、即ち保温折衷苗代或いは温床苗代の普及を促進し、寒高冷地帯における水稻作の安定と増産を図らんとする目的を以て提案せられたものであります。

而して本法法律案の内容の骨子とするところは概略次のようであります。即ち第一は、保温折衷苗代或いは温床苗代等の健苗育成施設の普及を必要とする寒高冷地帯及び寒高冷地区の指定であ

りまして、農林大臣は気候等の關係から水稻作が不安定又は低位である都道府県の区域の全部又は一部を寒高冷地帯として指定し、次いでその地域の指定を受けた都道府県の知事は、その地域内の市町村の区域の全部又は一部を寒高冷地区として指定し、かかる措置によつて水稻健苗育成施設の普及を重点的且つ計画的に実施することとしようとするのであります。第二は、水稻健苗育成施設普及計画の策定でありまして、寒高冷地区の指定を受けた市町村長は、農業委員会の意見を聞いて、その市町村の普及計画を定めて、これを都道府県知事に提出し、都道府県知事は市町村の普及計画を参照して、その都道府県の普及計画を定め、これを農林大臣に提出し、農林大臣は都道府県知事の計画を参照して国の計画を定め、而してこれらの計画に準拠して施設の普及の促進を図らうとするのであります。第三は、国の予算的措置及び国の助成でありまして、政府は毎年度国の財政の許す範囲内において、国の普及計画を実施するために必要な経費を予算に計上しなければならないこととし、政府は農家の資材購入費及び都道府県における普及計画の実施に要する経費を補助し、且つ普及計画を実施するために必要な資金を斡旋する等の助成措置を講ずることになつており、更に、本法は昭和二十五年三月三十一日限り失効する限時法となつております。

なお、衆議院農林委員会におきまして次のような附帯決議が行われていたものであります。これはあとに述べます当農林委員会の審査に關係がありまして、ここで御紹介いたしておきたいと存じます。即ち、

本事業の完壁を期するためには、予算措置を明確にすることが肝要である。

よつて政府は、本法施行に当り、左記方針を体していかなく措置すべきである。

記

一、普及促進に關する五ヶ年計画に基き、毎年度、年次計画達成に必要に苗代面積二千万坪以上につき助成措置を講ずること。

二、昭和三十年度の本施設の実施に必要な経費は出来るだけ二十九年度中にこれを措置すること。

法律案の趣旨は適切であるが、所期する成果を収めるためには、先ず以てこれが実施のため必要な予算的裏付けが確立されなければならないとして、特に大蔵当局の出席を求め、その所見が質されましたところ、政府委員大蔵省主計局原次長から「国会において法律が制定されれば、これを尊重して措置しなければならぬ」と思ふ。併し我々の見解においては、健苗育成施設は広く普及して、すでに奨励の段階を過ぎているものと見られる事実を考えなければならぬ、今後真に普及を必要とするものを対象とすべきである。かかる見地において、本法案の有効期限を五ヶ年と規定されているのは長いように思ふ。又、衆議院農林委員会の附帯決議によるように昭和三十年度の経費を本年度予算費によつて措置すること、否とは言われないが至難であつて、本年度に期待をかけることはむしろかしこく考へてゐる」という趣旨の答弁があり、かかる答弁に対して更に、期限の問題等についてはここで十分検討する時間的余裕を持たないが、政府において予算的措置を講ずる場合は、關係各省十分協議の上遺憾なく措置するよう要望せられたのであります。

かくして質疑を終り討論に入りまして、松浦委員から、「本法法律案が政府から提案せられなかつたことは遺憾である、健苗育成施設の普及の現狀において、更にこれが普及を促進す

るため努力を要するのであつて、本法法律案に賛成である。而して本法実施のための予算的裏付けを確定するため、次のような即ち、

「本法の施行に當つて、政府は、衆議院農林委員会における附帯決議を確実に実行すること。」

という附帯決議を行いたい」旨の発言があり、かくして討論を終り採決に入りまして、全会一致を以て衆議院送付案に松浦委員提案による附帯決議を付して可決すべきものと決定いたしました。

次に、内閣提出にかかる北海道における国有林野の風害木等の売却代金の納付に關する特別措置法案について申し上げます。

本特別措置法案は、北海道において本年五月及び九月の暴風雨によつて生じた国有林野の風害木等を緊急に処理し、併せて災害を受けた北海道の市町村の急速な復旧を図るため、これら災害を受けた市町村に対するそれらの風害木の売却に關して、代金の納付等について特例を設けるため提出されたものであります。その内容の骨子とするところは、大要次のようであります。

即ち第一は、本法の適用の対象でありまして、それは北海道の市町村で昭和二十九年四月一日以降発生した災害により、その区域内において災害救助法に基いて救助が行われたものに対し、被害を受けた公用又は公共用の施

設の復旧、被害者を収容するための公営住宅の建設及び被害者の住宅、農林漁業施設の復旧資材としてその被害者に充てたため等に必要ないわゆる風倒木及びこれを材料とする製品であります。第二は、充て代金の延納等の特別措置でありまして、それは担保の提供を免除し、利息を附さないで三年以内の延納の特約をすることができるとしてあります。なお、右の延納の特約は、昭和三十一年四月一日以降はできないこととなっております。第三は、本法施行以前に行われた本法に該当する充て代金の取扱いでありまして、これについて農林大臣は契約の条件を変更して、本法の恩恵に浴せしむることにしております。

委員会におきましては、政府より提案の理由を開き、質疑に入り、本法の内容及び運用等に関する諸般の事項について審議せられたのでありますが、特に本法の適用範囲を北海道の市町村に限定した理由及びこれを内地における該各市町村に及ぼすことの可否、特約による充て代金等の用途について、農林漁業施設用のみならず、これを中小企業施設用にも拡大することの可否、被害者処理に当つて、被害農家の労力の活用、充て代金の決定及び全国的木材の需給調整等が問題になり、慎重審議が行われましたが、その詳細は会議録に譲ることを御了承願ひたいのであります。

かくて質疑を終り討論に入りましたところ、岸委員から次のような、即ち本法に賛成して、政府は速かに次の事項を検討し、その結果に基づいて適切な措置を講ずべきである。

一、本法の適用対象となる市町村を狭く北海道の市町村にのみ限定することなくその他の地帯の市町村にも及ぼすこととする。

一、本法第一項第二号の適用対象施設として農林漁業施設にのみ限定することなく有要適切な中小企業用施設にも及ぼすこととする。

以上、御報告いたします。(拍手)

○議長(河井彌八郎) 別に御発言もなければ、これより本案の採決をいたします。両案全部を問題に供します。両案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(河井彌八郎) 過半数と認めます。よつて両案は可決せられました。議事の都合により、これにて暫時休憩いたします。

午後三時二分休憩

午後五時四十五分開議

○議長(河井彌八郎) 休憩前に引続

き、これより会議を開きます。参事に報告させます。

〔参事朗読〕

本日議員から左の議案を提出した。よつて議長は即日これを地方行政委員会に付託した。

町村合併促進法の一部を改正する法律案(中田吉雄君外十三名発議)

本日委員長から左の報告書を提出した。

昭和二十九年の台風による漁業災害の復旧資金の融通に関する特別措置法案可決報告書

日本国有鉄道法の一部を改正する法律案可決報告書

昭和二十九年八月及び九月の風水害による被害小企業者に対する資金の融通に関する特別措置法案可決報告書

漁船再保険特別会計における特殊保険及び給付保険の再保険事業について生じた損失をうめるための一般会計からする繰入金に関する法律案可決報告書

農業共済再保険特別会計の歳入不足を補てんするための一般会計からする繰入金に関する法律の一部を改正する法律案可決報告書

交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部を改正する法律案可決報告書

町村合併促進法の一部を改正する法律案可決報告書

昭和二十九年年度一般会計予算補正(第一号)可決報告書

昭和二十九年年度特別会計予算補正(特第二号)可決報告書

昭和二十九年年度政府関係機関予算補正(機第一号)可決報告書

○議長(河井彌八郎) この際、日程に追加して、昭和二十九年の台風による漁業災害の復旧資金の融通に関する特別措置法案(内閣提出、衆議院送付)を議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと仰る者あり〕

○議長(河井彌八郎) 御異議ないと認めます。先ず委員長の報告を求めます。水産委員長小林孝幸君。

〔審査報告書は都合により附録に掲載〕

昭和二十九年の台風による漁業災害の復旧資金の融通に関する特別措置法案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和二十九年十二月四日

衆議院議長 堤 康次郎

参議院議長 河井彌八郎

昭和二十九年の台風による漁業災害の復旧資金の融通に関する特別措置法案

昭和二十九年の台風による漁業災害の復旧資金の融通に関する特別措置法案

第一条 この法律は、昭和二十九年の台風第五号、台風第十二号、台風第十三号、台風第十四号又は台風第十五号(以下「台風」という。)によつて損失を受けた漁業者又は水産業協同組合に対する資金の融通を円滑にする措置を講じて、その経営の安定に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律で「被害漁業者等」とは、台風によりその所有する漁船、漁具又は政令で定めるその他の施設が沈没し、流失し、滅失し、又は損壊したため、著しい損失を受けた漁業者又は水産業協同組合をいう。

2 この法律で「金融機関」とは、農林中央金庫その他政令で定める金融機関をいう。

3 この法律で「復旧資金」とは、金融機関が昭和三十年六月三十日まで被害漁業者等に貸し付ける漁船、漁具又は第一項の施設の復旧に必要な資金(これらの施設が復旧されるまでの間の農林大臣の定

める用途に必要な資金で農林大臣の定める被害漁業者等に貸し付けられるものを含む。であつて、次の各号に該当するものをいう。

一 被害漁業者等に対する当該金融機関の貸付金が千万円以内であること。

二 償還期限が一年以上五年以内のものであること。

三 利率が年六分五厘以内のものであること。

4 この法律で「転貸資金」とは、金融機関が昭和三十年六月三十日までに貸し付ける次に掲げる資金をいう。

一 被害漁業者等の加入する漁業協同組合又は漁業協同組合連合会で当該被害漁業者等に復旧資金を貸し付けようとするものに對し当該資金に充てるために貸し付ける資金。

二 漁業協同組合連合会で前号の資金を貸し付けようとするものに對し当該資金に充てるために貸し付ける資金。

(国庫補助)

第三条 政府は、都道府県に對し、予算の範囲内で次の各号に掲げる経費の全部又は一部を補助する。

一 都道府県が、金融機関との契約により、その金融機関に對し、その金融機関が被害漁業者等に貸し付けた復旧資金(転貸資金)に對し、その補助に要する経費

資金をもつて貸し付けたものを除く。第三号、第五号及び第七号において同じ。につき利子補給を行つ場合に、その利子補給に要する経費

二 都道府県が、金融機関との契約により、その金融機関に對し、その金融機関が漁業協同組合又は漁業協同組合連合会に貸し付けた転貸資金(その貸付を受けた前条第四項第二号の転貸資金をもつて貸し付けた同項第一号の転貸資金を除く。第四号、第六号及び第八号において同じ)につき利子補給を行つ場合に、その利子補給に要する経費

三 市町村が、金融機関との契約により、その金融機関に對し、その金融機関が被害漁業者等に貸し付けた復旧資金につき利子補給を行つのに要する経費の全部又は一部を都道府県が補助する場合に、その補助に要する経費

四 市町村が、金融機関との契約により、その金融機関に對し、その金融機関が漁業協同組合又は漁業協同組合連合会に貸し付けた転貸資金につき利子補給を行つのに要する経費の全部又は一部を都道府県が補助する場合に、その補助に要する経費

五 都道府県が、金融機関との契約により、その金融機関に對し、その金融機関が被害漁業者等に復旧資金を貸し付けたことによつて受けた損失を、農林大臣の承認を得て、補償する場合に、その損失補償に要する経費

六 都道府県が、金融機関との契約により、その金融機関に對し、その金融機関が漁業協同組合又は漁業協同組合連合会に転貸資金を貸し付けたことによつて受けた損失を、農林大臣の承認を得て、補償する場合に、その損失補償に要する経費

七 市町村が、金融機関との契約により、その金融機関に對し、その金融機関が被害漁業者等に復旧資金を貸し付けたことによつて受けた損失を補償するものに要する経費につき、漁船に係るものにはその六分の五以内、漁船以外の施設に係るものにはその五分の四以内を都道府県が補助する場合に、その補助に要する経費

八 市町村が、金融機関との契約により、その金融機関に對し、その金融機関が漁業協同組合又は漁業協同組合連合会に転貸資金を貸し付けたことによつて受けた損失を補償するものに要する経費につき、漁船に係るものにはその六分の五以内、漁船以外の施設に係るものにはその五分の四以内を都道府県が補助する場合に、その補助に要する経費

九 市町村が、金融機関との契約により、その金融機関に對し、その金融機関が被害漁業者等に復旧資金を貸し付けたことによつて受けた損失を補償するものに要する経費につき、漁船に係るものにはその六分の五以内、漁船以外の施設に係るものにはその五分の四以内を都道府県が補助する場合に、その補助に要する経費

は、その六分の五以内、漁船以外の施設に係るものにはその五分の四以内を都道府県が補助する場合に、その補助に要する経費前項第五号から第八号までの契約には、次の各号に掲げる事項を含まなければならない。

一 当該契約の当事者である金融機関は、当該契約により損失補償を受けた後も善良な管理者の注意をもつて当該融資に係る債権の回収に努めなければならないこと。

二 当該契約の当事者である金融機関は、当該契約により損失補償を受けた後に当該融資に係る債権の回収によつて得た金額のうちから、債権行使のために必要とした費用を控除し、残額があるときは、これで当該融資についての損失補償を受けない損失をうめ、なお残額があるときは、当該契約により都道府県又は市町村から受けた損失補償の金額に達するまでの金額を当該都道府県又は当該市町村に納付しなければならないこと。

3 第一項第五号から第八号までの損失は、融資元本の償還期限の到来後三月を経過してもなお元本又は利子(政令で定める遅延利子を含む。)の全部又は一部が回収されなかつた場合のその回収されなかつた金額とする。

第四条 前条第一項の規定により政府が都道府県に對し補助する場合のその補助に係る同項各号の復旧資金及び転貸資金の総額は、十五億円を限度とする。

2 前条第一項の規定により政府が都道府県に對し交付する補助金は、同項第一号から第四号までの経費については、当該利子補給額の二分の一に相当する額又は当該利子補給の対象となつた貸付金の総額につき年二分五厘の割合で計算した額のどちらか低い額の範囲内とし、同項第五号から第八号までの経費については、次に掲げる額のどちらか低い額の範囲内とする。

一 当該損失補償額の二分の一に相当する額

二 当該損失補償の対象となつた貸付金のうち、漁船に係るものの総額の百分の三十に相当する額と漁船以外の施設に係るものの総額の百分の二十五に相当する額とを加えた額

(政府への納付金)

第五条 第三條第一項の規定により補助金の交付を受けた都道府県は、金融機関から同条第二項第二号の契約事項により納付金を受けたときは、その一部を政府から補助を

受けた割合に応じて政府に納付しなければならぬ。

2 第三條第一項の規定により補助金の交付を受けた都道府県は、その都道府県から補助金の交付を受けた市町村が金融機関から同条第二項第二号の契約事項により納付金を受けたときは、その全部又は一部をその市町村が都道府県から補助を受けた割合に応じてその市町村から納付させ、その納付金の全部又は一部を政府から補助を受けた割合に応じて政府に納付しなければならぬ。

(補助金の打切又は返還)

第六條 政府は、都道府県若しくはその補助を受けた市町村がこの法律若しくはこの法律に基く命令に違反したとき、又は都道府県若しくは市町村と第三條第五号から第八号までの契約を結んだ金融機関が同条第二項各号の契約事項に違反したときは、その都道府県に対し交付すべき補助金の全部若しくは一部を交付せず、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還を命ずることができる。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 昭和二十八年台風第二号による被害農家及び被害漁家に対する資金の融通に関する特別措置法(昭和二十九年十二月六日 参議院會議第五号 昭和二十九年の台風による漁業災害の復旧資金の融通に関する特別措置法案

和二十八年法律第八十七号)の一部を次のように改正する。

第二條に次の一項を加える。

4 漁業協同組合その他の金融機関が、被害漁家で昭和二十九年の台風による漁業災害の復旧資金の融通に関する特別措置法(昭和 年法律第 号)第二條第一項の被害漁業者等にも該当することとなつたものに対し、その者が貸付を受けている経営資金の償還に充てるための資金として、政令で定める額の範囲内において、償還期限三年以内及び利率年六分五厘以内の条件で昭和三十年三月三十一日までに貸し付ける資金は、これを経営資金とみなす。

3 昭和二十八年六月及び七月の水害並びに同年八月及び九月の風水害による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する特別措置法(昭和二十八年法律第二百三十四号)の一部を次のように改正する。

7 漁業協同組合又は金融機関が、被害漁業者で昭和二十九年の台風による漁業災害の復旧資金の融通に関する特別措置法(昭和 年法律第 号)第二條第一項の被害漁業者等にも該当することとなつたものに対

し、その者が貸付を受けている経営資金の償還に充てるための資金として、政令で定める額の範囲内において、償還期限が政令の定めるところにより四年以内及び利率が年六分五厘以内の条件で昭和三十年三月三十一日までに貸し付ける資金は、これを経営資金とみなす。

に亘り延滞を振い、本年最大の被害をもたらしておます。これら屢次に亘る台風による被害のうち、漁業関係におきましては、漁港、漁船、漁具、養殖施設等につき甚大な被害を受け、そのうち特に被害が著しかったものは、漁船及び漁具であり、地域としては北海道、特に台風によつて発生した火災により全滅した岩内町並びに四国及び瀬戸内海沿岸であります。これら甚大な被害の状況に鑑み、これら台風によつて著しい被害を受けた漁業者及び水産業協同組合に対し、この際、低利の復旧資金の融通を促進する措置を講ずることが緊急に必要となつたというのが本法律案提出の理由であります。

「小林孝平君登壇、拍手」

○小林孝平君 只今議題となりました昭和二十九年の台風による漁業災害の復旧資金の融通に関する特別措置法案につきまして、委員会における審議の経過並びにその結果を御報告申し上げます。

先ず提案の理由について申し上げます。

本年八月以降、数次に亘つて台風が我が国を襲い、各地に多大の人的、物的損害の発生を見るに至つたのであります。即ち八月十八日、十九日に、主として中国、九州地方を襲つた台風第五号を初めとして、九月上旬、中旬に前後して台風第十二号及び第十三号が中国、九州地方を再び襲い、引続き九月中旬に、主として東海地方を中心として台風第十四号が襲来し、最後に九月二十五日、二十六日にかけて台風第十五号が北海道を中心として全国各地

割、その他の施設に係る資金の二割五分にそれらに相当する額を加えた額を限度として補助を行うことにいたしております。

又この法律の対象となる復旧資金は、貸付をする者一人につき一千万円以内であつて、償還期限が一年以上五年以内、利率が年六分五厘以内のもので、昭和三十年六月三十日まで貸付ける資金であります。なお、政府が都道府県に対し補助する対象となる復旧資金の総額は、十五億円を限度としたしております。その他これに関連して、金融機関の債権回収業務、地方公共団体への納付金、並びに地方公共団体から政府への納付金等に関する規定を設けております。

又一方、附則において、昭和二十八年台風第二号による被害農家及び被害漁家に対する資金の融通に関する特別措置法、並びに昭和二十八年六月及び七月の水害並びに同年八月及び九月の風水害による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する特別措置法の、それらの法律の一部を改正し、漁業協同組合その他の金融機関が、これらの法律の被害漁業者又は被害農業者で再び昭和二十九年の台風によつて連続的に被害を受けた者に対し、その者が貸付を受けている経営資金の償還に充てるための資金として、昭和三十年三月三十一日までに貸付ける資金を、これらの法律における経営資金とみなす

九六

〔審査報告書は都合により附録に掲載〕

昭和二十九年八月及び九月の風水害による被害小企業者に対する資金の融通に関する特別措置法案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。
よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和二十九年十二月四日

衆議院議長 堤 康次郎

参議院議長 河井 八郎

昭和二十九年八月及び九月の風水害による被害小企業者に対する資金の融通に関する特別措置法案
昭和二十九年八月及び九月の風水害による被害小企業者に対する資金の融通に関する特別措置法案

(目的)

第一条 この法律は、昭和二十九年八月及び九月の風水害(以下「風水害」という。)によつて損害を受けた小企業者に対する復旧事業資金の融通について利率の引下の措置を講ずることにより、損害の復旧の促進と経営の安定に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律で「被害小企業者」とは、商工業その他政令で定める事業を行う小規模の事業者(常時使用する従業員の数が十五人(商業又はサービス業を主たる事業とする事業者については、三人)以下

下の会社又は個人をいう。)又は中小企業等協同組合であつて、政令で指定する地域内に事業所を有し、かつ、風水害によつて損害を受けたものをいう。

2 この法律で「復旧事業資金」とは、金融機関(銀行、無尽会社、農林中央金庫、商工組合中央金庫、信用金庫及び信用協同組合をいう。以下同じ。)が、被害小企業者に対し、その損害の復旧に必要な事業資金(企業組合以外の中小企業等協同組合については、共同施設に係るものに限り)として、被害小企業者一人につき総額二十万円(企業組合以外の中小企業等協同組合については、百万円)の範囲内で、償還期限を六月以上三年以内とし、その金融機関が通常それと同種類の貸付を行う場合の利率より次条の規定によつて都道府県がその金融機関に補給する金額を基礎として算出した利率だけ引き下げた利率で昭和三十年三月三十一日までに貸し付けるものをいう。

(国庫補助)

第三条 政府は、都道府県に対し、予算の範囲内で、都道府県が金融機関との契約により、その金融機関に対しその貸し付けた復旧事業資金につき年五分以内で政令で定

める利率を適用して計算した金額に相当する金額の利子補給を行う場合におけるその利子補給に要する経費の二分の一の金額を補助する。

2 前項の規定により政府が都道府県に対し補助する場合におけるその補助に係る復旧事業資金の総額は、五億円を限度とする。
(補助金の打ち又は返還)

第四条 政府は、都道府県がこの法律又はこの法律に基づく命令に違反したときは、その都道府県に対し交付すべき補助金の全部若しくは一部を交付せず、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。
(政令への委任)

第五条 この法律に定めるものの外、この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。
附 則
この法律は、公布の日から施行する。

〔石原幹市郎君登壇、拍手〕

〇石原幹市郎君 只今議題となりました昭和二十九年八月及び九月の風水害による被害小企業者に対する資金の融通に関する特別措置法案につきましまして、通商産業委員会における審議の経過と結果を御報告いたします。
本年八月及び九月の台風により、商

工業関係の中小企業者の被害総額は約百二十億円であり、その事業復旧を助成するため、政府当局といたしましては、中小企業金融公庫や国民金融公庫等を通じて政府資金の特別融通を行いました。更にこれに加えて、昨年の風水害に対する措置と同様に、特に一般金融機関よりの被害小企業者に対する融資につき積極的な優遇策を講ずるため、ここに本法案の提出を見た次第であります。

次に、本法案の要旨を申し上げますと、銀行等が被害小企業者に事業復旧資金として二十万円以内の貸付を行なつた場合に、各都道府県がこれに年五分の利子補給を行なつたときは、政府でその利子補給額の半額をその都道府県に支給することになっております。

かくして実際の支給は銀行等が受けるわけであり、これにより業者は普通よりも年五分だけ低い利息で資金調達ができ、復旧促進に役立たせようとするものであります。
なお、本措置の対象となる資金の総額は五億円であり、又予算措置としては差当り今次の補正予算に二百万円を計上いたしております。

当委員会の審議における質疑の主なものは、被害小企業者の規模、昨年度の実施状況等であり、特に本年度被害の最も大きかつた北海道等が昨年度の基準によれば脱落する虞れがあり、すので、地域指定などに関する諸問題

につき質疑を重ねましたが、詳細は速記録に譲りたいと思ひます。
かくして討論に入り、先づ西川議員より、次の本案に対して先づ西川議員より、次のとき附帯決議案が提出され、賛成意見が述べられました。即ち、

政府は昨年度の中小企業関係の災害法律の実施状況に鑑み、本年度の法律の実施に当つては、左記の点に特に注意すること。
一、災害法律の趣旨及び内容については、末端まで充分に徹底するよう万般の措置を講ずること。
二、災害法律の適用地域については、昨年度の基準にかかわることなく、商工業関係の被害額を基準として決定すること。

なお、天田、三輪西議員よりも、貸付を受ける業種は奢侈的なものに流れぬよう厳重に注意することを希望条件として、賛成意見が述べられました。
次いで採決に入りましたところ、全会一致を以て、本法案は原案通り可決されました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)
〇議長(河井八郎君) 別に御発言もなければ、これより本案の採決をいたします。本案全部を問題に供します。本法案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

昭和二十九年十二月六日

参議院會議録第五号

議事日程追加の件 漁船再保険特別会計における特殊保険及び給与保険の再保険事業について生じた損失をうめるための一般会計から繰入金に関する法律案外二件

九八

○議長(河井彌八郎) 議員起立と認めます。よつて本案は、全会一致を以て可決せられました。

○議長(河井彌八郎) この際、日程に追加して、漁船再保険特別会計における特殊保険及び給与保険の再保険事業について生じた損失をうめるための一般会計から繰入金に関する法律案、

農業共済再保険特別会計の歳入不足を補てんするための一般会計から繰入金に関する法律の一部を改正する法律案、

交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部を改正する法律案(いずれも内閣提出、衆議院送付)

以上三案を一括して議題とすること

に御異議ございませんか。

〔異議なしと稱する者あり〕

○議長(河井彌八郎) 御異議ないと認めます。先ず委員長の報告を求めます。大蔵委員長西郷吉之助君。

〔審査報告書は都合により附録に掲載〕

漁船再保険特別会計における特殊保険及び給与保険の再保険事業について生じた損失をうめるための一般会計から繰入金に関する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和二十九年十二月四日

衆議院議長 堤 康次郎

参議院議長 河井彌八郎

漁船再保険特別会計における特殊保険及び給与保険の再保険事業について生じた損失をうめるための一般会計から繰入金に関する法律案

漁船再保険特別会計における特殊保険及び給与保険の再保険事業について生じた損失をうめるための一般会計から繰入金に関する法律案

政府は、漁船損害補償法(昭和二十七年法律第二十八号)第三十三条第三項の特殊保険の再保険事業について昭和二十八年年度における保険事故の異常な発生により生じた損失をうめるため、並びに漁船乗組員給与保険法(昭和二十七年法律第二百二十二号)第三十三条の給与保険の再保険事業について昭和二十八年度及び昭和二十九年年度における保険事故の異常な発生により生じた損失をうめるため、昭和二十九年年度において、一般会計から、漁船再保険特別会計の特殊保険勘定に九千四百万円、同会計の給与保険勘定に千五百万円を限り繰り入れることができる。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

〔審査報告書は都合により附録に掲載〕

農業共済再保険特別会計の歳入不足を補てんするための一般会計から繰入金に関する法律の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和二十九年十二月四日

衆議院議長 堤 康次郎

参議院議長 河井彌八郎

農業共済再保険特別会計の歳入不足を補てんするための一般会計から繰入金に関する法律の一部を改正する法律案

農業共済再保険特別会計の歳入不足を補てんするための一般会計から繰入金に関する法律の一部を改正する法律案

農業共済再保険特別会計の歳入不足を補てんするための一般会計から繰入金に関する法律(昭和二十九年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

第一項中「五十五億円」を「六十七億円」に改める。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

〔審査報告書は都合により附録に掲載〕

交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和二十九年十二月四日

衆議院議長 堤 康次郎

参議院議長 河井彌八郎

交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部を改正する法律案

交付税及び譲与税配付金特別会計法(昭和二十九年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

第四条を次のように改める。

(一) 一般会計からの繰入金

又は当該合算額から当該前年度以前の年度において当該地方交付税に相当する金額をこえてこの会計に繰り入れた額を控除した額に相当する金額を、一般会計からこの会計に繰り入れるものとする。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 昭和二十九年年度に限り、改正後の交付税及び譲与税配付金特別会計法第四十条中「所得税、法人税及び酒税の収入見込額のそれぞれ百分の二十二」とあるのは、「所得税及び法人税の収入見込額のそれぞれ百分の十九・八七並びに酒税の収入見込額の百分の二十」と読み替えるものとする。

〔西郷吉之助君登壇、拍手〕

○西郷吉之助君 只今議題となりました三法律案につきまして、大蔵委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

漁船再保険特別会計における特殊保険及び給与保険の再保険事業について生じた損失をうめるための一般会計から繰入金に関する法律案について先ず申し上げます。

最近におきまして、漁船の拿捕留等の事故が異常に発生いたしましたために、漁船損害補償法の規定に基づく特殊保険の再保険並びに漁船乗組員給与保

險法の規定に基く給与保険の再保険に係る事業におきましては、その再保険金の支払財源に不足を生ずるに至りましたので、その補填のために、一般会計からこの会計に繰入金をする措置をし、繰入金に繰入金をする措置を先般昭和二十八年四月一日より同年十一月三十日までの間におけるこの損失を補填するため、第十八回国会におきましても、漁船再保険特別会計における特殊保険及び給与保険の再保険事業について生じた損失を補てんするため一般会計から繰入金に繰入金する法律の成立に伴いまして、一般会計からこの会計の特殊保険勘定に一億七千七百円、給与保険勘定に七百万円を限り、繰入金をすることができ措置が講ぜられたのであります。

然るところ、その後におきまして、かかる特殊保険事故及び給与保険事故が依然発生し、特殊保険勘定におきましては本年三月三十一日まで約九千四百万円、給与保険勘定におきましては本年十月十五日までに約千五百万円の損失を生ずるに至つたのであります。本案は、この損失を補填するために、その事故の性質に鑑みまして、前回と同様に一般会計から繰入金をすることができるとし、昭和二十九年年度におきまして、一般会計からこの会計の特殊保険勘定に九千四百万円及び給与保険勘定に千五百万円を限り繰入金をし、繰入金とするものであります。

本案審議の詳細につきましては、速記録に譲ることを御了承願います。

質疑を終了し討論に入り、まことに、野澤委員より、「この会計の損失補填のため一般会計から繰入金をするにしているが、将来かかることのないよう保険制度について十分検討せられたい」旨の希望を付して賛成意見が述べられ、採決の結果、全会一致を以て原案通り可決すべきものと決定いたしました次第であります。

次に、農業共済再保険特別会計の歳入不足を補てんするための一般会計から繰入金に繰入金する法律の一部を改正する法律案について御報告申し上げます。

昭和二十八年年度におきましては、風水害、冷害等が異常に発生いたしましたために、農業共済再保険特別会計の農業勘定における再保険金の支払いが増加し、多額の歳入不足が生じたのであります。この損失を補填するために、御承知のごとく、先に第十七回臨時国会において成立をいたしました農業共済再保険特別会計の歳入不足を補てんするための財源措置等に関する法律によりまして、差当り昭和二十八年年度に一般会計より八十五億円をこの会計に繰入れることとし、更に第十九国会において成立をいたしました農業共済再保険特別会計の歳入不足を補てんするための一般会計から繰入金に関する法律によりまして、昭和二十九年年度に

において一般会計よりこの会計に五十五億円を繰入金することができ措置を講じて参つたのであります。

然るところ、その後支払保険金確定の結果、更に十二億円不足することとなり、まことに、この補填のために前回同様、一般会計からの繰入金を以て充てることとしたし、農業共済再保険特別会計の歳入不足を補てんするための一般会計から繰入金に繰入金する法律の一部を改正いたしました。一般会計からこの会計に繰入金の限度額五十五億円を六十七億円にしようとするものであります。

委員会におきまして審議の詳細は、速記録によつて御承知をお願いいたします。

質疑を終了し、討論に入り、まことに、藤野委員より、「将来農業共済保険制度の運営を完備ならしめるため、災害調査の確実を期し、掛金徴収についても十分検討されることを希望して本案に賛成する」との意見が述べられ、採決の結果、全会一致を以て原案通り可決すべきものと決定いたしました次第であります。

次に交付税及び歳入税配付金特別会計法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、交付税及び歳入税配付金特別会計法第四条の規定を整備すると共に、一般会計から交付税及び歳入税配付金特別会計に繰入れる金額につき、

昭和二十九年年度限りの特例を設けようとするものであります。即ち交付税及び歳入税配付金特別会計法第四条の規定は、一般会計と特別会計との間における繰入れ関係の規定したものであります。その内容を同法自体においても明確に規定しておき、経理区分の明確を期する建前から必要且つ適切であると認められますので、この際同条の規定を整備いたすと共に、別途政府提出の昭和二十九年年度の地方交付税の総額等の特例に関する法律案におきまして、昭和二十九年年度に限り地方交付税法第六条の規定にかかわらず、所得税及び法人税の収入額のそれぞれ百分の十九・八七並びに酒税の収入額の百分の二十を以て地方交付税といたし、その収入見込額の合算額を交付税の総額とすることとなつておりますので、昭和二十九年年度一般会計から交付税及び歳入税配付金特別会計に繰入れる金額を、所得税及び法人税の収入見込額のそれぞれ百分の十九・八七並びに酒税収入見込額の百分の二十の合算額とすることとしようというのであります。

本案の審議に当り政府当局に対し、地方財政、特に警察費の現況及びその赤字の原因、及び対策等について質疑が行われましたが、その詳細はすべて速記録によつて御承知願いたいと存じます。

質疑を終了し、討論に入り、平

林委員より、「地方財政に対し特別措置を講ぜられたい」との希望を付して賛成の意見が開陳せられ、採決の結果、全会一致を以て原案通り可決すべきものと決定いたしました次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(河井彌八郎) 別に御発言もなければ、これより三案の採決をいたします。三案全部を問題に供します。三案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(河井彌八郎) 総員起立と認めます。よつて三案は、全会一致を以て可決せられました。

○議長(河井彌八郎) この際、日程に追加して、町村合併促進法の一部を改正する法律案(中田吉雄君外十三名発議)を議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(河井彌八郎) 御異議ないと認めます。先ず委員長の報告を求めます。地方行政委員長中田吉雄君。

〔審査報告書は都合により附録に掲載〕

町村合併促進法の一部を改正する法律案

右の議案を議決する。

昭和二十九年十二月六日

参議者

中田 吉雄 伊能 芳雄
伊能繁次郎 松岡 平市
加瀬 完 寺本 廣作
若木 勝蔵 片柳 眞吉
館 哲一 小林 武治
岩沢 忠恭 村尾 重雄
古池 信三 長谷山行毅
参議院議長河井彌八郎

町村合併促進法の一部を改正する法律

町村合併促進法（昭和二十八年法律第二百五十八号）の一部を次のように改正する。

第十一条第四項中「選挙人の五分の四」を「有効投票の三分の二」に改める。

第十一条の三第一項中「町村合併が行われた後」を削り、「合併町村」を「合併町村又は合併関係町村に改め、同条第二項中「合併町村の議会」を「合併町村又は合併関係町村の議会に改め、合併町村の長」を「合併町村の長」に改め、同条第三項中「四箇月」を「三十日」に、「合併町村の議会が」を「合併町村又は合併関係町村の議会が」に、「合併町村の議会の議員及び長の選挙権を有する者は、政令の定めるところにより、当該勧告に係る地域に属するその総数の五分の三以上の者の連署をもつて、その代表者によつて、合併町

村」を「都道府県知事は、町村合併促進審議会の意見を聴いて、当該町村」に改め、同条第四項を次のように改める。

4 第十一条第三項から第七項までの規定は、前項の投票につき準用する。

第二十条中「その者は」を「その者又はその者の一般承継人（政令の定めるところにより、承継の時にその者の世帯員であつた旨の都道府県知事の承認を受けた者に限る。以下同じ。）に、「その者が」を「その者又はその者の一般承継人が」に改め、同条に次の但書を加える。

但し、その者が当該町村合併の後において、又はその者の一般承継人が当該承継の後において、その住所をその町村の区域内に有しなくなつたときは、この限りでない。

第二十三条の次に次の一条を加える。

（不当な財産処分又は事業の実施の禁止）

第二十三条の二 都道府県知事が町村合併促進審議会の意見を聴いて策定した町村合併に関する計画で関係町村に通知され且つ公表されたものにおいて町村合併を行うべきものとされている町村は、町村合併前においては、基本財産その他重要な財産の処分又は營造物の

設置その他の事業の実施で第二十一条又は前条第一項の規定の趣旨に明らかに違反するおそれのあるものとして政令で定めるものを行うことができない。但し、町村合併後の町村の一体性の確保とその建設に支障がないものとして、特に都道府県知事が承認したものに ついては、この限りでない。

2 都道府県知事は、前項の承認をしようとするときは、町村合併促進審議会の意見を聴かなければならない。

3 都道府県知事は、第一項の規定に違反して財産の処分が行われ又は事業が実施されているときは、直ちにその処分を取り消し、又はその事業の中止を命じなければならない。

4 第一項の規定による都道府県知事の通知及び公表がされる前に、同項の規定に該当する財産の処分又は營造物の設置その他の事業の実施を行つた町村がある場合において、その処分又は事業の実施が明らかに同項の規定の適用を免かれる意図をもつてされたものであると認められるときは、都道府県知事は、町村合併促進審議会の意見を聴いて、その処分を取り消し、又はその事業の中止を命ずることができる。

第三十四条中「第八条」の下に「第三十一条の三」を、「第十五条から第十七条まで」の下に「第二十條の二」を加える。

第三十七条第五項を第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5 第一項第五号又は第六号に該当する輸入をした市について、町村の区域の全部若しくは一部を編入し又は市の区域の一部及び町村の区域の全部若しくは一部を編入する処分が町村の数の減少を伴うものがこの法律施行前五箇年以内に行われていたときは、当該処分についてもこれを町村合併とみなして第三十四条の規定を準用する。

但し、当該市に係る地方交付税の額については、第十五条の規定による額の範囲内において、総理府令の定めるところによる額とする。

第三十七条の三の次に次の一条を加える。

（都道府県知事の勧告の手續）

第三十七条の四 都道府県知事が町村合併促進審議会の意見を聴いて地方自治法第八條の二第一項の規定によりする勧告でこの法律に規定されているものについては、同項の規定による計画を定めるにつき、町村合併促進審議会の意見を聴くの外、同条第二項に規定する者の意見を聴くことを要しない。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 改正後の町村合併促進法（以下「法」という。）第三十四条の規定により適用する法第二十条の二の規定によりする措置は、昭和二十九年以後の発生に係る事由に基づく国の財政援助に限るものとする。

3 この法律施行前に法第十一条第三項（法第十一条の三第四項、第三十六条、第三十七条第一項及び第三十七条の二において準用する場合を含む。）の規定により行われた投票において、改正前の法第十一条第四項に規定する数の賛成がなかつたものについては、都道府県知事は、町村合併促進審議会の意見を聴いて、この法律施行後二箇月以内に、当該地域の属する市町村の選挙管理委員会に対し、当該地域内の選挙人の投票に付することを請求することができる。この場合においては、改正後の法第十一条第三項から第七項までの規定を準用する。

4 この法律施行前に改正前の法第十一条の三第三項の規定によりされた請求は、改正後の同項の規定によりされた請求とみなす。

5 各都道府県においてこの法律施行後最初に行われる議会の議員の一般選挙に関しては、法第十一条

の五(法第三十六条、第三十七条第二項及び第三十七条の三並びに町村合併促進法の一部を改正する法律(昭和二十九年法律第七十九号)附則第四項において準用する場合を含む。)の規定による選挙区の特例に関する条例は、昭和三十年一月末日までに限り、制定することができ。

〔中田吉雄君登壇、拍手〕

○中田吉雄君 只今議題となりました町村合併促進法の一部を改正する法律案につきまして、地方行政委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本法案は、党派を超越しての本院地方行政委員の発議によるものでありまして、町村合併の実情に鑑み、町村合併促進上必要と認められる数点について改正を行い、今後の町村合併が更に円滑に行われるようにしようとする趣旨に出ずるものであります。

その内容の第一点は、都道府県会議員の選挙区に関する特例を設けようとするときは、明年四月に行われるべき一般選挙については明年一月末までに設けなくてはならないという時期を限ることとするものであります。第二点は、分村問題が円滑な町村合併を阻害している実情に鑑み、分村を容易ならしめるために、知事は町村合併促進審議会の意見を聞いて境界変更に関する

勧告を行い得るものとし、これについての住民投票については、有効投票の三分の二で足りるものとするのであります。第三点は、合併計画上、将来合併を行うべき町村が、合併を見越して、合併後の新町村の体制の確保と、その建設に支障を及ぼすような差本財産、その他の重要な財産の処分、又は營造物の設置、その他の事業の施行を行うことを一時抑制しようとするものであります。第四点は、農地法の特例は、境界変更当時の農地の所有者一代限りでなく、承継の際同一世帯に属するその一般承継人についても適用があることとするのであります。

第五点は、促進法施行前の町村合併についての同法の適用規定を整備し、境界変更に関する規定及び国の行う財政援助が町村合併によつて不利益とならないようにする特例を含めるものとする。及び促進法施行前に町村を編入した人口五十万以上十未満の市が、その後の合併により同法の適用を受けるときには、その施行前の町村の編入についても同法の適用があるものとするのであります。第六点は、町村合併計画の作成については、町村合併促進審議会の意見を聞けば足るものとするのであります。

本委員会におきましては、十二月六日、伊能芳雄君から提案理由の説明を聞いたのであります。その際、小林委員の動議により、本法案について

は、発議に先立ち、懇談会等において十分に協議並びに審議をいたしている関係上、質疑並びに討論を省略して、直ちに採決することとし、採決の結果、全会一致を以て原案通り可決すべきものと議決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(河井彌八郎) 別に御発言もなければ、これより本案の採決をいたします。本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(河井彌八郎) 総員起立と認めます。よつて本案は、全会一致を以て可決せられました。

○議長(河井彌八郎) この際、日程に追加して、昭和二十九年一般会計予算補正(第一号)

昭和二十九年特別会計予算補正(特第二号)

昭和二十九年政府関係機関予算補正(特第一号)

以上、三案を一括して、議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと稱する者あり〕

○議長(河井彌八郎) 御異議ないと認めます。先ず委員長長の報告を求めます。予算委員長小林英三君。

〔審査報告書は都合により附録に掲載〕

昭和二十九年一般会計予算補正(第一号)

右は本院において可決した。よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和二十九年十二月四日

衆議院議長 堤 康次郎
参議院議長 河井彌八郎

〔審査報告書は都合により附録に掲載〕

昭和二十九年特別会計予算補正(特第二号)

右は本院において可決した。よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和二十九年十二月四日

衆議院議長 堤 康次郎
参議院議長 河井彌八郎

〔審査報告書は都合により附録に掲載〕

昭和二十九年政府関係機関予算補正(特第一号)

右は本院において可決した。よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和二十九年十二月四日

衆議院議長 堤 康次郎
参議院議長 河井彌八郎

〔審査報告書は都合により附録に掲載〕

○小林英三君 只今議題となりました昭和二十九年一般会計予算補正(第一号)、昭和二十九年特別会計予算補正(特第二号)、及び昭和二十九年政府関係機関予算補正(特第一号)の予

算委員会におきます審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

先ず順序をいたしまして、右予算補正の内容を簡単に御説明申し上げます。

一般会計は今回の補正により、歳出において三百八億円を追加しておりますが、その財源は三百五億円の歳入の節減等により、不足分三億円を歳入の増加により、それ、賄つておるため、補正後の昭和二十九年一般会計予算の総額は、歳入歳出とも九千九百九十八億円にとどまつております。

歳出の主なるものを申し上げますと、第一は災害復旧事業費でございます。本年五、六月頃の暴風雨、第五号台風及び第十二号乃至第十五号台風による災害の復旧につきまして、災害復旧事業費として六十九億円を計上しております。今年の災害につきましては、今回の補正と、すでに予備費から支出されたものと並びに今後予備費充当予定額をも含めると、本年度内に施行せられます事業費総額は百二十九億円となり、査定額のおおむね二割五分を復旧できるように相成つておるのでございます。又このほか災害地の救済土木事業費をいたしまして、予備費の支出並びに一般会計及び国有林野事業特別会計におきます節約額の振替使用によりまして、今回の補正とは別個に二十二億円を支出することに相成つております。

第二は、社会保障関係経費でございます。

ます。最近の社会情勢の推移に対処するために、生活保護費及び失業対策費につき、それぞれ七十億円及び三十七億円を追加したほか、炭鉱周辺地の失業者の就労対策を更に強化するために、新たに緊急就労対策事業費といひまして九億円を計上いたしておるのであります。

第三は、地方財政関係の経費でございます。先ず地方交付税の増四十億円につきましてありますが、右は、法人税の自然増収が見込まれること、並びに地方交付税の定率について本年度に限り百分の一九・六六を一九・八七四に改訂することによる増加でございます。警察制度改正に伴う都道府県警察費の不足額に充当することになつております。次に、第十九国会におきます入場税法の成立遅延と税率の引下げに伴う減収額を一般会計から補填するため、地方譲与税譲与金といひまして三十五億円を追加計上しておるのであります。

第四は、その他の経費でございます。即ち義務教育費国庫負担金といひまして、二十八年度の不足額を補填するために八億円、二十八年度の異常災害による農業共済再保険特別会計の赤字を一般会計から補填するために農業保険費といひまして十二億円を計上する等、所要の経費につきまして必要最小限度の補正を行なつておるのであります。

次に財源につきまして申し上げますと、法律案の不成立に伴う繰越消費税の減八十五億円、専売公社納付金の減五十二億円、入場税の一般会計繰入の停止による減十九億円、合せて歳入欠陥は百五十六億円でございますが、他方法人税の増百五十億円、その他の増九億円を見込み、差引き歳入の増加が三億円であります。これに物件費、施設費等の節約百五十三億円、及び輸入食糧価格調整補給金等の不用百五十二億円とを合せましたところの三百八億円を以て、先に申上げました歳出増加に充てようとするものであります。

次に、特別会計につきまして申し上げますと、交付税及び譲与税配付金特別会計につきまして、一般会計の補正に伴う交付金及び譲与金受入の追加と入場税収入の減少とによる補正を行なつたのを初めといひまして、国有林野事業特別会計、失業保険特別会計等七会計につきまして、それぞれ所要の補正を行なつておるのであります。

又政府関係機関につきましては、日本専売公社について、たばこ収入の減少等に伴う補正を行なつたほか、日本国有鉄道につきましても所要の補正を行なつております。以上が今回の補正予算の大要でございます。

さて、本案の審議に当りましては、先ず十二月二日小笠原大蔵大臣より提案理由の説明を聞き、四日衆議院からの送付を待ちまして、五日より本審査

に入り、諸方副総理は各省大臣に対する一般質疑を行いました。その概要につき申し上げますと、「今回の補正に当り百五十三億円の節約と関連し、政府は当初予算につき閣議で約二百億円に上る節約を申合せたのであるが、その結果一部の省では事業量の變更を余儀なくされた」と報告されてい

る、このような政府の措置は旧憲法下の実行予算と同様であつて、予算修正を規定した財政法第二十九条第二項を置いた趣旨に反するのではないかと、の質疑に對しまして、政府は、「先の閣議申合せは予算を變更したものではなくして、ただ予算執行に当り極力節約すべきことを申合せたのである、これは予算編成後相当物価の低落を見たのみならず、前国会における三派修正の際、節約が可能であるとの院議に副

うよう努力したのであり、その実行上にも予算の目的や事業量に變動を来たさしめぬよう注意を払つておる。節約の結果事業量が変つたものや、目的を変えたものにつきましては、今回補正として提案しているものであるから、何ら財政法には触れるものではない」と答弁されたのであります。又今回の補正の最大眼目である二十九年度災害復旧費につきましては、「従来の方針である初年度三割、次年度五割、三年度二割という線を崩し、二割五分として

復旧率は大体二二%であつて、今回はこれよりも若干上廻つておる。又二割五分といつても、直轄事業と補助事業との平均で、事業の着手は緊急度の高いものから重点的にやるように指示しておる」との答弁がございました。地方財政の關係では、「今回の補正で地方交付税交付金として四十億円が追加されておるが、うち三十億円は法人税の自然増収のはね返りである、元来自然増収に伴う部分は清算して次年度の交付金とするのは交付税法の定める

ところであるにもかかわらず、本年度の警察費不足に充当したことは財政難の地方団体に更に不利益を及ぼすこと、又本年度に限り交付税の定率を變更するといふことも、地方財政平衡交付金制度を改めて地方交付税交付金とした趣旨を没却するものではないか」との質疑がございました。これに對しまして政府は、「警察費の算定に誤りがあつて歳出が變つたのであるから、本年度租税収入に自然増収が見込まれる場合には、交付税を増額するのは当然である」との答弁がなされました。なお、「累積する地方財政の赤字の措置をどうするか、年末資金として地方団体は四百億円以上の融資を要望しているといふことであるが、どうなつてゐるのか」との質疑に對しましては、「二十八年度までの地方赤字については、その原因を究め、地方団体の財政再建への努力を検討した上で、地

方財政再建整備法によりその整理を進めたい。年末対策といひましては四十億円の短期融資を認めることに決定している」との答弁がございました。次に、余剰農産物購入に関する対米交渉に関する諸問題についてでございますが、「この援助は、日本側の防衛態勢の増強を条件とするものではないか。又、日本に与えられる借款の用途は米国の承認を経ねば使用できないのか。学童給食用の一千五百万ドル贈与は、今後何年期待していいのか。余剰農産物の買入れは日本の通常需要の枠内であるか追加であるか」など、多くの質疑に對しまして、対米折衝の面に當られました愛知通産大臣より、詳細に説明がなされました。それによりますと、「今回の対米折衝に際しては、日本の防衛強化について一切話し合つたことはない。一千五百万ドル分の贈与については少くとも三カ年は期待し得ること。購入する余剰農産物は日本の通常需要の枠内であること。借款の細目は決定していないが、来年度予算に響くので年内に目録がつくよう交渉を進める方針であること。それから借款の用途は、農業開発投資その他につき大綱の了解を得れば、日本側で決定し得るということ」でございます。

次に、食糧会計に関連する問題であります。今回の補正予算に見られる通り、輸入食糧補給金は不必要となつたばかりか、輸入食糧については食

管会計に黒字が出るが、それは消費者価格の引下げに使用するつもりであるか、又は食糧増産に向けるつもりであるか、又、今後の食糧管理の根本方針如何」との質疑がありました。これに對しまして、「食糧管理制度につきましては根本的に検討するつもりであるが、差当りは現在の制度を続けるものとして予算化せざるを得ない。又外資輸入から得られる利益は、食糧増産に振り向けたが、消費価格についても併せて考える必要があるので、慎重に研究したい」との答弁がございました。

次に、予備費に關連いたしました。『本年度予備費は現在のくらくら残っているか、総選挙の費用は幾らかかるか。その額は予算に計上されているのか』との質疑に對しまして、『本年度の予備費は八十億圓計上されており、現在約三十六億圓残っているのであるが、併しながら災害復旧費、租税還付附加金等すでに使用を予定されているものも多い。総選挙の費用は現行法では十四、五億圓、改正法によるとこれより若干増加するものと思ふが、その費用は予算には計上されていない。総選挙が若し行われる場合には、予備費の中から差繰つて支出する』との答弁がございました。

最後に、六日には吉田内閣総理大臣に對しまして総括質疑を行う予定でありましたところ、病氣のため欠席せられ、総理に對する総括質疑は不可能と

相成りましたので、小笠原、相馬、鶴見及び木村精八郎の各委員から、諸方の問題に關連いたしました質疑がございました。その他、委員会の質疑応答は極めて広汎に亘つたのであります。

が、その詳細につきましては、速記録によつて御了承願ひたいと存じます。かくて質疑を終局し、討論に入りしましたところ、まず日本社会党第四控室を代表いたしました三輪委員より反対、自由党を代表いたしました池田委員より賛成、日本社会党第二控室を代表いたしました相馬委員より反対、緑風会を代表いたしました早川委員より賛成、無所属クラブを代表いたしました木村委員より反対、日本民主党を代表いたしました武藤委員より賛成の旨、それ／＼述べられました。

よつて討論を終結いたしました。採決の結果、本委員会に付託せられた予算補正三案はいずれも、多数を以ちまして原案の通り可決すべきものと決定いたしました次第でございます。

以上、御報告申し上げます。(拍手)
○議長(河井廣八郎) 三案に對し、討論の通告がございました。順次発言を許します。成瀬治君。

〔成瀬治君登壇、拍手〕
○成瀬治君 私は日本社会党を代表いたしました。只今上程されました昭和二十九年年度の一般会計補正予算案をはじめとする三案に對しまして、反対

をいたします。以下、反対の理由を述べ、我が党の態度を明確にせんとするものであります。

まず臨時国会開会と予算審議の政府の態度であります。本年度五、六月の豪雨、台風、冷害等の災害に對しまして、適切にして且つ迅速なる措置をとるために、野党各派は早期の臨時国会開催を要求し、所定の手続を経たのでございますが、政府はこれを無視し、災害に苦しみ不安におののく国民の声にあえて耳をふさいで来たその怠慢と責任を、まず国民の名において追及しなければなりません。政府が臨時国会開会を嫌つた理由は、十九国会中に指揮権発動という全く前代未聞の暴挙によつてやつとくいとめた、汚職に次ぐ汚職、疑獄に次ぐ疑獄を、追及され

てはやりきれないからであります。又吉田総理の外遊を強行したかつたからであります。外遊反対は、国民大多數の声でありました。国民の戸に耳を傾けず、身勝手な外遊を強行し、疑獄、汚職のはとぼけのさめるのを待ち、その隠蔽に汲々としたのであります。そのことは自由党吉田内閣のためのことのみでありまして、国民を眼中におかない態度であり、国家国民を忘れた全く不遜の態度といふべきであります。今日、国民の間に政党政治に對する批判の声が各所にはうはいて起つておりますが、その原因は擧げて、かかる吉田内閣、自由党の、国民を忘れ、はね上つ

た党利党略のためのものであり、その責任は擧げて吉田内閣にあると断定すべきであります。

なお、今次補正予算などの審議に當つて、吉田総理は欠席をされておられるのであります。今までも、しばしば都合の悪いときには欠席をされておられる常習者であり、国会軽視の常習犯であります。命旦夕に迫ると申しますか、あ

と一日限りの吉田総理としては、あとはどうでもいいというのであります。か。又決算委員会への出席がおいやだというのであります。尻暗い観音式の態度は、少くも一國の總理大臣としてとるべき態度ではないのであります。政府の補正予算に對する態度は、民意をふみにじり、国会のルールを無視し、誠意と熱意を欠いているのであります。誠に遺憾な態度と申すよりは、かに言葉がないのであります。(拍手)

このたびの補正予算案は、当初予算とは切離しては存在いたしません。政府は当初予算案提出に際して、日本経済再建の要件である国際収支の改善と、国内物価の引下げを目途として、いうところの一兆億圓予算、緊縮予算を編成したといふのであります。吉田内閣は昨年までインフレ放漫政策をとつて来て、昨二十八十一月の池田・ロバートソン会談を契機といたしまして、掌を返すがごとく緊縮予算に切替えたのであります。このことは泥

を働いておつた者が、これではいけ

ないというので、逡巡になりやつて泥棒を逮捕するといふようなもので、全く筋の通らない話であります。そのことは別といたしまして、かかる予算を強行するときは、そのおろしを受ける者は中小企業者であり、労働者であり、農民であります。従つて当然その被害を最小限度に防ぐ対策を講ずべきであります。この点を我が党は強く指摘し、政府に反省を要望して来たのであります。現在我が党が先に指摘したごとく、平和産業は萎縮し、中小企業者は倒産続出の傾向であり、失業者は激増し、社会不安をかもしている現状であります。補正予算が少くとも国民大衆、即ち勤労階級へのしわ寄せ、穴を塞ぐ処置が当然なされなければならぬのに、何ら考慮されていません。不十分であります。かかる予算を一言にして言いますならば、国民生活を全く無視し、国民大衆の犠牲に對して再軍備をいよく露骨に強行するところのものであります。これは耐乏予算でなく、大砲予算であります。これが反対の根本的理由であります。

次に、内容についてであります。第一点は、社会保障費関係であります。政府は、失業者は増加した、一日平均十六万三千名の就労人員を、一日平均十七万七千名にした。即ち七千名の増加であり、所要経費八億五千万圓を計上したと言ひますが、今日失業者数は一体どれだけであるか。完全

昭和二十九年十二月六日 参議院會議録第五号 昭和二十九年一一般会計補正(第一号)外二件

失業者数、百万から百五十万、潜在失業者を加えると、数百万といわれているのであります。これで一体失業者はどのくらい救助されるのですか。又、緊急就労対策事業費は、道路関係事業費の増額の塗り替えて、失業者就労の絶対量を増しておらないのであります。全くごまかしであります。失業対策費、生活保護費等は、当初予算において十分組むべきでありますのを、政府はあえて放置し、今日補正の機会を得ながら、なお等閑視しておるのであります。社会不安を一方につのらせつつ、片方では、社会不安であるから、取締りの警察力を強化するというのであります。本末顛倒であります。社会不安は取締りや威圧によつてなし得るものでなくて、社会不安を起させないために、社会保障制度を確立すると共に、中小企業者のために年末金融を積極的に行うべきで、抜本的対策を講立すべきときであります。

なお、公務員の年末手当についてであります。超勤或いは残業の削除によりまして、実質賃金の低下を来たしているのが現状であります。手当というよりも、むしろ生活補給金の性格であります。当然支出すべきであり、そのための補正予算を計上すべきであります。

第二点は、食糧増産についてであります。当初予算において削除されました。今回輸入食糧の価格下落によつて、調整補給金が不用となりました。これは当然食糧増産並びに消費者米価に廻すべき性質のものであります。我が国は人口の四五割を農業人口とし、而も年々多額の食糧を輸入し、ために莫大な外貨を犠牲にしていることは周知の通りであります。少くとも食糧自給度の向上増大は、我が国の最重要事であり、然るに農地は戦前戦後を通じて、本格的な改良が加えられず、増産はただかけ声のみに終始しているものであります。食糧増産に対する政策こそ喫緊の必要事であるにかかわらず、たゞMSA援助による余剰農産物の買付に狂奔している政府の姿は、国内農民を忘れたものであり、吉田内閣の買弁の性格を如実に物語っているものであります。これは当然食糧増産と消費者の米価に廻すべきものであります。食糧増産政策の欠如と、低米価政策、肥料政策の失敗は、農民を悲劇へと追いやるものであります。本予算案は農民に悲劇を演じさせる性格を帯びておるのであります。これが反対の第二の理由であります。

第三点は、減税政策についてであります。政府は当初予算編成に当たって、直接税は例の税法上の減税をし、間接税を増加し、従つて昨年度より本年度は三百四十三億余円の増税になるものであります。而も自然増等は絶対にないとして、言明したのであります。然るに今回徴収してみたら、法人

税は百五十億増徴というのであります。日本経済の再建は、資本蓄積のための減税と、純消費、即ち、軍事費の削減によつて初めてその目的を達成することができるとあります。緊縮予算は、当然減税と軍事費の削減がなければならぬのであります。に、軍事費は当初予算において四百四十五億円を増し、而も過年度未使用分一千余億円を持つていたのであります。税は、結局本年度は昨年度と比較いたしまして、約五百億円の増税となるのであります。だからこそ日本経済の再建はできないのであります。かかる政策が平和産業の萎縮と、中小企業者の倒産と、失業者を生み出す以外の何ものも果してないことを雄弁に物語っているのをごさいます。いわゆる看板に偽りありと言わざるを得ないのであります。かかる予算案は、或いは財政政策は、必ず破綻と墜落によつてあえなき最期を遂げることは自明の理であると指摘せられなければならぬのであります。

最後に、災害復旧の関係についてであります。過去五年間の平均によりまして、毎年建設省所管の公共土木費だけで七百億円、これに農作物の被害、家財の損害などの一般被害を加えますと、実に年当り二千六百億円を突破するという状態であり、災害防止のできないのは、予算がないからであります。過年度災害復旧を追つかけていて、災害防止の事前工事などは及びもつかないというのが現状であります。災害のあとを復旧が追つかけていないのであります。国破れて山河ありの山河が荒廃してしまつていてのをごさいます。今こそ思い切つた抜本的な施策を講じないと、悔を千載に残す段階に来ているのであります。事態を正視し、鏡に映するさまの施策こそ最上の施策であります。子孫のために美田を残すべく、我が党の主張のごとく、災害復旧でなく、災害予防へと前進すべきであると思つてのをごさいます。本年度予算のごとく、復旧二五％で、他は翌年廻しでは、防止どころでなく、復旧も完全にできないのであります。災害は人災でありまして、拱手傍觀の吉田内閣による人災であると思つても差支えないのであります。

要するに、買弁の吉田内閣には何もできない。期待も何ら持つことができないになりました。今や国民大衆は、吉田内閣の即刻退陣を要求し、財界からは、不安と不信から政権交代が叫ばれているのであります。このことは吉田反動内閣の多年に亘る失政と暴政の累積の所産であることを附言いたしまして、私の反対討論を終ります。(拍手)

○議長(河井彌八郎) 吉米地義三君。(吉米地義三君登壇、拍手)

○吉米地義三君 私は日本民主を代表いたしました。本案に賛成をいたすものであります。併しながら本補正予算の内容につきましては、必ずしも満足するものではございません。即ち本年における災害は、総合的には例年に比較いたしまして軽微であるとは申しながら、局地的には誠に深刻な被害をこうむつておりますので、これが対策費として本案に計上されました金額では、到底満足ができないのであります。又社会保障費の増額につきましても、今日の厳肅なる社会情勢に照らしまして、この程度を以てしては、何人といえども十分であるとは思われないであります。(反対しなさい)と呼ぶ者あり。天災は不可抗力な国家災厄であります。社会保障費の増額を必要とした原因は、現政府のとつて来た自由放任経済のたらしめた結果でありますから、政府はこの点に對しましては、重大なる責任を感じべきであります。殊に急激に増加しつつある失業者の対策、並びに中小企業の異常なる不況対策等に対ししては、これ又、急速な処置を講ぜねばならぬ事態にあることは、政府といえども認識しておるはずでござい

策は、いずれも急速な措置を必要といたします。たし、一日も遅延を許さない事情にあるのであります。我が参議院は先に絶対多数の署名を以て、急速に臨時国会を召集すべきことを要求したにもかかわらず、政府はこれを無視して、荏苒今日に至つたことは誠に遺憾であります。殊に本予算審議に当りまして、吉田総理大臣は病氣と称しまして、委員会に一度も出席されなかつたことは、十分な質疑応答を重ねることのできない結果になりました。これ又、極めて遺憾に存する次第であります。

併しながら災害対策といひ、社会保障といひ、或いは失業対策といひ、いずれも極めて急を要する措置でありますから、政府は本予算通過の上は、せめて速かに有効適切な措置を実施されることを期待いたしまして、本案に賛成するものでございます。(拍手)

○議長(河井彌八君) 松永義雄君。

〔松永義雄君登壇、拍手〕

○松永義雄君 私は日本社会党第二控室を代表いたしまして、只今上程せられました政府提案になる補正予算三案に對して、反対の意を表するものであります。

政府のデフレ政策は、金融の引締と財政の緊縮により、一兆円の枠内において二十九年度の予算を編成して来たのであります。今日の情勢を見ます

と、金融引締による被害は、農民、中小企業にしか寄せられ、その倒産の続出を見ているのであります。又労働者の失業という犠牲において、財政の緊縮が進められている現状でございまして、ここにおいて補正予算案を見ますと、総額三百八十四億円で、これに対する歳入の増加額は三億円で、その差額三百八十一億は、歳出の節約及び不用等で賄うことによつて、歳入歳出を共に三億円増加し、本予算と合せて総額九千九百九十八億円として、一兆円予算の枠内にとどめているのであります。政府は一兆円の線を堅持したと言ふのであります。が、防衛関係費を中心とする本年度の過年度繰越金額は一千二百七十七億に達し、実際の財政規模は一兆一千二百億円となり、一兆円を遙かに越えているのであります。従つて政府が一兆円にこだわるのは、国民を欺瞞するものであると言わなければなりません。更に政府は、本年度の本予算案の審議過程におきまして、政府は、補正予算は絶対に行わないと言明したのであります。が、ここに補正予算案が提出されましたことは、政府の失政を物語るものであつて、災害復旧においては止むを得ない情勢であるとしても、少くとも地方財政或いは生活保護費に關しては、当初より政府が施策した通りに行われなかつた結果であると思ふべきではありません。

次に、内容について見れば、先ず歳入の面におきましては、政府は外交問題と同じく、予算面においても秘密主義をとつていふことでもありません。即ち政府は財源として、予算節約百五十三億、並びに不用額百五十一億と、法人税の自然増収額百五十億等を挙げていますが、これらの新財源以外の所得税、酒税、砂糖消費税、揮発油税等の増収については、何ら歳出入の実情を国民の前に明らかにしておらない。政府が党独自の一方的資料のみを提出しているのではありません。これは歳出規模が一兆円の枠を破るのを恐れ、歳出規模から通算して、その辻褄を合わせるための小手先細工であると見なければならぬのであります。更に一千二百七十七億に上る過年度繰越金をどうするかという問題は、インフレ或いはデフレの要因として重要な問題でありまして、当然補正予算における財源として審議を受けなければならぬ性質のものであります。が、かかる重要な財源の措置を明確にしないで、デフレ政策である一兆円を堅持すると言つたところでは、およそナンセンスな施策であると言わなければなりません。

次に、歳出の面につきましては、今回の補正予算は、災害、デフレ救済を中心した予算でありまして、政府は災害関係の支出に六十九億の復旧事業費を計上しているのではありません。今年度における災害も相当の被害をこうむり、農村、漁村、都市における復旧費に對する要望は、御承知の通りに強いのであります。これまでの事業額は初年度三割、二年目五割、三年目二割の実施率で予算に計上されて来たのであります。が、今年は政府の一兆円予算堅持のために、二割五分に抑えられていくわけでありまして、誠に政府の態度は不誠実極まるものと言ふことが出来ます。我々は失業対策事業を兼ねて復旧事業全体の最低限度三割を実施することが被害農民に對する処置であると考え、更に三十七億円の増加が必要であると思ふのであります。

次に社会保障関係費としまして生活保護費、失業対策費の増加が見られるのであります。が、第四四半期における失業の激増は当然予想されるのであります。然るに政府は十七万人分の計上で、既往の経費増に對する措置にのみにとどまつておるのであります。又生活保護法による生活困窮者も又これと同じく五割の増加は見られるのであります。政府の積極策といふことは全然ないのであります。地方交付税交付金については四十億円の追加されているのであります。が、警察費の不足分は、実態調査の結果五十三億に達するのであります。政府は地方財政の赤字補填といふことに關しては不徹底の措置をとつていふと言わなければならぬ。政府によつて地方自治の弱体化が意圖されており、知事官選への歩みを続けていると言つても過言ではないのであります。

私は以上、主なる部分に關する反対の趣旨を述べたのであります。更に政府案には、官公庁労働者のベースアップが計上されていないのであります。現在の国家予算は、汚職取締等により、ずさんな支出が行われているのは、誰しも認めるところであります。が、そのような政府施策の欠陥より来た日本経済の崩壊を救うために、政府は国民に耐乏を強要しているのではありません。併し最低生活の限度を下廻る公務員の現状は、もはや耐乏の余地は残してないのではありません。全国賃金水準の動向を左右する官公庁職員的生活防衛のための最低限度の保障は、当然政府の責任でなければならぬのであります。我々は、公務員、地方公務員、公共企業体等職員に對する年末手当の〇・二五カ月分の増額、七十八億円の計上を政府に要求するのであります。

まぎれに発行した繰延べ手形の支払期間が到来するという事実からみて、中小企業の危機は、来年、更には三月には深刻な形で現われて来るのであります。これらに対しては何らの考慮も払われていないのであります。一般会計投資として二十億圓を新規に計上する必要があるものであります。

我々は、政府が単に一兆円予算という名目のために、労働者、農民、中小企業者の生活を犠牲にした予算を計上し、政府の施策の目標が奈辺にあるかを疑わざるを得ないのであります。而もインフレをとめるためのデフレ政策というのは結構なことであり、我が国の経済の基調は、財政金融の性格が軍事的であり、非生産的であり、過年度からの歳出繰越額は巨額に上り、而も実質的財政規模は一兆一千二百億圓に上るのであります。なお今後アメリカの余剰農産物の見返り円資金の使用は、軍需産業等の不生産的方面に使われる可能性があり、これらのことはデフレ経済の基調をなしているといふことを物語るものではなく、インフレ的であると言わなければならないのであります。我々は、かかる政府の欺瞞的デフレ政策の名目により、一方的に、労働者、農民、中小企業者の犠牲を強いるがごとき今回の補正予算案に対し、断固反対するものであります。(拍手)

○議長(河井彌八郎) 木村福八郎君。〔木村福八郎君登壇、拍手〕

○木村福八郎君 私は、二つの点から本補正予算案に反対するものであります。

その第一は、この補正予算の背景をなしているところの政府の基本的な財政経済政策に対する反対であります。

二十九年年度の予算の性格は、言うまでもなく、防衛費を増加させて、民生費を削減して、極めてはつきりとした軍事的性格を持ったところの財政であります。アメリカのMSAによりまして、現在はいわゆるMSAデフレの影響が広汎に現われて、失業は、政府の官庁統計だけでも、八月は七十一万に達し、ドッジ・デフレ政策のときよりも遙かに多くの失業者が巷に溢れております。中小企業に、炭鉱に、実際にこのデフレ政策の影響を末端で、この目で見て、この耳で聞くときは、実に惨憺たる状況が現われておるのであります。新聞、雑誌、ラジオなんかには伝えられているよりも、これが二十九年年度MSAデフレ政策の影響であります。で、今度の補正予算は、このデフレ政策の影響、これに対する予算の補正であります。先ほど吉田総理も言われました通り、今度の補正予算は、災害復旧についても、失業対策についても、生活保護についても、あらゆる面で非常に不満足であると言われております。

で、このような不満足な補正予算がなぜ現われて来たかと言へば、その根本においては、この二十九年年度の予算の性格、即ち軍事的性格、そこから来ているわけでありまして、この二十九年年度の予算に現われた政府の財政政策の根本になつてゐる軍事的性格といふものを、ここで転換しなければ、今の日本の経済の危機、これは救うことができないわけでありまして。

然るに現在国際情勢は、これまでの政府の軍事的な財政経済政策をここで大きく政策転換を行うのに絶好な機会を提供していると思つております。言うまでもなく、ジュネーヴ會議以後、世界の情勢は極めて平和的な方向に急激に進んでいるわけでありまして、従つてこの際、日本は、これまでの軍事的な財政経済政策を、ここで大転換すべき絶好の機会に恵まれているわけなんです。絶好なチャンスだと思つて、従つて今何を一番補正するところが重要だと言へば、その補正の一番重要なことは、これまでの政府の軍事的な財政経済政策をここで根本的に改める、補正する。これこそが一番私は重要な課題だと思つております。ところが吉田総理は三千万圓の国費を使つて外遊して来て、帰つておみやげとしてもたらしめたものは何であるか、結局反共政策です。アメリカにおいて反共の演説をし、イギリスにおいても反

共の演説をし、国内に帰つて来て、自由党が民主党内に合同を申入れるときの言葉は、極東における共産側の真の目標は日本を侵略することにあるのだ、日本を略奪することにあるのだ、こういうような結論が吉田外遊の結果なんです。で、こういう頭を以て今後の財政経済政策をやるといふことは、今世界的に広汎に平和の情勢がকাশい出されておるときに、全くこれは逆コースを行くものであり、全く私は吉田首相の時代的感覚のズレに驚かざるを得ないので。(拍手) 今、日本は、ここで折角世界の情勢が平和情勢に向つたときに、軍事的政策を大転換して、平和的な、民主的な……軍事費を思い切つて削減して、そしてこれを民生安定或いは輸出振興、国内の経済自給度の向上、このほうに向けるべき絶好の私は機会にむしろ恵まれておると思つております。(その通り)と呼ぶ者あり) そうでなければ、今巷に溢れている失業者も救済できません。中小企業者の危機も救済できません。吉田総理の外遊後におけるような考え方では、この危機は救えません。この危機を救ふ途は吉田内閣を早く退陣せしめる、一日も早くこれを退陣せしめる、即ち打倒して、そしてそののちに新しく自主的な、そして平和的な、民主的な政権を一日も早く打立てるということが一番重要な課題だと思つております。

第二の反対の論議は、この補正予算が財政法第二十九条第二項の精神に反しておることでありまして。で、この補正予算は、財源として百五十三億圓の節約によつて、二十九年年度当初予算の節約によつて財源を賄つております。併しながら財政法第二十九条第二項によれば、予算が成立したのちに於いてその予算を変更するときには修正予算を作成して国会に提出することができるとなつております。で、私は百五十三億のこの節約、いわゆるこれまで実行予算と言われておりました、実行予算を組むについては、今度の民主財政の財政法第二十九条第二項に基けば、国会の承認なくして百五十三億の実行予算を組むことは、これは財政法の精神に反します。なぜならば、今の新しい財政法によれば、国会は曾と違つて、予算の増額修正権があるのです。国会が増額した場合に、政府が勝手に実行予算と称して、国会の増額した予算を実行予算として、節約をして実行しなかつたら全く意味がないのです。で、今度の節約は、そういう端緒を開いたものとして、これは私は重大な政治的な問題になると思つております。法律的には疑義があるかも知れませんが、或いは違法でないかと大膽當局は言つております。併しながら少くとも政治的に重大な問題である。百五十三億節約したために実際に事業費の変更が起つてゐるのです。もうすでに

予算の変更が実質的に行われているのです。国会の承認なくして行われているのです。こういうことが果して財政法第二十九条第二項の精神に違反しないかどうか、これは私は非常に疑義がある。こういうことを簡単に内閣の責任においてのみやらしておくと、私は、私はこの財政法の精神に反すると思う。

以上の二つの論議に基きまして、私はこの修正予算案に反対するものであります。(拍手)

○議長(河井彌八郎) これにて討論の通告者の発言は全部終了いたしました。討論は終局したものと認めます。これより三案の採決をいたします。三案全部を問題に供します。三案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕
○議長(河井彌八郎) 過半数と認めます。よつて三案は可決せられました。

○議長(河井彌八郎) 参事に報告いたさせます。

〔参事朗読〕
本日衆議院から左の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを内閣委員会に付託した。

自衛隊法の一部を改正する法律案
昭和二十九年の台風及び冷害の被害農林業者に対する資金の融通に関する特別措置法案 大蔵委員会に付託

本日衆議院から左の議案を提出した。よつて議長は即日これを委員会に付託した。

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案
議院運営委員会に付託
昭和二十九年八月及び九月における風水害に伴う中小企業信用保険法の特別に関する法律案
通商産業委員会に付託

本日委員長から左の報告書を提出した。

自衛隊法の一部を改正する法律案可決報告書
昭和二十九年八月及び九月の台風並びに同年の冷害による被害農家に対する米麦の充渡の特例に関する法律案可決報告書
昭和二十九年八月及び九月における風水害に伴う中小企業信用保険法の特別に関する法律案可決報告書
国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案可決報告書
公職選挙法の一部を改正する法律案(衆議院第九号)可決報告書
昭和二十九年の台風及び冷害の被害農林業者に対する資金の融通に関する特別措置法案可決報告書

○議長(河井彌八郎) この際、日程に追加して、国会議員の歳費、旅費及び

手当等に関する法律の一部を改正する法律案(衆議院提出)を議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○議長(河井彌八郎) 御異議ないと認めます。先ず委員長の報告を求めます。議院運営委員長寺尾豊君。

〔審査報告書は都合により附録に掲載〕
国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案
右の本院提出案をここに送付する。

昭和二十九年十二月六日
衆議院議長 堤 康次郎
参議院議長 河井彌八郎

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案
国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律(昭和二十二年法律第八十号)の一部を次のように改正する。

第十一条の四を第十一条の五とし、
第十一条の三の次に次の一条を加える。
第十一条の四 衆議院が六月一日から六月十四日までの間又は十二月一日から十二月十四日までの間に解散されたときは、その解散の日

に在職する衆議院の議長、副議長及び議員の秘書は、六月十五日又は十二月十五日にそれぞれ在職したものとみなし、前二条の期末手当及び勤勉手当を受ける。

附則
この法律は、公布の日から施行する。

〔寺尾豊君登壇、拍手〕
○寺尾豊君 只今議題となりました国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、議院運営委員会における審査の経過並びに結果を御報告いたします。

現行規定によりますると、期末手当及び勤勉手当を受けるべき期日の直前に衆議院が解散をされたときは、その解散の日(在職する衆議院の議員等の秘書には期末手当及び勤勉手当を支給することができません)ので、本案は六月一日から六月十四日までの間、又は十二月一日から十二月十四日までの間に衆議院が解散をされたときは、その解散の日(在職する秘書に対し右の諸手当を支給できるように改めようとするものであります)。

本委員会は、本案が衆議院から送付されるに及び、これを審査いたしました結果、全会一致を以て可決すべきものと決定をいたしました。

御報告申し上げます。(拍手)

○議長(河井彌八郎) 別に御発言もなければ、これより本案の採決をいたします。

○議長(河井彌八郎) 別に御発言もなければ、これより本案の採決をいたします。

○議長(河井彌八郎) 総員起立と認めます。よつて本案は、全会一致を以て可決せられました。

○議長(河井彌八郎) この際、日程に追加して、自衛隊法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○議長(河井彌八郎) 御異議ないと認めます。先ず委員長の報告を求めます。内閣委員長荒木正三郎君。

〔審査報告書は都合により附録に掲載〕
自衛隊法の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和二十九年十二月六日
衆議院議長 堤 康次郎
参議院議長 河井彌八郎

議事日程追加の件 国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案

議事日程追加の件 国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案

議事日程追加の件 国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案

昭和二十九年十二月六日 参議院會議録第五号 議事日程追加の件 昭和二十九年八月及び九月における風水害に伴う中小企業信用保険法の特例に関する法律案

一〇八

自衛隊法の一部を改正する法律案
自衛隊法の一部を改正する法律案

自衛隊法(昭和二十九年法律第百六十五号)の一部を次のように改正する。

別表第一中「第四管区隊 第四管区總監部 福岡県筑紫郡春日町」を 第五
「第四
管区隊 第四管区總監部 福岡県筑紫郡春日町」を 第六
管区隊 第五管区總監部 北海道河西郡川西村 に改める。
管区隊 第六管区總監部 宮城県宮城郡多賀城町」

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律の施行の日から昭和二十九年十二月十九日までの間は、改正後の自衛隊法別表第一中「宮城県宮城郡多賀城町」とあるのは、「福島県信夫郡荒井村」と読み替えるものとする。

〔荒木正三郎君登壇、拍手〕

○荒木正三郎君 只今議題となりました自衛隊法の一部を改正する法律案について、内閣委員会における審議の経過並びに結果を御報告いたします。

先ず、本法律案について、政府が提案の理由として説明するところを申述べます。さきの国会において陸上自衛官二万人の増員が認められ、これを基礎として二管区隊を増置し、北海道及び東北方面の陸上自衛隊の防衛警備力の充実強化を図る計画であつたが、増置する管区隊の具体的配置場所等については、種々研究の結果、去る八月に至り漸く決定することができると運びとなつたのであるが、当時たゞ／＼国会閉

前に衆議院が解散になつた場合における管区隊増置令なる政令の効力はどうかといふ点、自衛隊法第十三条第二項の「特別の事由」の意義如何、その他管区隊總監部の設置の場所の問題、自衛力増強の問題等について、木村長官との間に質疑応答が行われました。本日の委員会においては、質疑も終了いたしましたので、討論の段階に入りしましたところ、討論省略の動議が成立し、次いで採決に入りましたところ、多数を以て可決すべきものと議決せられました。

以上を以て報告を終わります。(拍手)
○議長(河井彌八君) 別に御発言もなければ、これより本案の採決をいたします。本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕
○議長(河井彌八君) 過半数と認めます。よつて本案は可決せられました。議事の都合により、暫時休憩いたします。

午後七時二十六分休憩

午後八時三十分開議

○議長(河井彌八君) 休憩前に引続き、これより会議を開きます。

参事に報告させます。

〔参事朗読〕

本日委員長から左の報告書を提出し、国会議員の選挙等の執行経費の基準

に関する法律の一部を改正する法律案可決報告書

昭和二十九年七月の大雨、同年八月及び九月の台風並びに同年八月の冷害により被害を受けた地方公共団体の起債の特例に関する法律案修正議決報告書

昭和二十九年産米穀についての超過供出奨励金等に対する所得税の臨時特例に関する法律案可決報告書

国有的炭鉱医療施設の譲渡及び貸付に関する特例法案可決報告書

○議長(河井彌八君) この際、日程に追加して、昭和二十九年八月及び九月における風水害に伴う中小企業信用保険法の特例に関する法律案(衆議院提出)を議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○議長(河井彌八君) 御異議ないと認めます。先ず委員長の報告を求めます。通商産業委員会理事西川弥平治君。

〔審査報告書は都合により附録に掲載〕

昭和二十九年八月及び九月における風水害に伴う中小企業信用保険法の特例に関する法律案
右の本院提出案をここに送付する。

昭和二十九年十二月六日
衆議院議長 堤 康次郎
参議院議長 河井彌八郎

昭和二十九年八月及び九月における風水害に伴う中小企業信用保険法の特例に関する法律

(目的)

第一条 この法律は、政令で指定する地域内に事業所を有し、かつ、昭和二十九年八月及び九月における風水害によつて損失を受けた中小企業者に対し、その事業の再建に必要な資金(以下「再建資金」という。)の融通を円滑にするため、中小企業信用保険法(昭和二十五年法律第二百六十四号。以下「法」という。)の規定の特例を定めるものとする。

(保険金額及び保険金)
第二条 再建資金の貸付(相互銀行法(昭和二十六年法律第九十九号)第二条第一項第一号の契約に基く給付並びに奄美群島の復興に伴う法令の適用の暫定措置等に関する法律(昭和二十八年法律第二百六十七号)第十条第二号の規定に基く奄美群島の復興に伴うたばこ専売法等の適用の暫定措置等に関する政令(昭和二十八年政令第四百六号)第二十条第一項の規定及び相互銀行法附則第三項の規定によりなおその効力を有する同法

附則第二項による改正前の無尽業法(昭和六年法律第四十二号)第一条の無尽による給付(以下「給付」と略する)を含む)であつて昭和三十年三月三十一日までに行われたものに係る法第三条第一項の保険関係においては、法第三条第二項及び法第六条の規定にかかわらず、保険金額は、保険価額に百分の九十を乗じて得た金額とし、政府が支払うべき保険金の額は、保険価額から金融機関がその支払の請求をするときまでに回収した額を控除した残額に、百分の九十を乗じて得た額とする。

2 再建資金の借入(手形の割引又は給付を受けることを含む。以下同じ)による債務の保証であつて昭和三十年三月三十一日までに行われたものに係る法第九条の第二項の保険関係においては、同条同項及び法第九条の四の規定にかかわらず、保険金額は、保険価額に、普通保証保険にあつては百分の七十、小口保証保険にあつては百分の九十を乗じて得た金額とし、政府が支払うべき保険金の額は、指定法人が中小企業者に代つて弁済(手形の割引の場合には支払、給付の場合には払込。以下同じ)をした借入金(手形の割引の場合には手形債務、給付の場合には掛金。以下同じ)の額から指定法人がその支払

の請求をするときまでに中小企業者に対する求償権(弁済をした日以後の利息及び遅延の損害の賠償に属する部分を除く。以下同じ)を行使して取得した額(指定法人が借入金のほか利息についても弁済をしたときは、求償権を行使して取得した額に、弁済をした借入金額の総弁済額(給付の場合には、給付額)に対する割合を乗じて得た額)を控除した残額に、普通保証保険にあつては百分の七十、小口保証保険にあつては百分の九十を乗じて得た額とする。

3 再建資金の借入につきしたこととなる債務の保証であつて昭和三十年三月三十一日までに行われたものに係る法第九条の六第一項の保険関係においては、法第九条の六第二項及び法第九条の七第一項において準用する法第九条の四の規定にかかわらず、保険金額は、保険価額に百分の七十を乗じて得た金額とし、政府が支払うべき保険金の額は、金融機関が中小企業者に代つて弁済をした借入金の額から金融機関がその支払の請求をするときまでに中小企業者に対する求償権を行使して取得した額を控除した残額に、百分の七十を乗じて得た額とする。

(保険料)

第三条 保険料の額は、法第五条法第九条の五第一項及び法第九条の七第一項において準用する場合を含む)の規定にかかわらず、保険金額に年百分の二以内において政令で定める率を乗じて得た額とする。

2 地方公共団体は、前項の保険料の額の二分の一以上の額を金融機関又は指定法人に補給するものとする。

(中小企業信用保険特別会計の損失のてん補)

第四条 政府は、この法律の規定により支払つた保険金の額が、この法律の規定により徴収した保険料及び回収金の額をこえる額に相当する金額を、毎会計年度、一般会計から中小企業信用保険特別会計に繰り入れるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

〔西川彌平治君登壇、拍手〕

○西川彌平治君 只今議題となりました昭和二十九年八月及び九月における風水害に伴う中小企業信用保険法の特例に関する法律案につきまして、通商産業委員会における審議の経過と結果を御報告いたします。

は、中小企業に対する信用の補強を目的とした制度であります。本年八月及び九月の台風による被害中小企業者の復旧を促進するため、本制度の活用が必要となつておりますので、ここに衆議院議員大西輔夫君ほか八十八名により、本法案の提出を見ました。

本法案は、昨年の特別措置と同様に、被害中小企業者が、再建資金を銀行から受けた場合、又は信用保証協会の保証を受けた場合に、その貸付金に対する政府の増補率を、一般信用保険に比べて、それより一〇%だけ引上げ、且つ、保険料率を一分だけ下げ、年二分としたております。又、

この場合におきまして、都道府県又は市町村は、保険料の額の二分の一以上を銀行等又は保証協会に補給すると共に、本特例法により赤字を生じたときは、一般会計から中小企業信用保険特別会計に繰り入れることにいたしております。

委員会では、提案者の一人、永井兼義議員より説明を聞き、同君並びに政府当局に質疑を重ね、極めて慎重に審議いたしました。質疑により判明した二、三の点を申し上げます。本法案は北海道内の大火にも適用されること、本法案によつて本年度は別に予算を必要とせず、保険契約限度の拡張も要しないことであります。

質疑を終り、討論に入りましたところ、西川委員より、「本法案は前に可決

した風水害による被害中小企業者に対する資金の融通に関する特別措置法案と一体をなすべきものであり、従つて、その際の附帯決議が本法案施行の際にも適用されることを期待して賛成する」旨の発言があり、栗山、石川両委員は、「本法案のごときは、元来風水害による特例にあらずして、一般化すべきもの」との意見を付して賛成、又、小松、加藤の両委員からも賛成討論があり、かくして討論を終り、採決いたしましたところ、全会一致を以て本法案は可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。(拍手)

○議長(河井彌八君) 別に御発言もなければ、これより本案の採決をいたします。本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(河井彌八君) 過半数と認めます。よつて本案は可決せられました。

○議長(河井彌八君) この際、日程に追加して、昭和二十九年八月及び九月の台風並びに同年の冷害による被害農家に対する米麦の充渡の特例に関する法律案(衆議院提出)

昭和二十九年の台風及び冷害の被害農林業者に対する資金の融通に関する特別措置法案(内閣提出、衆議院送付)以上、両案を一括して、議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと叫ぶ者あり〕

○議長(河井彌八郎) 御異議ないと認めます。先ず委員長の報告を求めます。農林委員長森久三三君。

(審査報告書は都合により附録に掲載)

昭和二十九年八月及び九月の台風並びに同年の冷害による被害農家に対する米麦の充渡の特例に関する法律案

右の本院提出案をここに送付する。

昭和二十九年十二月四日

衆議院議長 堤 康次郎

参議院議長 河井彌八郎

昭和二十九年八月及び九月の台風並びに同年の冷害による被害農家に対する米麦の充渡の特例に関する法律

(この法律の趣旨)

第一条 この法律は、昭和二十九年八月及び九月に政令で定める地域内において生じた台風による災害並びに同年に政令で定める地域内において生じた冷害(冷害による病虫害を含む。以下「台風等」という。)による被害農家が食糧の用に供するため必要とする米穀、大麥、はだか麦、小麦及び麦製品(以下「米麦」という。)の充渡についての特別の措置につき規定するものとする。

(定義)

第二条 この法律において「被害農

家」とは、米麦(麦製品を除く。以下本条において同じ。)又は雑穀を生産する農家であつて、台風等による著しい減収のためその生産に係る米麦又は雑穀がその農家の飯用消費量に著しく不足する旨の都道府県知事の認定を受けたものをいう。

(米麦の充渡)

第三条 市町村が被害農家に対しその飯用消費量を基準として台風等による減収の程度を参し、やうして農林大臣の定める数量の米麦を売り渡すのに必要な数量の米麦を都道府県が当該市町村に売り渡す場合には、政府は、当該都道府県に対し、これに必要な数量の米麦を農林省令の定める手続に従い売り渡すものとする。

(充渡の価格)

第四条 政府が前条の規定により都道府県に米麦を売り渡す場合の価格は、被害農家の充渡を受ける当該米麦の購入価格がおおむね左の各号に掲げる額となるように農林大臣が定める。

- 一 国内産米穀については玄米(三等)一石につき九、一二〇円
- 二 輸入米穀については前号の額を基準として農林大臣が定める額
- 三 大麥については普通小粒大麥(三等)五二・五キログラムにつき一、六二二円

四 はだか麦については普通はだか麦(三等)六〇キログラムにつき二、一七三円

五 小麦については普通小麦(三等)六〇キログラムにつき二、〇六八円

六 麦製品については前号の額にその製造又は加工に要する費用を加えて得た額

附則

この法律は、公布の日から施行する。

(審査報告書は都合により附録に掲載)

昭和二十九年の台風及び冷害の被害農林業者に対する資金の融通に関する特別措置法案

右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。

昭和二十九年十二月六日

衆議院議長 堤 康次郎

参議院議長 河井彌八郎

(参考及び)は衆議院修正

昭和二十九年の台風及び冷害の被害農林業者に対する資金の融通に関する特別措置法案

(目的)

第一条 この法律は、昭和二十九年の台風第五号、台風第十二号、台風第十三号、台風第十四号若しくは台風第十五号(以下「台風」という。)又は同年の冷害(以下「冷害」という。)によつて損失を受けた農林業者に対する資金の融通を円滑にする措置を講じて、その経営の安定に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律で「被害農業者」とは、農業をおもな業務とする者であつて、台風及び冷害による農作物又は圃の減収がその農作物又は圃の平年の収穫量の百分の三十以上であり、かつ、台風及び冷害による農作物及び圃の減収による損失額がその者の農業による平年の総収入額の百分の十以上である旨の市町村長(全部事務組合又は役場事務組合のある地では、組合管理者。以下同じ。)の認定を受けたものをいい、「被害農業者」とは、農業をおもな業務とする者であつて、台風及び冷害による薪炭、木材、林業用種苗その他の林産物の損失額がその者の林業による平年の総収入額の百分の十以上である旨又は台風により炭がまその他の政令で定める林業施設が被災したため著しい被害を被つた旨の市町村長の認定を受けたものをいう。

2 この法律で「経営資金」とは、農業協同組合若しくは森林組合(以下「組合」という。)又は金融機関が被害農業者又は被害農林業者(以下「被害農業者」という。)に対し、種苗、肥料、飼料、薬剤、薪炭原木等の購入資金、炭がまの構築資金その他の農業経営又は林業経営に必要資金として昭和三十年七月三十一日まで貸し付ける資金で次の各号に該当するものをいう。

- 一 市町村長が認定する損失額を基準として政令の定めるところにより算出される額又は七万円(北海道にあつては十五万円)のどちらか低い額(年又は馬を所有する被害農業者に貸し付けられる場合には、その額に更に三万円を加えた額)の範囲内のものであること。
- 二 償還期限が政令の定めるところにより五年以内のものであること。
- 三 利率が政令の定めるところに著しい被害を被つた旨の市町村長の認定を受けたもの及び開拓地における被害農業者に貸し付けられる場合は年三分五厘以内、その他の場合は年六分五厘以内のものであること。

イ 昭和二十八年六月及び七月の水害並びに同年八月及び九月の風水害による

被害農林漁業者等に対する資金の融通に關する特別措置法（昭和二十八年法律第二百三十四号）の規定により利率年三分五厘以内の条件で同法にいう経営資金又は施設復旧資金の貸付を受けた者

昭和二十八年における冷害による被害農家に對する資金の融通に關する特別措置法（昭和二十八年法律第二百三十四号）の規定により利率年三分五厘以内の条件で同法にいう経営資金の貸付を受けた者

（国庫補助）

第三条 政府は、都道府県に對し、予算の範囲内で次に掲げる経費の全部又は一部を補助する。

一 都道府県が、農業協同組合その他の金融機関との契約により、当該金融機関に對しその貸し付けた経営資金（農業協同組合が農業協同組合連合会又は農林中央金庫から借り入れた資金をもつて貸し付けたものを除く。第三号、第五号及び第七号において同じ。）につき利子補給を行う場合にその利子補給に要する経費

二 都道府県が、農業協同組合連合会若しくは森林組合連合会（以下「連合会」という。）又は農林中央金庫との契約により、当該連合会又は農林中央金庫が経営資金を貸し付けようとする組合に對し当該資金に充てるために貸し付けた資金につき、当該

連合会又は農林中央金庫に對し利子補給を行う場合にその利子補給に要する経費

三 市町村が、農業協同組合その他の金融機関との契約により、当該金融機関に對し、その貸し付けた経営資金につき利子補給を行うのに要する経費の全部又は一部を都道府県が補助する場合にその補助に要する経費

四 市町村が、連合会又は農林中央金庫との契約により、当該連合会又は農林中央金庫が、経営資金を貸し付けようとする組合に對し当該資金に充てるために貸し付けた資金につき、当該連合会又は農林中央金庫に對し利子補給を行うのに要する経費の全部又は一部を都道府県が補助する場合にその補助に要する経費

五 市町村が、農業協同組合その他の金融機関との契約により、当該金融機関が経営資金を貸し付けたことによつて受けた損失をこれに對し補償するのに要する経費の四分の三以内を都道府県が補助する場合にその補助に要する経費

六 市町村が、連合会又は農林中央金庫との契約により、当該連合会又は農林中央金庫が、経営資金を貸し付けようとする組合に對し当該資金に充てるために貸し付けた資金につき、当該

連合会又は農林中央金庫に對し利子補給を行う場合にその利子補給に要する経費

に對し当該資金に充てるための資金を貸し付けたことによつて受けた損失を、当該連合会又は農林中央金庫に對し補償するのに要する経費の四分の三以内を都道府県が補助する場合にその補助に要する経費

七 都道府県が、農業協同組合その他の金融機関との契約により、当該金融機関が経営資金を貸し付けたことによつて受けた損失を、農林大臣の承認を得て、当該金融機関に對し補償する場合にその損失補償に要する経費

八 都道府県が、連合会又は農林中央金庫との契約により、当該連合会又は農林中央金庫が、経営資金を貸し付けようとする組合に對し当該資金に充てるための資金を貸し付けたことによつて受けた損失を、農林大臣の承認を得て、当該連合会又は農林中央金庫に對し補償する場合にその損失補償に要する経費

九 前項第五号から第八号までの契約には、次の各号の事項を含むなければならない。

一 当該契約の当事者である組合、連合会及び農林中央金庫その他の金融機関（以下「融資機関」という。）は、当該契約により損失補償を受けた後、善良な管理者の注意をもつて当該融資に係る債権の回収に努めなければならないこと。

二 融資機関は、当該契約により損失補償を受けた後に当該融資に係る債権の回収によつて得た金額のうちから、債権行使のために必要とした費用を控除し、残額があるときは、これに当該融資について損失補償を受けない損失をうめ、なお残額があるときは、当該契約により都道府県又は市町村から受けた損失補償の金額に達するまでの金額を当該都道府県又は当該市町村に納付しなければならないこと。

資に係る債権の回収に努めなければならないこと。

二 融資機関は、当該契約により損失補償を受けた後に当該融資に係る債権の回収によつて得た金額のうちから、債権行使のために必要とした費用を控除し、残額があるときは、これに当該融資について損失補償を受けない損失をうめ、なお残額があるときは、当該契約により都道府県又は市町村から受けた損失補償の金額に達するまでの金額を当該都道府県又は当該市町村に納付しなければならないこと。

三 第一項第五号から第八号までの損失は、融資元本の償還期限の到来後三月を経過してもなお元本又は利子（政令で定める遅延利子を含む。）の全部又は一部が回収されなかつた場合のその回収されなかつた金額とする。

第四条 前条第一項の規定により政府が都道府県に對し補助する場合のその補助に係る同項各号の経費資金の総額は、八百五十億円を限度とする。

2 前条第一項の規定により政府が都道府県に對して交付する補助金は、同項第一号から第四号までの経費については、〇（第二項第三号の規定により利率が年三分五厘以内）に定められた額の二分の一に相当する額又は当該利子補給の対象となつた貸付金の総額の百分の二十に相当する額のうち低い額の範囲以内とする。

第五条 第三條第一項の規定により補助金の交付を受けた都道府県は、融資機関から同条第二項第二号の契約事項による納付金を受けるときは、その一部を政府から補助を受けた割合に應じて政府に納付しなければならない。

子補給から当該利子補給の対象となつた貸付金の総額につき年二分五厘（政令で定める場合は年三分）の割合で計算した額のどちらか低い額の範囲内となつた貸付金の総額につき年五分五厘の割合で計算した額のどちらか低い額の範囲以内とし、同項第五号から第八号までで計算した額のどちらか低い額の範囲内での経費については、当該損失補償額の二分の一に相当する額又は当該損失補償の対象となつた貸付金の総額の百分の二十に相当する額のうち低い額の範囲以内とする。

第六条 政府は、都道府県若しくは市町村が、連合会又は農林中央金庫との契約により、当該連合会又は農林中央金庫が、経営資金を貸し付けようとする組合に對し当該資金に充てるために貸し付けた資金につき、当該連合会又は農林中央金庫に對し利子補給を行う場合にその利子補給に要する経費の四分の三以内を都道府県が補助する場合にその補助に要する経費

第七条 都道府県が、農業協同組合その他の金融機関との契約により、当該金融機関に對し、その貸し付けた経営資金につき利子補給を行うのに要する経費の全部又は一部を都道府県が補助する場合にその補助に要する経費

第八条 市町村が、連合会又は農林中央金庫との契約により、当該連合会又は農林中央金庫が、経営資金を貸し付けようとする組合に對し当該資金に充てるために貸し付けた資金につき、当該連合会又は農林中央金庫に對し利子補給を行う場合にその利子補給に要する経費

第九条 市町村が、農業協同組合その他の金融機関との契約により、当該金融機関が経営資金を貸し付けたことによつて受けた損失をこれに對し補償するのに要する経費の四分の三以内を都道府県が補助する場合にその補助に要する経費

第十条 市町村が、連合会又は農林中央金庫との契約により、当該連合会又は農林中央金庫が、経営資金を貸し付けようとする組合に對し当該資金に充てるために貸し付けた資金につき、当該連合会又は農林中央金庫に對し利子補給を行う場合にその利子補給に要する経費

昭和二十九年十二月六日 参議院會議録第五号 昭和二十九年八月及び九月の台風並びに同年の冷害による被害農家に対する米麦の充渡の特例に関する法律案外一件 一一二

その補助を受けた市町村がこの法律若しくはこの法律に基く命令に違反したとき、又は都道府県若しくは市町村と第三条第一項第五号から第八号までの契約を結んだ融資機関が同条第二項各号の契約事項に違反したときは、その都道府県に対し交付すべき補助金の全部若しくは一部を交付せず、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができ。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 昭和二十八年台風第二号による被害農家及び被害漁家に対する資金の融通に関する特別措置法(昭和二十八年法律第百八十七号)の一部を次のように改正する。

第二条に次の一項を加える。

3 農業協同組合その他の金融機関が、被害農家で昭和二十九年の台風及び冷害の被害農林業者に対する資金の融通に関する特別措置法(昭和 年法律第 号)第二条第一項の被害農業者にも該当することとなつたものに対し、その者が貸付を受けている経営資金の償還に充てるための資金として、政令で定める額の範囲内において、償還期限三年以内及び利率年六分五厘以内の条件で昭和三十年三月三十一日までに貸し付ける資

金は、これを経営資金とみなす。

3 昭和二十八年八月及び七月の水害並びに同年八月及び九月の風水害による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する特別措置法(昭和二十八年法律第二百三十四号)の一部を次のように改正する。

第二条に次の一項を加える。

農業協同組合、森林組合又は金融機関が、被害農業者又は被害農林業者で昭和二十九年の台風及び冷害の被害農林業者に対する資金の融通に関する特別措置法(昭和 年法律第 号)第二条第一項の被害農業者又は被害農林業者にも該当することとなつたものに対し、その者が貸付を受けている経営資金の償還に充てるための資金として、政令で定める額の範囲内において、償還期限が政令の定めるところにより四年以内及び利率が年六分五厘以内(指定地域における被害農業者又は被害農林業者に貸し付けられる場合は年三分五厘以内、開拓地における農業経営に必要な資金として貸し付けた経営資金の償還に充てるために貸し付けられる場合は年五分五厘以内)の条件で昭和三十年三月三十一日までに貸し付ける資

金は、これを経営資金とみなす。

4 昭和二十八年における冷害による被害農家に対する資金の融通に関する特別措置法(昭和二十八年法律第二百七十四号)の一部を次のように改正する。

第二条に次の一項を加える。

農業協同組合、森林組合又は金融機関が、被害農家で昭和二十九年の台風及び冷害の被害農林業者に対する資金の融通に関する特別措置法(昭和 年法律第 号)第二条第一項の被害農業者にも該当することとなつたものに対し、その者が貸付を受けている経営資金の償還に充てるための資金として、政令で定める額の範囲内において、

政令の定めるところにより償還期限四年以内及び利率年六分五厘(前項第三号の市町村又は開拓地区の区域内における被害農家に貸し付けられる場合は年三分五厘、その他の被害農家で開拓者であるものに貸し付けられる場合は年五分五厘)以内の条件で昭和三十年三月三十一日までに貸し付けられる場合は年五分五厘)以内の条件で昭和三十年三月三十一日までに貸し付ける資

件で昭和三十年五月三十一日までに貸し付ける資金は、これを経営資金とみなす。

4 昭和二十八年における冷害による被害農家に対する資金の融通に関する特別措置法(昭和二十八年法律第二百七十四号)の一部を次のように改正する。

〔森八三二君登壇、拍手〕

○森八三二君 只今議題となりました農林関係の二つの法律案につきまして、農林委員会における審査の経過及び結果を報告いたします。

先ず衆議院提出にかかる昭和二十九年八月及び九月の台風並びに同年の冷害による被害農家に対する米麦の充渡の特例に関する法律案について報告をいたします。

本年災害の被害農家に対してこれが救済のため、昨年の冷害における例に倣つて、政府所有の米麦を廉価、即ち生産者価格を以て、且つ無利貸、延納によつて充渡されたいという要望の熾烈なものがありましたことはすでに御承知の通りであります。かような情勢に対処して、政府は先に、昭和二十九年における風水害等による被害農家に対する米麦の充渡要綱を定め、昭和二十九年八月及び九月の台風並びに昭和二十九年の冷害による被害が甚だしく、飯用食糧に著しく不足する者に対して実需者価格、即ちおおむね卸価格によつて政府所有の米麦を充渡し、且つその代金の延納措置を講ずることと

し、十二月一日から施行することを決定したのであります。併しながら、本年度の災害は昨年に比べて被害の範囲は小さいのであります。その深刻度においては大きなものがある事実を徴して、本年と昨年とをその取扱ひに差等のあるのは妥当を欠くものであつて、本年も昨年と同様な取扱ひにすることとしようとするのが、本法律案が提出せられた趣旨となつております。而してその内容の概略は次の通りであります。

即ち第一は、本年度に米麦の特別充渡を受け得られる被害農家でありまして、これは米麦又は雑穀等の食糧農作物を生産する農家でありまして、政令で定める地域内において生じた昭和二十九年八月及び九月の台風並びに本年の冷害等の災害によつて著しい減収をこうむり、これが生産する食糧がその農家の飯用消費量に著しく不足する旨の都道府県知事の認定を受けたものとなつております。第二は、米麦の充渡方法でありまして、これは政府から都道府県に、都道府県から市町村に、そして市町村から被害農家に充渡することとし、昨年同様、間接的な手続がとられることになつております。第三は、充渡の価格でありまして、政府の充渡価格は、被害農家の購入価格が、おおむね生産者が政府に充渡した場合の基本価格に見合う程度になるように定めることとしてあります。

委員会におきましては、本法の措置によつて特別に売渡される米麦の数量、その金額及びこれらに対する予算的措置並びに代金の徴収等の事項に關して質疑が行われたのでありまして、その詳細は會議録によつて御了承を願いたいと存じます。

かくして質疑を終り、討論に入りましたところ、松浦委員から、衆議院送付案に、「本法成立の上において、これが実施に當つて、本法による米麦の特別売渡が荷しくも本法の趣旨を逸脱するが如き事態の発生しないよう遺憾なく措置すること」という付帯決議を付して賛成する旨の発言があり、続いて採決の結果、全会一致を以て松浦委員の動議にかかる付帯決議を付して衆議院送付案の通り可決すべきものと決定いたしました。

次に、昭和二十九年の台風及び冷害の被害農林業者に対する資金の融通に關する特別措置法案について農林委員会における審査の経過及び結果を報告いたします。

本法律案は、昨年の災害に対してとられた措置に倣つて、本年の台風第五号、第十二号、第十三号、第十四号、若しくは第十五号等の台風或いは冷害によつて損失を受けた農林業者に対し種苗、肥料、飼料、薬剤、薪炭原木等の購入、炭がまの構築、その他農業、又は林業經營のため必要な資金の融通を低利且つ円滑にする措置を講じ、これ

が經營の安定に資する目的を以て提案せられたものでありまして、その内容の骨子は大概次のようであります。

第一は、本法適用の対象となる被害農林業者でありまして、農業者につきましても、農業を主な業務とする者であつて、台風及び冷害によつて農作物又は畜産が平年作に比べて三割以上の減収をこうむり、その損失額が平年におけるその者の農業による総収入額の二割以上である旨の、又林業者については、林業を主な業務とする者であつて、薪炭、木材、林業用種苗その他の林産物の損失額が平年におけるその者の林業による総収入額の二割以上である旨の、又は炭がま等の林業施設が破損して著しい被害をこうむつた旨の市町村長の認定を受けたものということになつております。第二は、資金の条件でありまして、資金の使途は前に述べましたような経費に充てるものでありまして、その貸付は、農業協同組合、森林組合、又は金融機関によつて行われ、貸付の最高限度は、農業者一戸当たり、北海道では十五万円、その他の地方では七万円とし、牛馬を所有する農家には更に三万円を加えることになつております。償還期限は、一般には二年以内として取扱われることになつておりますが、併し開拓者その他特に著しい被害を受けた者に対しては、政令の定めるところによつて五年までとし、金利は一般には年六分五厘で、開

拓者その他特に著しい被害を受けた者に対しては、これ又政令の定めるところによつて年五分五厘とするものになつており、而して貸付の期限は、昭和三十年七月三十一日までとなつております。第三は、國庫の補助でありまして、地方公共団体が融資機關に対して利子補給及び損失補償を行う場合に、國はその經費の一部を都道府県に對して補助することとなつております。

その補助率は、利子補給については補給額二分の一、又は年二分五厘以内とし、損失補償については補償額の二分の一、又は融資総額の二割以内となつております。結局利子補給については地方公共団体が年五分乃至六分を補給した場合に、國はその二分の一、即ち一年二分五厘乃至三分を補助し、損失補償については地方公共団体が四割まで補償した場合に國がその二分の一を補助することになつております。而してかかる國の補助の対象となる經營資金の総額は八十五億圓限度となつております。第四は、昭和二十八年台風第二号、昭和二十八年六月及び七月の水害並びに八月及び九月の風水害、昭和二十八年の冷害によつて被害を受けた農林業者が、それらの災害の融資に關する特別措置法によつてすでに借入れている資金で、本年度償還分に關する措置でありまして、これらの償還分については償還の猶予に代えて、従来と同じ条件で借替を認める

こととし、これがため本法律案の附則においてそれらの災害の融資に關する特別措置をすることになつております。

かかる政府の原案に対して衆議院において、「(一)本法案によつて融資の対象となる經營資金の使途に「土地改良区の賦課金の納入のために必要な資金」をも含めしめることとする。(二)利率について、昭和二十八年六月及び七月の水害、同年八月及び九月の風水害並びに昭和二十八年の冷害による被害農林業者で、それらの特別立法に従つて利率年三分五厘以内の条件で經營資金又は施設復旧資金の貸付を受けた被害農林業者であつて、本年も又台風及び冷害によつて著しい被害を受けた者、及び開拓地における被害農林業者、に貸し付けられる場合は、特に年三分五厘以内で引下げることとし、而してかかる低利の融資に対しては國から年利率五分五厘に相當する利子補給を行ふ。(三)國の補助の対象とする經營資金の総額を百億圓に増額する。」等の修正を加えて、本院に送付せられたのであります。

委員会におきましては、台風被害及び冷害の深刻であるに鑑み、事態を憂慮して、すでに閉会中において或いは關係者から事情を聴取し、或いは現地調査を行い、これらの結果に基いて政府に対して適切な対策の確立が要請されて參つたのでありまして、本法律案もこれら対策の一環としてこれが審査に慎重が期せられたのでありまして、先ず本年度の災害及び政府におけるこれが対策の当否が究明され、更に本法案における政令事項の内容及びその当否、本法案による資金貸付限度決定の基礎及びその当否、果樹園等の復旧に對しては所要經費の増高に從つて融資限度を拡大することの要否、開拓者は概して被害が大きく而も慮れない環境において、農業災害補償制度の適用も受けていない状況に鑑み、開拓者に対する特別措置、國の補助の対象となる經營資金の総額の算出基礎及びその当否、融資を被害者に均霑させる方策、被害者に対する農林漁業資金の融通、及び被災者がすでに借入れている農林漁業資金の延納措置等、諸般の問題について質疑が行われたのでありまして、これが詳細については、會議録に議することを御了承頂きたいと存じます。

なお、衆議院において修正せられたことに対処して、本法律案が万一所期するよう成立が困難であつた場合における政府の心構えが質されましたところ、政府委員から、「万一の場合には政府は今回提案した政府原案のような方針によつて措置したい」旨の答弁がありました。

かくして討論に入りましてところ、岸委員から、「衆議院送付案を政府原案通りに再修正したい」旨の動議が提

昭和二十九年十二月六日 参議院會議録第五号 議事日程変更の件 国有の炭鉱医療施設の譲渡及び貸付に関する特例法案外一件

出せられ、重政委員から、修正案に賛成、江田、松浦及び菊田委員から、衆議院送付案に賛成の発言があり、なお菊田委員からは「本法成立の上において、これが実施に当つて、本法による融資がいやしくも本法の趣旨を逸脱するがごとき事態の発生しないよう、遺憾なく措置すること」という付帯決議を付したい旨の動議がありました。

以上、御報告申し上げます。

○議長(河井彌八郎) 別に御発言もなければ、これより本案の採決をいたします。

先づ昭和二十九年八月及び九月の台風並びに同年の冷害による被害農家に對する米麦の売渡の特例に関する法律案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

○議長(河井彌八郎) 過半数と認めます。よつて本案は可決せられました。

○議長(河井彌八郎) 次に、昭和二十九年の台風及び冷害の被害農林業者に對する資金の融通に関する特別措置法案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

○議長(河井彌八郎) 過半数と認めます。よつて本案は可決せられました。

○議長(河井彌八郎) 次に、昭和二十九年の台風及び冷害の被害農林業者に對する資金の融通に関する特別措置法案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

○議長(河井彌八郎) 過半数と認めます。よつて本案は可決せられました。

○議長(河井彌八郎) 過半数と認めます。よつて本案は可決せられました。

○議長(河井彌八郎) 過半数と認めます。よつて本案は可決せられました。

○議長(河井彌八郎) 過半数と認めます。よつて本案は可決せられました。

○議長(河井彌八郎) 過半数と認めます。よつて本案は可決せられました。

○議長(河井彌八郎) 過半数と認めます。よつて本案は可決せられました。

○議長(河井彌八郎) 過半数と認めます。よつて本案は可決せられました。

○議長(河井彌八郎) 過半数と認めます。よつて本案は可決せられました。

○議長(河井彌八郎) 過半数と認めます。よつて本案は可決せられました。

○議長(河井彌八郎) 過半数と認めます。よつて本案は可決せられました。

賛成者(白色票)氏名 七十五名

- 平林 剛君 加瀬 完君
- 永岡 光治君 三輪 貞治君
- 湯山 勇君 大和 興一君
- 内村 清次君 秋山 長造君
- 阿具根 登君 大倉 精一君
- 岡 三郎君 龜田 得治君
- 小松 正雄君 永井純一郎君
- 近藤 信一君 竹中 勝男君
- 清澤 俊英君 成瀬 隆治君
- 佐多 忠隆君 江田 三郎君
- 小林 孝平君 久保 等君
- 堂森 芳夫君 田畑 金光君
- 森崎 隆君 高田なほ子君
- 矢嶋 三義君 岡田 宗司君
- 田中 一君 戸叶 武君
- 栗山 良夫君 吉田 法晴君
- 藤原 道子君 小笠原三三男君
- 菊川 孝夫君 若木 勝藏君
- 山田 節男君 天田 勝正君
- 松本治一郎君 中田 吉雄君
- 三橋八次郎君 千葉 信君
- 羽生 三三君 荒木正三郎君
- 三木 治朗君 山下 義信君
- 東 隆君 紅露 みづ君
- 最上 英子君 松永 義雄君
- 菊田 七平君 三浦 義男君
- 鈴木 強平君 杉原 荒太君
- 松浦 定義君 須藤 五郎君
- 平林 太一君 加藤シヅエ君
- 寺本 廣作君 武藤 常介君
- 鈴木 一君 石川 清一君

反対者(青色票)氏名 六十七名

- 千田 正君 上條 愛一君
- 吉米地義三君 三好 英之君
- 木村福八郎君 相馬 助治君
- 村尾 重雄君 棚橋 小虎君
- 一松 定吉君 松原 一彦君
- 羽仁 五郎君 大山 郁夫君
- 堀 眞琴君
- 片柳 眞吉君 加賀山之雄君
- 飯島通次郎君 石黒 忠雄君
- 森 八三一君 宮城タマヨ君
- 溝口 三郎君 廣瀬 久忠君
- 館 哲二君 高橋 道男君
- 島村 軍次君 佐藤 尚武君
- 小林 武治君 秋山俊一郎君
- 森田 豊壽君 山本 米治君
- 伊能 芳雄君 西川弥平治君
- 石井 桂君 白井 勇君
- 川口爲之助君 吉田 萬次君
- 佐藤清一郎君 高橋 衛君
- 木村 守江君 谷口弥三郎君
- 宮本 邦彦君 長島 銀藏君
- 滝井治三郎君 横川 信夫君
- 石川 榮一君 植竹 春彦君
- 綱木 幸弘君 大谷 豊潤君
- 愛知 授一君 中川 幸平君
- 左藤 義詮君 寺尾 豊君
- 中山 壽彦君 山縣 勝見君
- 草葉 隆圓君 重宗 雄三君
- 大屋 晋三君 津島 壽一君
- 青木 一男君 大野木秀次郎君
- 石村 幸作君 岡田 信次君

大谷 賛雄君 雨森 常夫君

宮澤 喜一君 横山 フク君
重政 廣徳君 深水 六郎君
藤野 繁雄君 加藤 武徳君
青山 正一君 上原 正吉君
松平 勇雄君 伊能繁次郎君
仁田 竹一君 郡 祐一君
小瀧 彬君 平井 太郎君
川村 松助君 島津 忠彦君
中川 以良君

昭和二十九年産米穀についての超過供出奨励金等に対する所得税の臨時特例に関する法律案(衆議院提出)

以上、両案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

○議長(河井彌八郎) 御異議ないと認めます。先ず委員長の報告を求めます。大蔵委員理事藤野繁雄君。

〔審査報告書は都合により附録に掲載〕

国有の炭鉱医療施設の譲渡及び貸付に関する特例法案

第十九回国会において本院で継続審査をした右の本院提出案を送付する。

昭和二十九年十二月四日

衆議院議長 堤 康次郎

参議院議長 河井彌八郎

国有的炭鉱医療施設の譲渡及び
貸付に関する特例法

(減額譲渡又は貸付)

第一条 旧産業復興公団法(昭和二十二年法律第五十七号)に規定する産業復興公団(以下「公団」という。)

が炭鉱労働者の医療施設の用に供させるため建設した施設(これに供される土地を含む。以下「炭鉱医療施設」という。)で国有的ものは、この法律施行の際現に当該炭鉱医療施設の貸付を受けている地方公共団体、財団法人又は健康保険組合(以下「地方公共団体等」という。)に対し、主として炭鉱労働者の医療施設の用に供させるため、時価からその六割を減額した対価で譲渡し、又は貸し付けるものとする。

2 国有財産法(昭和二十三年法律第七十三号)第二十九条及び第三十条の規定は、前項の規定により炭鉱医療施設の譲渡又は貸付をする場合に準用する。この場合において、国有財産法第二十九条中「売却」とあるのは「譲渡又は貸付」と、「買受人」とあるのは「譲渡又は貸付を受けた者」と、同法第三十条中「売却」とあるのは「譲渡又は貸付」と読み替へるものとする。

昭和二十九年十二月六日 参議院會議録第五号 国有的炭鉱医療施設の譲渡及び貸付に関する特例法案外一件

は貸付」と読み替へるものとする。
(延納の特例)

第二条 前条の規定により国有的炭鉱医療施設を譲渡した場合において、その譲渡を受けた者がその売却代金を一時に支払うことが困難であると認められるときは、確実な担保を徴し、且つ、利息を附して、十年以内の延納の特約をすることが出来る。

2 国有財産法第三十一条第二項及び第三項の規定は、前項の規定により延納の特約をする場合に準用する。この場合において、国有財産法第三十一条第二項中「前項但書」とあり、又は同条第三項中「第一項但書」とあるのは、「国有的炭鉱医療施設の譲渡及び貸付に関する特例法第二条第一項」と読み替へるものとする。

附 則
1 この法律は、公布の日から施行する。但し、第一条の規定中貸付に係る部分は、昭和二十九年四月一日以降の貸付について適用する。

2 炭鉱医療施設でこの法律施行前に国有財産特別措置法(昭和二十七年法律第二百十九号)第三条の規定により地方公共団体が譲渡を受けたものについては、その買受代金に係る債務のうち、この法律施行の日以降支払期日の到来するものの二割に相当する額の債務を免除することができる。

免除することができる。

3 炭鉱医療施設で地方公共団体等が公団から譲渡を受けたものについては、その買受代金に係る債務のうち、この法律施行の日以降支払期日の到来するものの六割に相当する額の債務を免除することが出来る。

〔審査報告書は都合により附録に掲載〕
昭和二十九年産米穀についての超過供出奨励金等に対する所得税の臨時特例に関する法律案
右の本院提出案をここに送付する。
昭和二十九年十二月四日
衆議院議長 堤 康次郎
参議院議長 河井彌八郎

昭和二十九年産米穀についての超過供出奨励金等に対する所得税の臨時特例に関する法律

米穀の生産者がその生産した昭和二十九年産の米穀を政府に売り渡した場合において、当該生産者が受けたその売渡に対する代金の金額が早期供出奨励金又は超過供出奨励金の金額を含むものであるときは、その代金の金額のうち、当該早期供出奨励金又は超過供出奨励金の金額に相当する金額は、当該生産者の昭和二十九年分又は昭和三十年分の所得の計算上、所得税法(昭和二十二年法律第二十七号)第九条に規定する総収入金額に算入しない。

附 則
この法律は、公布の日から施行する。

〔藤野繁雄君登壇、拍手〕
○藤野繁雄君 只今議題となりました二法律案につきまして、大蔵委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。
先ず、国有的炭鉱医療施設の譲渡及び貸付に関する特例法案について申し上げます。
本案は、衆議院議員伊藤卯四郎君外六十三名の提出にかかり、第十九回国会より継続して審議して参つたものであります。本国会衆議院において、原案を一部修正議決の上、送付せられたものであります。産業復興公団が炭鉱労働者の医療施設の用に供されるため建設した施設等で国有的ものは、その設置の経緯並びに経営の実情に鑑みまして、現にその貸付を受けている地方公共団体等に対し減額譲渡又は減額貸付けすることができるとし、又譲渡を受けた者がその代金を一時に支払うことが困難であると認められるときは、確実な担保を徴し、且つ利息を付して延納の特約をすることができるとともに、地方公共団体等が産業復興公団との契約により支払うべき売却代金又は貸付料にかかる債務のうち、一定部分を免除することとしようとするものであります。

律第二十七号)第九条に規定する総収入金額に算入しない。

附 則
この法律は、公布の日から施行する。

〔藤野繁雄君登壇、拍手〕
○藤野繁雄君 只今議題となりました二法律案につきまして、大蔵委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。
先ず、国有的炭鉱医療施設の譲渡及び貸付に関する特例法案について申し上げます。
本案は、衆議院議員伊藤卯四郎君外六十三名の提出にかかり、第十九回国会より継続して審議して参つたものであります。本国会衆議院において、原案を一部修正議決の上、送付せられたものであります。産業復興公団が炭鉱労働者の医療施設の用に供されるため建設した施設等で国有的ものは、その設置の経緯並びに経営の実情に鑑みまして、現にその貸付を受けている地方公共団体等に対し減額譲渡又は減額貸付けすることができるとし、又譲渡を受けた者がその代金を一時に支払うことが困難であると認められるときは、確実な担保を徴し、且つ利息を付して延納の特約をすることができるとともに、地方公共団体等が産業復興公団との契約により支払うべき売却代金又は貸付料にかかる債務のうち、一定部分を免除することとしようとするものであります。

次に、昭和二十九年産米穀についての超過供出奨励金等に対する所得税の臨時特例に関する法律案について申し上げます。
本案は、衆議院議員内藤友明君外十二名から提出せられたものであります。その内容を簡単に申し上げますと、現下の食糧事情に鑑みまして、米穀の供出等を促進するため、昭和二十九年産米につき、前年同様、早期供出奨励金及び超過供出奨励金に対する所得税を免除しようとするものであります。本案の審議の詳細は速記録によつて御承知願いたいと存じます。

質疑を終了し、討論に入りましたところ、杉山委員より賛成の意見が述べられ、採決の結果、全会一致を以て衆議院送付案通り可決すべきものと決定いたしました次第であります。

以上、御報告を申し上げます。(拍手)
○議長(河井彌八郎) 別に御発言もなければ、これより両案を採決いたします。両案全部を問題に供します。両案に

本案につきましては、提案者より提案の理由及び修正部分についての説明を聴取し、更に提案者及び大蔵省当局に対し質疑を行い、慎重に審議いたしました。その詳細は速記録によつて御承知を願いたいと存じます。

質疑を終了し、討論採決の結果、全会一致を以て衆議院送付案の通り可決すべきものと決定いたしました次第であります。

次に、昭和二十九年産米穀についての超過供出奨励金等に対する所得税の臨時特例に関する法律案について申し上げます。
本案は、衆議院議員内藤友明君外十二名から提出せられたものであります。その内容を簡単に申し上げますと、現下の食糧事情に鑑みまして、米穀の供出等を促進するため、昭和二十九年産米につき、前年同様、早期供出奨励金及び超過供出奨励金に対する所得税を免除しようとするものであります。本案の審議の詳細は速記録によつて御承知願いたいと存じます。

質疑を終了し、討論に入りましたところ、杉山委員より賛成の意見が述べられ、採決の結果、全会一致を以て衆議院送付案通り可決すべきものと決定いたしました次第であります。

以上、御報告を申し上げます。(拍手)
○議長(河井彌八郎) 別に御発言もなければ、これより両案を採決いたします。両案全部を問題に供します。両案に

「第二百四十九条(審判の勧誘、要求等の制限違反)」を「第二百四十九条の二(公職の候補者等の審判の制限)」と改め、同項を第三項とし、第四項を第五項とし、第五項及び前項に改め、同項を第六項とし、第六項の次に次の一項を加える。

「第二百五十一条(当選人、総括主宰者、出納責任者の犯罪に因る当選無効)」を「第二百五十一条の二(総括主宰者及び出納責任者の選挙犯罪に因る当選無効)」とし、「第二百五十一条の二(一部無効に因る再選挙の特例)」を「第二百七十一条の三(再立候補の場合の特例)」に改める。

(2) 第十三条第二項中「市町村の境界の変更があつたため又は町村が市となり若しくは市が町村となつたため郡の区域又は支庁の所管区域に変更があつたときは」を「市町村の境界の変更があつたときは」に改める。

(3) 第十八条第一項に次の但書を加える。

但し、第十五条第五項(市町村の議会の議員の選挙区)の規定による選挙区があるときは、その区域による。

同条第二項を次のように改める。

2 都道府県の選挙管理委員会は、特別の事情があると認めるときに限り、前項の規定にかかわらず、市町村の区域を分けて数開票区を設け又は数町村の区域を合せて一開票区を設けることができる。

同条第三項を削り、第四項中「前二項」を「前項」に、「当該」を

「都道府県の」に改め、同項を第三項とする。

(4) 第二十一条第一項中「以下同じ」を「以下本条中同じ」に改める。

(5) 第二十七条第三項中「申請の方法」を「申請の期間及び方法」に改め、「当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会」の下に「(参議院全国選出議員の選挙については都道府県の選挙管理委員会)」を加える。

(6) 第三十三条の見出し中「及び定例選挙」を「定例選挙及び設置選挙」に改め、同条第三項を第四項とし、同条第四項を第五項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 市町村の設置に因る議会の議員の一般選挙及び長の選挙は、地方自治法第七条第六項(市町村の設置の告示)の告示による当該市町村の設置の日から五十日以内に行ふ。

同条第五項中「第三項」を「第四項」に改め、同項を第六項とし、

同条第六項中「第一項、第二項及び第四項」を「第一項から第三項まで、第五項及び前項」に改め、同項を第八項とし、第六項の次に次の一項を加える。

7 市町村の設置に因る教育委員会の委員の選挙は、地方自治法第七条第六項の告示による当該市町村の設置の日から五十日以内に行ふ。

(7) 第三十四条第一項中「補欠選挙(第百四十四条長が欠けた場合及び退職の申立があつた場合)の選挙を含む」の下に「増員選挙」を加え、第二項本文中「第百十三条(補欠選挙)」を「第百十三条(補欠選挙及び増員選挙)」に、「又は補欠選挙」を「補欠選挙又は増員選挙」に、同項但書中「地方公共団体の議会の議員の再選挙又は補欠選挙」を「地方公共団体の議会の議員の再選挙、補欠選挙又は増員選挙」に改め、第五項中「補欠選挙」の下に「又は増員選挙」を、「第百一十一条第一項」の下に「又は第三項」を加える。

(8) 第六十八条第一項第二号中「第八十八条(選挙事務関係者の立候補制限)若しくは第八十九条(公務員の立候補制限)」を「若しくは第八十八条(選挙事務関係者の立候補制限)」に改め、第二項及び第三項を削る。

(9) 第六十八条の二第二項後段を削る。

(10) 第七十九条第一項中「並びに第六十八条(無効投票)」を「第六十八条(無効投票並びに第六十八条の二(同一氏名等の候補者に対する投票の効力))」に改める。

(11) 第八十四条に後段として次のように加える。

この場合において同条同項本文中「(参議院全国選出議員の選挙については都道府県の選挙管理委員会)」とあるのは「(参議院全国選出議員の選挙会に因しては中央選挙管理会、選挙分会に因しては都道府県の選挙管理委員会)」と読み替へるものとする。

(12) 第八十六条第五項中「第三十三条長の任期満了に因る選挙」第六項中「第三十三条長の選挙」第八項に改め、第七項中「公職の候補者は、」の下に「選挙の期日の前日まで」を加える。

(13) 第九十条中「公職の候補者となることを辞する旨の申出をした場合において、その申出の日から五日以内に公務員たることを辞することができないときは」を「第八十六条(公職の候補者の立候補の届出等)第一項から第四項まで及び第六項の規定により公職の候補者

として届出をし又は推薦届出をされたときは」に、「申出の日以後五日に相当する日に公務員を」届出の日に当該公務員」に改める。

(14) 第九十三条第二項を次のように改める。

2 前項の規定は、公職の候補者が当該候補者たることを辞した場合(第九十一条(公務員となつたため立候補の辞退とみなされる場合)の規定に該当するに至つた場合を含む)に、準用する。

(15) 第九十六条中「第二百二条(選挙の効力に関する異議の申立及び訴訟)」を「第二百二条(選挙の効力に関する訴訟)」に改める。

(16) 第九十七条第一項中「第百三条(兼職禁止の職を辞さない場合)」を「第百三条(選挙人が兼職禁止の職に在る場合の特例)第二項及び第四項」に改める。

(17) 第百三条の見出しを「(当選人が兼職禁止の職にある場合の特例)」に改め、同条第一項を次のように改める。

当選人で、法律の定めるところにより当該選挙にかかる議員、長又は委員と兼ねることができない職に在る者が、第百一条第二項(当選人決定の告知)の規定により当選の告知を受けたとき

は、その告知を受けた日にその職を辞したものとみなす。

同条第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 第九十六条(当選人の更正決定、第九十七条(当選人の繰上補充)又は第九十二条(議員、長又は委員の欠けた場合等の繰上補充)の規定により当選人と定められた者で、法律の定めるところにより当該選挙にかかる議員、長又は委員と兼ねることができない職に在るものが第一百一条第二項の規定により当選の告知を受けたときは、前項の規定にかかわらず、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会(参議院全国選出議員の選挙については中央選挙管理会)に對し、その告知を受けた日から五日以内にその職を辞した旨の届出をしないときは、その当選を失う。

同条第三項の次に次の一項を加える。

4 一の選挙につき第九十六条、第九十七条又は第九十二条の規定により当選人と定められた者が、他の選挙につき第八十六条(公職の候補者の立候補の届出等)第一項から第四項まで及び第六項の規定による届出又は推薦届出のあつたものであるとき

は、第九十一条(公務員となつたため立候補の辞退とみなされる場合)又は第一項の規定にかかわらず、第一百一条第二項の規定により一の選挙の当選の告知を受けた日から五日以内にその選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会(参議院全国選出議員の選挙については中央選挙管理会)にその当選を辞する旨の届出をしないときは、他の選挙についてその公職の候補者たることを辞したものとみなし又はその当選を失う。

(18) 第一百五十一条第一項中「前二条」を「第二百三十一条(当選人が兼職禁止の職に在る場合の特例)第二項及び第四項並びに前条」に改め、第二項中「前二条」を「第二百三十一条及び第四項並びに前条」に改める。

(19) 第一百七十一条中「第二百五十一条第一項前段(当選人の選挙犯罪の場合)」を「第二百五十一条(当選人の選挙犯罪に因る当選無効)」に改める。

(20) 第九十九条第三号中「第二百三十一条(兼職禁止の職を辞さない場合)」を「第二百三十一条(当選人が兼職禁止の職に在る場合の特例)第二項及び第四項」に、第五号中「第二百三十一条(選挙運動の法定支出超過額の場合)、第二百三十一条(選挙運動総括主宰者の選挙犯罪の場合)又は第

二百三十二条(出納責任者の報告義務違反の場合)」を「第二百三十一条(総括主宰者及び出納責任者の選挙犯罪の場合)」に、第六号中「第二百三十一条第一項前段(当選人の選挙犯罪の場合)」を「第二百五十一条(当選人の選挙犯罪に因る当選無効)」に改める。

(21) 第一百零一条第一項第四号中「第一百十三条第四項」を「第一百十三条第五項」に改める。

(22) 第一百零一条に次の一項を加える。

3 地方自治法第九十一条第四項(議員の定数の増加)の規定により市町村の議会の議員の定数を増加した場合においては、当該条例施行の日から五日以内にその市町村の議会の議長から当該市町村の選挙管理委員会にその旨を通知しなければならない。

(23) 第一百十三条の見出しを「(補欠選挙及び増員選挙)」に改め、同条第二項中「前項」を「第一項」に、第四項を「第五項」に改め、同項を第三項とし、第三項を第四項とし、第四項但書中「第九十九条」を「第一百零一条」に改め、同項を第五項とし、第一項の次に次の一項を加える。

(24) 第一百零一条第三項(定数増加の通知)の規定による通知を受

けた場合においては、当該市町村の選挙管理委員会は、選挙の期日を定めてこれを告示し、増員選挙を行わせなければならない。

(25) 第一百零一条第一項第三号中「又は補欠選挙」と、補欠選挙又は増員選挙」に改める。

(26) 第一百零一条第一項中「第一百十三条第一項(補欠選挙)」の下に「若しくは第二項(増員選挙)」を加え、第二項中「第一百十三条第四項」を「第一百十三条第五項」に改める。

(27) 第一百零一条に次の一項を加える。

(28) 第一百零一条に次の一項を加える。

(29) 第一百零一条の二に次の一項を加える。

(30) 第一百零一条に次の一項を加える。

(31) 第一百零一条に次の一項を加える。

(32) 第一百零一条に次の一項を加える。

- (32) 動の期間中、第百九十七条の二(実費弁償及び報酬の額)第一項第一号の規定により定められた弁当料の範囲内で、且つ、両者を通じて十五人分(四十五食分)(第百三十一条(選挙事務所の数)の規定により設置すること)ができる選挙事務所の数が一を超え、その場合においては、その一を増すことにこれに六人分(十八食分)を加えたものに、当該選挙につき選挙期日の公示又は告示のあつた日からその選挙の期日の前日までの期間の日数を乗じて得た数分を超えない範囲内で、選挙事務所において食事するために提供する弁当(選挙運動に従事する者及び選挙運動のために使用する労働者が携行するために提供された弁当を含む)については、この限りでない。
- (31) 第百四十条の次に次の一条を加える。
(連呼行為の禁止)
第百四十条の二 何人も、選挙運動のため、連呼行為をすることができない。但し、演説会場及び街頭演説(演説を含む)の場所においてする場合、この限りでない。
- (32) 第百四十一条第一項に次の但書を加える。

但し、拡声機については、個人演説会(第百六十一条(公営施設使用の個人演説会)に規定する施設及びこれらの施設以外の施設を使用してする演説会(演説を含む)をいう)の開催中、その会場において別に一摘を使用することを妨げるものではない。

同条第一項第一号中「自動車」を「自動車(その構造上宣伝を主たる目的とするものを除く。以下同じ。)」に、「拡声機二摘を」を「一摘」に改め、第二項及び第四項を削り、第三項中「第一項」を「前項」に、「前項の証明書」を「前項」に、その使用する自動車、拡声機又は船舶には、その使用する自動車、拡声機又は船舶に「」に改め、同項を第二項とし、同項の次に次の一項を加える。

3 第一項の自動車は、乗用自動車又は小型貨物自動車(道路運送車両法(昭和二十六年法律第百八十五号)第三条の規定に基き定められた小型自動車に該当する貨物自動車をいう。以下本項中同じ。)に限るものとする。但し、積雪泥等、等の悪路その他やむを得ない事情により乗用自動車及び小型貨物自動車の運行が不可能である場合においては、これらの自動車以外の貨物

- (33) 自動車を使用的ことができる。第百四十一条の次に次の二条を加える。
(自動車等の乗車制限)
第百四十一条の二 前条の規定により選挙運動のために使用される自動車又は船舶に乗車又は乗船する者は、運転手(その交代要員を含め二人に限る。以下本条中同じ。)及び船員を除き、自動車一台又は船舶一隻について、四人を超えてはならない。
- 2 前条の規定により選挙運動のために使用される自動車又は船舶に乗車又は乗船する者(運転手及び船員を除く)は、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会(参議院全国選出議員の選挙については中央選挙管理会)の定めるところにより、一定の腕章を着けなければならない。(車上の選挙運動の禁止)
第百四十一条の三 何人も、第百四十一条(自動車、拡声機及び船舶の使用)の規定により選挙運動のために使用される自動車の上においては、選挙運動をすることができない。但し、停止した自動車の上において選挙運動のための演説をすることは、この限りでない。
- (34) 第百四十三条第一項第二号及び

- 第三号を次のように改める。
二 削除。
三 削除。
同条第四項中「立札及び看板の類」を「ポスター(同項第五号のポスターを除く)、立札及び看板の類」に改める。
- (35) 第百四十五条第二項中「その管理者(居住者を含む)」を「その居住者、居住者がいない場合にはその管理者」に改める。
- (36) 第百四十八条第二項中「選挙管理委員会(参議院全国選出議員の選挙については中央選挙管理会)において」を「都道府県の選挙管理委員会」に改め、第三項中「選挙運動の期間中」の下に「及び選挙の当日」を加える。
- (37) 第百四十九条第一項中「命令で定める同一寸法で」を「命令で定めるところにより、同一寸法で」に、「参議院全国選出議員の選挙にあつては二回」を「衆議院議員及び参議院地方選出議員の選挙にあつては二回、参議院全国選出議員の選挙にあつては三回」に改め、同条第二項中「第百四十二条(文書図画の頒布)」の下に「又は第百四十三条(文書図画の掲示)」を加え、「新聞販売」を「新聞紙の販売」に、「頒布する」を「頒布し又は都道府県の選挙管理委員会の指定する場所に掲示する」に改める。

- (38) 第百五十一条の三中「有線電気通信設備」を「広告放送設備、共同聴取用放送設備その他の有線電気通信設備」に改める。
- (39) 第百五十三条に次の一項を加える。
4 立会演説会の開催については、事情の許す限り、その回数を多くするように努めなければならない。
- (40) 第百五十四条の見出し中「演説者」の下に「及び録音機の使用禁止」を加え、同条に次の一項を加える。
2 立会演説会においては、選挙運動のため、録音機を使用して演説をすることができない。
- (41) 第百五十五条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。
2 前項の場合において必要があるとき、都道府県の選挙管理委員会は、立会演説会の実施につき、班別編成の方法を採用することを決定することができる。
- (42) 第百五十六条の見出し中「立会演説会」を「班別編成によらない立会演説会」に改め、同条第一項中「立会演説会に加わる」とする「を」を「班別編成の方法によらな

い場合の立会演説会に加わろうとする」に改める。

(43) 第五百五十六次の次に次の一条を加える。

(班別編成による立会演説会への参加)

第五百五十六条の二 班別編成の方法による場合の立会演説会に加わろうとする公職の候補者は、都道府県の選挙管理委員会に、その指定する期日までに、その旨を申し出なければならない。

2 前項の期間内に申出のあつた公職の候補者については、その所属の班及び最初に行われる立会演説会における演説の順序は、都道府県の選挙管理委員会がくじで決定する。この場合においては、併せてその者の演説をすることのできる立会演説会の日及び会場を決定する。

3 第二回以後に行われる立会演説会における公職の候補者の演説の順序は、前回の第一順位の者を最後の順位とし、第二順位以下の者を順次一順位ずつ繰り上げたものによる。

(44) 前条第五項の規定は、第二項の規定による決定があつた場合について、準用する。

立会演説会への参加) 又は前条第一項の規定による」に改め、「前条第一項の例により、」を削り、

第二項中「の順位」を削り、第三項中「前条」を「第五百五十六条」に改める。

(45) 第六十条中「前八条」を「前九条」に改める。

(46) 第六十条の二第二項中「立会演説会における演説者」の下に「及び録音機の使用禁止」を加える。

(47) 第六十一条第一項第一号中「学校(学校教育法第一条に規定する学校をいう。)」の下に「及び公民館(社会教育法(昭和二十四年法律第二百七号)第二十一条に規定する公民館をいう。)」を加える。

(48) 第六十四条の二第二項中「選挙運動のためにする座談会、候補者が共同して行う演説会及び候補者のために合同して行う演説会」を「選挙運動のためにする座談会及び候補者が相互に意思を通じ共同して行う演説会」に、第八項中「千二百枚」を「三千枚」に改め、同条に次の一項を加える。

11 第七項の演説会告知用のポスターは、その掲示箇所を移動して再び掲示し、当該個人演説会以外の個人演説会の告知のため

に再び掲示し又は個人演説会の告知以外の選挙運動のために掲示することができない。

(49) 第六十四条の三に次の一項を加える。

2 公職の候補者以外の者が二人以上の公職の候補者の合同演説会を開催することは、前項に規定する禁止行為に該当するものとみなす。

(50) 第六十四条の四の見出し中「個人演説会」の下に「及び街頭演説」を加え、同条中「においては」を「及び街頭演説においては」に改める。

(51) 第六十四条の五第一項中「証明書を持参する者が現在し、且つ、同項に規定する」を削り、第二項中「発行する証明書及びその」を削り、第三項中「証明書及び及び」各」を削り、第四項中「証明書及び」を削る。

(52) 第六十四条の六を次のように改める。

(夜間の街頭演説の禁止)
第六十四条の六 何人も、午後九時から翌日午前六時までの間は、選挙運動のため、街頭演説をすることができない。

(53) 第六十四条の七の見出しを「参議院全国選出議員の選挙における街頭演説の特例」に改め、同条中「前二条」を「第六十四条の

五(街頭演説)」に改める。

(54) 第六十四条の八の見出しを「街頭演説の場合の選挙運動員等の制限」に改め、同条第一項中「及び第六十四条の六(連呼行為の制限)及び」及び連呼行為」を削り「労務を提供する者」の下に「(船員を除く。)」を加える。

(55) 第六十五条中「立会演説会が開催される当日には」を「立会演説会の開催予定時刻の二時間前からその終了予定時刻の二時間後までの間は」に改め、「選挙運動のためにする演説会」の下に「(演説を含む。)」を加える。

(56) 第六十五条の次に次の一条を加える。

(近接する選挙の場合の演説会等の制限)
第六十五条の二 何人も、二以上の選挙が行われる場合において、一の選挙の選挙運動の期間が他の選挙の選挙の期日にかかる場合においては、その当日当該投票所を閉める時刻までの間は、その投票所を設けた場所の入口から三町以内の区域において、選挙運動のためにする演説会(演説を含む。))を開催することができない。選挙運動のために街頭演説をすることも、また同様とする。

(57) 第六十六条第一号中「建物の下に(公営住宅を除く。)」を加える。

(58) 第六十六條の二を削る。

(59) 第六十七条第一項に後段として次のように加える。

この場合において衆議院議員及び参議院(地方選出)議員の選挙については、公職の候補者の写真掲載しなければならない。

(60) 第六十八条第一項「掲載文」の下に「(衆議院議員及び参議院地方選出議員の選挙については併せて写真を添付するものとする。)」を加え、同条第二項中「千五百」を「二千」に、「五百」を「六百」に改める。

(61) 第六十九条第四項中「政見」の下に「写真」を加える。

(62) 第七十条中「五日」を「二日」に改める。

(63) 第七十四条第三項中「掲載の順序は」の下に「開票区(参議院全国選出議員の選挙については都道府県)ごとに定めるものとし、」を、

「市町村の選挙管理委員会」の下に「(参議院全国選出議員の選挙については都道府県の選挙管理委員会)」を加え、「二日」を「三日」に、「前日」を「前二日」に改める。

(64) 第七十五条の二第二項中「市町村の選挙管理委員会がくじで定

める」を「第七十四条第三項(氏名等の掲載の順序)の規定により定められた順序による」に改め、第三項を削り、第四項中「前三項」を「前二項」に改め、同項を第三項とする。

(65) 第七十七条第二項中「通常業務の交付を受けた者」の下に、「第六十四条の二第八項(個人演説会告知用ポスター)及び第二十一条の三第二項(個人演説会告知用ポスターの特例)の規定により個人演説会告知用ポスターの交付を受けた者」を、第三項中「通常業務の交付を受けた者」の下に「第六十四条の二第八項及び第二十一条の三第二項の規定により個人演説会告知用ポスターの交付を受けた者」を加える。

(66) 第七十八条第四号を第五号とし、以下一号ずつ繰り下げ、同条第三号の次に次の一号を加える。
四 第五十一条の三(選挙運動放送の制限)に掲げる放送設備を利用して放送すること。
(67) 第八十三条の次に次の一条を加える。

(出納責任者の届出の効力)
第八十三条の二 第八十条(出納責任者の選任及び届出)第三項及び第四項、第八十二条(出納責任者の異動)又は前条第二項及び第三項の規定による届

出書類を郵便で差し出す場合においては、引受時刻証明の取扱でこれを郵便局に托したときをもつて、これらの規定による届出があつたものとみなす。

(68) 第八十四条中「その職務を代行する者を含む」を「(出納責任者に代つてその職務を行う者を含む。第九十条(出納責任者の事務引継)の規定を除き以下同じ。)」に、「前条を」第八十三条(出納責任者の職務代行)に改め、同条後段を削る。

(69) 第八十七条第一項中「(出納責任者に代つてその職務を行う者を含む。)」を削る。

(70) 第九十六条中「前二条」の下に「及び第二十一条の四(選挙運動に關する支出金額の特例)」を加える。

(71) 第九十七条第二項中「第一項」を削り、「自動車」の下に「及び船舶」を加える。

(72) 第九十七条の二を次のように改める。

(実費弁償及び報酬の額)
第九十七条の二 選挙運動に従事する者に対し支給することができる実費弁償並びに選挙運動のために使用する労働者に対し支給することができる報酬及び実費弁償の額については、左の各号に定める基準に従い、当該

選挙に關する事務を管理する選挙管理委員会(参議院全国選出議員の選挙については中央選挙管理会)が定める。

一 選挙運動に従事する者一人に対し支給することができる実費弁償の額の基準

(イ) 鉄道賃 鉄道旅行について、路程に応じ旅客運賃等により算出した二等又は三等運賃等の額

(ロ) 船賃 水路旅行について、路程に応じ旅客運賃等により算出した二等又は三等運賃等の額

(ハ) 車賃 陸路旅行(鉄道旅行を除く)について、路程に応じた実費額

(ニ) 宿泊料(食料二食分を含む) 一夜につき八百円

(ホ) 弁当料 一食につき百円、一日につき三百円

(ヘ) 茶果料 一日につき三十円

二 選挙運動のために使用する労働者一人に対し支給することができる報酬の額の基準

(イ) 基本日額 三百五十円以内

(ロ) 超過勤務手当 一日につき右の額の五割以内
三 選挙運動のために使用する労働者一人に対し支給するこ

とができる実費弁償の額の基準

(イ) 鉄道賃、船賃及び車賃
第一号(イ)、(ロ)及び(ハ)に掲げる額

(ロ) 宿泊料(食料料を含む) 一夜につき六百円

2 選挙運動に従事する者又は選挙運動のために使用する労働者に対し、第九十九条(但書)(弁当の提供)の規定により弁当を提供した場合においては、その者に支給することができる弁当料の額又は報酬の基本日額は、前項第一号又は第二号の規定により定められた一日についての弁当料の額又は報酬の基本日額から提供した弁当の実費に相当する額を差し引いたものとする。

(73) 第九十八条を次のように改める。

第九十八条 削除

(74) 第九十九条を次のように改める。

(特定の寄附の禁止)
第九十九条 衆議院議員及び参議院議員の選挙に關しては国又は公共企業体(日本国有鉄道、日本専売公社及び日本電信電話公社をいう。)と、地方公共団体の議会の議員及び長並びにその教育委員会の委員の選挙に關しては当該地方公共団体と、贈與そ

の他特別の利益を伴う契約の当事者である者は、当該選挙に關し、寄附をしてはならない。

(75) 第九十九条の次に次の二条を加える。

(公職の候補者等の寄附の禁止)
第九十九条の二 公職の候補者又は公職の候補者となろうとする者(公職にある者を含む)は、当該選挙に關し、当該選挙区(選挙区がないときは選挙の行われる区域)内にある者に対し、寄附をしてはならない。但し、政党その他の政治団体又はその支部に対し寄附をする場合は、この限りでない。

2 前項本文の規定の適用については、当該選挙区(選挙区がないときは選挙の行われる区域)内にある者に対する通常一般の社交の程度を超える寄附は、当該選挙に關する寄附とみなす。

(公職の候補者等の関係会社等の寄附の禁止)
第九十九条の三 公職の候補者又は公職の候補者となろうとする者(公職にある者を含む)が取締役、監査役、理事、代表者その他これらに準ずる責任者である会社その他の法人又は団体は、当該選挙に關し、当該選挙区(選挙区がないときは選挙の行

われる区域)内にある者に対し、いかなる名義をもつてするを問はず、これらの者の氏名を表示し又はこれらの者の氏名が類推されるような方法で寄附をしてはならない。但し、政党その他の政治団体又はその支部に対し寄附をする場合は、この限りでない。

(76)

第二十条第一項中「前条各号に掲げる者」を「第九十九条(特定の寄附の禁止)に規定する者」に、第二項中「前条各号に掲げる者(同条但書の規定に該当する場合を除く)」を「第九十九条に規定する者」に改める。

(77)

第十四章の二の章名中「衆議院議員」の下に「及び参議院議員」を加える。

(78)

第二十一条の二中「衆議院議員」の下に「及び参議院議員」を加える。

(79)

第二十一条の三の見出し中「制限」を「特例」に改め、同条中「選挙運動」を「衆議院議員の選挙においては、選挙運動」に改め、同条に次の一項を加える。

2 衆議院議員の選挙においては、第六十四条の二第七項に規定するポスターは、公職の候補者一人について、五千枚を交付する。

(80) 第二十一条の四中「四円」を「七円」に改め、同条に次の一項を加える。

2 参議院議員の選挙における第九十四条及び第九十五条の規定による選挙運動に關する支出金額の算出の基準となるべき金額は、地方選出議員の選挙については、通常選挙における当該選挙区の議員の定数が一人の場合は一円七十五銭、二人以上の場合は二円六十五銭とし、全国選出議員の選挙については、二円六十五銭とする。

(81)

第二十一条の五の前に次の章名を加える。

第十四章の三 政党その他の政治団体の選挙における政治活動

(82)

第二十一条の五及び第二十一条の六を次のように改める。

(総選挙における政治活動の規制)

第二十一条の五 衆議院議員の総選挙においては、政党その他の政治団体は、その政治活動のうち、政談演説会及び街頭政談演説の開催並びに宣伝告知のための自動車の使用、ポスターの掲示及びビラ(これに類する文書図画を含む。以下同じ)の頒布については、その選挙運動の期間中及び選挙の当日に限り、これを行うことができる。但し、全国を通じて二十五人以上の所属候補者を有する政党その他の政治団体が、左の各号に掲げる政治活動につき、当該各号の規定によりする場合、この限りでない。

一 政談演説会の開催については、一選挙区につき当該選挙区における所属候補者の数に相当する回数
二 街頭政談演説の開催については、第三号の規定により使用する自動車の停止した車上
三 政策の普及宣伝及び演説の告知のための自動車の使用については、政党その他の政治団体の本部及び支部を通じて次の区分による台数
(い) 所属候補者が二十五人以上
上百人未満の場合 三台以内
(ろ) 所属候補者が百人以上二百人未満の場合 五台以内
(は) 所属候補者が二百人以上三百人未満の場合 八台以内
(に) 所属候補者が三百人以上四百人未満の場合 十台以内
(ほ) 所属候補者が四百人以上の場合 十二台以内
四 ポスターの掲示については

は、政策の普及宣伝及び演説の告知用として一選挙区につきタブロイド型(長さ四十一センチメートル、幅二十八センチメートル)以内のもの千枚以内
五 ビラの頒布については、政談演説会の会場においてする頒布
2 前項但書の規定の適用を受けようとする政党その他の政治団体は、政令の定めるところにより、所属候補者の氏名を連記し、自治庁長官に申請して、その確認書の交付を受けなければならない。

3

自治庁長官は、前項の確認書を交付したときは、その旨を都道府県の選挙管理委員会に通知しなければならない。

(通常選挙における政治活動の規制)

第二十一条の六 参議院議員の通常選挙においては、政党その他の政治団体は、その政治活動のうち、政談演説会及び街頭政談演説の開催並びに宣伝告知のための自動車の使用、ポスターの掲示及びビラの頒布については、その選挙運動の期間中及び選挙の当日に限り、これを行うことができる。但し、全国を通じて十人以上の所属候補者を有する政党その他の政治団体が、左の各号に掲げる政治活動につき、当該各号の規定によりする場合、この限りでない。

一 政談演説会の開催については、衆議院議員の一選挙区ごとに一回
二 街頭政談演説の開催については、第三号の規定により使用する自動車の停止した車上
三 政策の普及宣伝及び演説の告知のための自動車の使用については、政党その他の政治団体の本部及び支部を通じて次の区分による台数
(い) 所属候補者が十人以上三十人未満の場合 三台以内
(ろ) 所属候補者が三十人以上六十人未満の場合 五台以内
(は) 所属候補者が六十人以上百人未満の場合 八台以内
(に) 所属候補者が百人以上の場合 十台以内
四 ポスターの掲示については

は、政策の普及宣伝及び演説の告知用として衆議院議員の一選挙区ごとにタブロイド型(長さ四十一センチメートル、幅二十八センチメートル)以内のもの千枚以内

五 ビラの領布については、政
談演説会の会場においてする
領布

2 前条第二項及び第三項の規定
は、前項但書の規定の適用を受
けようとする政党その他の政治
団体について、準用する。

(衆議院議員及び参議院議員の
再選挙及び補欠選挙の場合の規
制)

第二百一条の七 第二百一条の五
(総選挙における政治活動の規
制)の規定は、衆議院議員の再
選挙又は補欠選挙について、準
用する。この場合において、同
条第一項但書中「二十五人」とあ
るのは「一人」と読み替えるもの
とし、同項第三号に規定する自
動車の台数は、所属候補者の数
にかかわらず、一台とする。

2 前条の規定は、参議院議員の
再選挙又は補欠選挙について、
準用する。この場合において、同
条第一項但書中「十人」とあるの
は「一人」と読み替えるものと
し、同項第三号に規定する自動
車の台数は、所属候補者の数に
かわらず、一台とする。

(都道府県知事及び市長の選挙
の場合の規制)

第二百一条の八 第二百一条の五
(総選挙における政治活動の規
制)第一項及び第二項の規定
は、都道府県知事及び市長の選
挙について、準用する。この場
合において同条第一項但書中
「二十五人」とあるのは「一人」
と、同項第一号中「一選挙区につ
き当該選挙区における所属候補
者の数に相当する回数」とある
のは、都道府県知事の選挙につ
いては「衆議院議員の選挙区ご
とに一回」と、市長の選挙につ
いては「当該選挙の行われる区
域につき一回」と、同項第四号
中「一選挙区につき」とあるの
は、都道府県知事の選挙につ
いては「衆議院議員の一選挙区ご
とに」と、市長の選挙について
は「当該選挙の行われる区域に
つき」と第二項中「自治庁長官」
とあるのは「当該選挙に関する
事務を管理する選挙管理委員
会」とそれぞれ読み替えるもの
とし、第一項第三号に規定する
自動車の台数は、所属候補者の
数にかかわらず、一台とする。

(政治活動の態様)

第二百一条の九 本章の規定によ
る政談演説会においては、政策
の普及宣伝の外、第六十四条
の三(他の演説会の禁止)の規定
にかかわらず、当該政党その他の
政治団体の所属候補者の推
薦、支持その他選挙運動のため
の演説をすることが出来る。
但し、公職の候補者は、当該選
挙区(選挙区がないときは選挙
の行われる区域をいう。以下本
章中同じ。)における政談演説会
においては、選挙運動のための
演説をすることができない。

2 公職の候補者は、本章の規定
による当該選挙区における街頭
政談演説会においては、演説をす
ることができない。

3 第六十四条の六(夜間の街
頭演説の禁止)の規定は、本章
の規定による街頭政談演説につ
いて、準用する。

4 本章の規定による自動車に
は、自治庁長官(都道府県知事
及び市長の選挙については当該
選挙に関する事務を管理する選
挙管理委員会)の定めるところ
の表示をしなければならぬ。

5 本章の規定によるポスターに
は、その掲示しようとする箇所
の所在する都道府県の選挙管理
委員会(市長の選挙については
市の選挙管理委員会)の検印を
受けなければならない。都道府
県の選挙管理委員会が検印をす
る場合においては、衆議院議員
の選挙区ごとに区分してしなけ
ればならない。

6 本章の規定によるポスターに
は、その表面に掲示責任者及び
印刷者の氏名(法人にあつて
は名称)及び住所を記載しなけ
ればならない。

7 第六十五條(ポスターの
掲示箇所)の規定は、本章の規
定によるポスターの掲示につ
いて、準用する。

(選挙行為及び候補者の氏名記
載の禁止)

第二百一条の十 政党その他の政
治団体は、各選挙につき、その
選挙運動の期間中及び選挙の当
日に限り、政治活動のため、左
の各号に掲げる行為をすること
ができない。但し、第一号の選
呼行為については、本章の規定
による政談演説会の会場及び街
頭政談演説の場所においてする
場合は、この限りでない。

一 選挙行為をすること。
二 いかなる名義をもつてする
を問わず、掲示又は頒布する
文書図画(新聞紙及び雑誌を
除く)に、当該選挙区の特
定の候補者の氏名又はその氏名
が類推されるような事項を記
載すること。

(政党その他の政治団体の機関
紙誌)

第二百一条の十一 政党その他の
政治団体の発行する新聞紙及び
雑誌については、衆議院議員、
参議院議員、都道府県知事又は
市長の選挙における選挙運動の
期間中及び選挙の当日に限り、
第六十八條第三項(新聞紙及
び雑誌の定義)の規定を適用せ
る。

ず、当該選挙につき本章の規定
により政治活動をすることがで
きる政党その他の政治団体の本
部において直接発行し、且つ、
通常の方法により頒布する機関
新聞紙又は機関雑誌で、自治庁
長官(都道府県知事及び市長の
選挙については当該選挙に関す
る事務を管理する選挙管理委員
会)に届け出たもの各一に限り、
第六十八條第一項及び第二項
の規定を適用する。

2 前項の届出には、当該機関新
聞紙又は雑誌の名称並びに編集
人及び発行人の氏名を記載しな
ければならない。

(83) 第二百八条第一項中「第三
条第一項(衆議院議員の職を許さ
ない場合の当選人の失格)」を「第三
条(当選人が衆議院議員の職にあ
る場合の特例)第二項若しくは第
四項」に改める。

(84) 第二百十條を次のように改め
る。

(85) 第二百十條 削除
第二百十一條を次のように改め
る。

(総括主事者及び出納責任者の
選挙犯罪に因る当選無効の訴
訟)

- 取及び多数人利害誘導罪」、第二百二十三条(公職の候補者及び当選人に対する買収及び利害誘導罪)又は第二百二十三条の二(新聞紙、雑誌の不法利用罪)の罪を犯し刑に処せられたため、第二百五十一条の二(総括主宰者及び出納責任者の選挙犯罪に因る当選無効)第一項の規定により当該当選人の当選を無効であると認める選挙人又は公職の候補者は、当選人を被告とし、その裁判確定の日から三十日以内に、高等裁判所に訴訟を提起することができる。
- 2 出納責任者が第二百四十七条(選挙費用の法定額違反)の罪を犯し刑に処せられたため、第二百五十一条の二第二項(出納責任者の選挙費用の法定額違反に因る当選無効)の規定により当該当選人の当選を無効であると認める選挙人又は公職の候補者は、当選人を被告とし、その裁判確定の日から三十日以内に、高等裁判所に訴訟を提起することができる。
- (86) 第二百五十二条を次のように改める。
- 第二百五十二条 削除
- (87) 第二百七条中「、第二百十条(選挙運動の法定支出額超過の場合)、第二百五十一条(選挙運動総括
- 主宰者の選挙犯罪の場合)又は第二百五十二条(出納責任者の報告義務違反の場合)を」又は第二百十一条(総括主宰者及び出納責任者の選挙犯罪の場合)に改める。
- (88) 第二百二十条第二項中「第二百五十條(選挙運動の法定支出額超過の場合)、第二百五十一条(選挙運動総括主宰者の選挙犯罪の場合)又は第二百五十二条(出納責任者の報告義務違反の場合)を」第二百五十一条(総括主宰者及び出納責任者の選挙犯罪の場合)に改める。
- (89) 第二百二十一条第二項、第二百二十三条第二項、第二百二十六条、第二百二十七条及び第二百三十七条第四項中「官吏若しくは吏員」を「国若しくは地方公共団体の公務員」に改める。
- (90) 第二百二十一条に次の一項を加える。
- 3 公職の候補者、選挙運動を総括主宰した者又は出納責任者が第一項の罪を犯したときは、四年以下の懲役若しくは禁錮又は七万五千円以下の罰金に処する。
- (91) 第二百五十二条に次の一項を加える。
- 3 公職の候補者、選挙運動を総括主宰した者又は出納責任者が第一項の罪を犯したときは、六年以下の懲役又は禁錮に処する。
- (92) 第二百二十三条に次の一項を加える。
- 3 公職の候補者、選挙運動を総括主宰した者又は出納責任者が第一項の罪を犯したときは、五年以下の懲役若しくは禁錮又は十萬円以下の罰金に処する。
- (93) 第二百二十三条の二に次の一項を加える。
- 2 公職の候補者、選挙運動を総括主宰した者又は出納責任者が前項の罪を犯したときは、六年以下の懲役又は禁錮に処する。
- (94) 第二百二十四条の次に次の一条を加える。
- (おとり罪)
- 第二百二十四条の二 第二百五十一条の二第二項本文又は第二項前段(総括主宰者及び出納責任者の選挙犯罪に因る当選無効)の規定に該当することにより公職の候補者の当選を失わせる目的をもつて、当該公職の候補者以外の公職の候補者その他その候補者の選挙運動に従事する者と意思を通じて、当該公職の候補者の選挙運動を総括主宰した者又は出納責任者を誘導し又は挑発してその者をして第二百五十一条(買収及び利害誘導罪)、第二百五十二条(多数人買収及び多数人利害誘導罪)、第二百五十三条(公職の候補者及び
- 当選人に対する買収及び利害誘導罪)、第二百二十三条の二(新聞紙、雑誌の不法利用罪)又は第二百四十七条(選挙費用の法定額違反)の罪を犯させた者は、一年以上五年以下の懲役又は禁錮に処する。
- 2 選挙運動を総括主宰した者又は出納責任者が、第二百五十一条の二第二項本文又は第二項前段の規定に該当することにより当該公職の候補者の当選を失わせる目的をもつて、当該公職の候補者以外の公職の候補者その他その候補者の選挙運動に従事する者と意思を通じて、第二百五十一条、第二百五十二条、第二百二十三条、第二百三十三條、第二百三十三條の二又は第二百四十七條の罪を犯したときは、一年以上六年以下の懲役又は禁錮に処する。
- (95) 第二百三十五條の二第二号中「第二百一条の六」を「第二百一条の十一」に改め、「選挙運動の期間中」の下に「及び選挙の当日」を加える。
- (96) 第二百三十九條第一号中「又は第二百三十七條の二(未成年者の選挙運動の禁止)を」、第二百三十七條の二(未成年者の選挙運動の禁止)又は第二百三十七條の三(選挙権及び被選挙権を有しない者の選挙運動の禁止)に改める。
- (97) 第二百三十九條の次に次の一条を加える。
- (公務員等の地位利用による事前運動の制限違反)
- 第二百三十九條の二 左の各号の一に該当する者は、二年以下の禁錮又は三萬円以下の罰金に処する。
- 一 国又は地方公共団体の公務員でその地位を利用して第二百二十九條(選挙運動の期間)の規定に違反して選挙運動をした者
- 二 日本専売公社の役員若しくは職員又は日本国有鉄道若しくは日本電信電話公社の経営委員会の委員、役員若しくは職員でその地位を利用して第二百二十九條の規定に違反して選挙運動をした者
- (98) 第二百四十條第一号中「第二百三十一條の下に」第一項から第三項まで」を加える。
- (99) 第二百四十二條の見出しを「選挙事務所の設置届出及び表示違反」に改め、同条中「届出を怠つた者」の下に「又は第二百三十一條第四項(選挙事務所の表示の規定に違反して標札を掲示しなかつた者)を加える。
- (100) 第二百四十三條第一号の次に次の一号を加える。

一の二 第四百四十条の二「連呼行為の禁止」の規定に違反して連呼行為をした者
同条第二号の次に次の二号を加える。

二の二 第四百四十一条の二「自動車等の乗車制限」第二項の規定に違反して乗車し又は乗船した者

二の三 第四百四十一条の三「車上の選挙運動の禁止」の規定に違反して選挙運動をした者
同条第六号中「第二項」の下に

「又は第四百四十九条第二項（新聞広告）」を、第八号中「第四百五十四条」の下に「第二項」を、「演説をした者」の下に「又は第四百五十四条第二項（立会演説会における録音盤の使用禁止）（第四百六十条の二第二項）において準用する場合を含む。」の規定に違反して録音盤を使用した者」を加え、第八号の二中「第十項（個人演説会場の掲示）」の下に「若しくは第十一項（個人演説会告知用ポスター）」を加え、「ポスターの制限」を「第一項（ポスターの特例）」に改める。

同条第八号の四中「第四百六十四条の五（街頭演説）第一項」の下に「又は第四百六十四条の七（参議院全国選出議員の選挙における街頭演説の特例）」を加え、第八号の五を次のように改める。

八の五 削除
同条第八号の六中「標旗を要する選挙運動の運動員を」街頭演説の場合の選挙運動員等の制限」に改める。

同条第九号中「第四百六十五条（立会演説会開催当日の他の演説会等の制限）」の下に「又は第四百六十五条の二（近接する選挙の場合の演説会等の制限）」を加える。

(101) 第二百四十四条第二号中「第三項又は第四項の規定に違反して証明書を携帯せず、表示をせず又は呈示を拒んだ者」を「第二項の規定に違反して表示をしなかつた者」に改め、第五号の三中「証明書又は」を削り、第六号中「第四百六十六条の二（夜間の街頭演説及び連呼行為の禁止）」を「第四百六十四条の六（夜間の街頭演説の禁止）」に改める。

(102) 第二百四十六条の見出し中「規正違反」を「規制違反」に改め、同条但書中「第五号」の下に、「第五号の二」を加え、同条第五号の次に次の一号を加える。

五の二 第四百八十九条第一項「選挙運動に関する収入及び支出の報告書の提出」の規定に違反して報告書の提出を怠り又はこれに虚偽の記入をしたとき。

(103) 第二百四十七条を次のように改める。
（選挙費用の法定額違反）
第二百四十七条 出納責任者が、第九百九十六条（選挙運動に関する支出金額の制限額の告示）の規定により告示された額を超えて選挙運動に関する支出をし又はさせたときは、三年以下の禁錮又は五千元以上五万円以下の罰金に処する。

(104) 第二百四十八条中「特定人の寄附の禁止」第一号及び第二号に掲げる者を「特定の寄附の禁止」に規定する者（会社その他の法人を除く。）に改め、同条に次の一項を加える。

2 会社その他の法人が第九百九十九条の規定に違反して寄附をしたときは、その会社その他の法人の役員として当該違反行為をした者は、三年以下の禁錮又は五千元以上五万円以下の罰金に処する。

(105) 第二百四十九条の次に次の二条を加える。
（公職の候補者等の寄附の制限違反）
第二百四十九条の二 第九百九十九条の二（公職の候補者等の寄附の禁止）の規定に違反して寄附をした者は、一年以下の禁錮又は

は一万五千元以下の罰金に処する。
（公職の候補者等の関係会社等の寄附の制限違反）
第二百四十九条の三 会社その他の法人又は団体が第九百九十九条の三（公職の候補者等の関係会社等の寄附の禁止）の規定に違反して寄附をしたときは、その会社その他の法人又は団体の役員又は構成員として当該違反行為をした者は、五千元以上五万円以下の罰金に処する。

(106) 第二百五十条第一項中「規正違反」を「規制違反」に、「報告書提出の義務違反」を「選挙費用の法定額違反」に、「前条」を「第二百四十九条（寄附の勧誘、要求等の制限違反）」に改め、同条第二項中「前条」を「第二百四十九条」に改める。

(107) 第二百五十一条を次のように改める。
（選挙人の選挙犯罪に因る当選無効）
第二百五十一条 当選人がその選挙に關し本章に掲げる罪（第二百四十五条（選挙期日後の挨拶行為の制限違反）、第二百四十六条（選挙運動に関する収入及び支出の規制違反）第二号から第九号まで、第二百四十八条（寄附の制限違反）、第二百四十

九条（寄附の勧誘、要求等の制限違反）、第二百四十九条の二（公職の候補者等の寄附の制限違反）及び第二百四十九条の三（公職の候補者等の関係会社等の寄附の制限違反）の罪を除く。）を犯し刑に処せられたときは、その当選人の当選は、無効とする。
（総括主宰者及び出納責任者の選挙犯罪に因る当選無効）
第二百五十一条の二 選挙運動を総括主宰した者又は出納責任者が第二百五十一条（買収及び利誘罪）、第二百五十二条（多数買収及び多数利誘罪）、第二百二十三条（公職の候補者及び当選人に対する買収及び利誘罪）又は第二百二十三条の二（新聞紙、雑誌の不法利用罪）の罪を犯し刑に処せられたときは、当該当選人の当選は、無効とする。但し、左の各号の一に該当する場合は、当該違反行為に関する限りにおいて、この限りでない。
一 当該違反行為が選挙運動を総括主宰した者又は出納責任者以外の者の誘導又は挑発によりなされ、且つ、その誘導又は挑発が本文の規定に該当することにより当該公職の候補者の当選を失わせる目的を

もつて、当該公職の候補者以外の公職の候補者その他その候補者の選挙運動に従事する者と思ふを通知してなされたものであるとき。

二 選挙運動を総括主宰した者又は出納責任者の当該違反行為が本文の規定に該当することにより当該公職の候補者の当選を失わせる目的をもつて、当該公職の候補者以外の公職の候補者その他その候補者の選挙運動に従事する者と思ふを通知してなされたものであるとき。

2 出納責任者が第二百四十七条(選挙費用の法定額違反)の罪を犯し刑に処せられたときは、当該当選人の当選は、無効とする。前項但書の規定は、この場合に準用する。

(108) 第二百五十二条第一項中「及び第二百四十五条(選挙期日後の挨拶行為の制限違反)」を、「第二百四十五条(選挙期日後の挨拶行為の制限違反)、第二百四十九条の二(公職の候補者等の寄附の制限違反)及び第二百四十九条の三(公職の候補者等の関係会社等の寄附の制限違反)」に改める。

(109) 第二百五十二条の二を次のように改める。

(政党その他の政治団体の政治活動の規制違反)

第二百五十二条の二 政党その他の政治団体が第二百一条の五(総選挙における政治活動の規制)第一項(第二百一条の七第一項(再選挙又は補欠選挙の場合の規制)及び第二百一条の八(都道府県知事及び市長の選挙の場合の規制)において準用する場合を含む)、第二百一条の六(通常選挙における政治活動の規制)第一項(第二百一条の七第二項(再選挙又は補欠選挙の場合の規制)において準用する場合を含む)又は第二百一条の十(選挙行為及び候補者の氏名記載の禁止)の規定に違反して政治活動をしたときは、その政党その他の政治団体の役員又は構成員として当該違反行為をした者は、五万円以上十万円以下の罰金に処する。

2 左の各号の一に該当する行為をした者は、五万円以下の罰金に処する。

一 第二百一条の九(政治活動の態様)第一項但書又は第二項の規定に違反して演説をしたとき。

二 第二百一条の九第三項において準用する第六百六十四条の六(夜間の街頭演説の禁止)の規定に違反して街頭演説をしたとき。

三 第二百一条の九第四項の規定に違反して表示をしなかつたとき。

四 第二百一条の九第五項若しくは第六項の規定又は第七項において準用する第六百四十五条(ポスターの掲示場所)の規定に違反してポスターを掲示したとき。

(110) 第二百五十三条を次のように改める。

(罪の時効)

第二百五十三条 第二百三十六條

(詐偽登載、虚偽宣言罪等)、第二百三十七條(詐偽投票及び投票偽造、増減罪)第一項及び第二項、第二百三十七條の二(代理投票における記載義務違反)、第二百三十八條(立会人の義務懈怠罪)、第二百三十九條(事前運動、教育者の地位利用、戸別訪問等の制限違反)、第二百三十九條の二(公務員等の地位利用による事前運動の制限違反)、第二百四十條(選挙事務所、休憩所等の制限違反)、第二百四十一條(選挙事務所設置違反、特定公務員等の選挙運動禁止違反)、第二百四十二條(選挙事務所設置届出及び表示違反)、第二百四十三條(選挙運動に関する

各種制限違反、その二)、第二百四十四條(選挙運動に関する各種制限違反、その二)、第二百四十五條(選挙期日後の挨拶行為の制限違反)、第二百四十九條の二(公職の候補者等の寄附の制限違反)並びに第二百四十九條の三(公職の候補者等の関係会社等の寄附の制限違反)の罪の時効は、六箇月を経過することにより完成する。但し、犯人が逃亡したときは、その期間は一、年とする。

2 第二百二十四條の二(おとり罪)の罪の時効は、二年を経過することにより完成する。但し、犯人が逃亡したときは、その期間は、四年とする。

3 前二項に掲げる罪以外の本章の罪の時効は、一年を経過することにより完成する。但し、犯人が逃亡したときは、その期間は、二年とする。

第二百五十三條の二第一項及び第二百五十四條中「規定違反」を「規制違反」に、「及び第二百四十九條(寄附の勧誘、要求等の制限違反)」を、「第二百四十九條(寄附の勧誘、要求等の制限違反)、第二百四十九條の二(公職の候補者等の寄附の制限違反)並びに第二百四十九條の三(公職の候補者等の関係会社等の寄附の制限違反)」に、

「選挙運動を総括主宰した者」を「選挙運動を総括主宰した者若しくは出納責任者」に、「若しくは第二百五十三條の二(新聞紙、雑誌の不法利用罪)」を、「第二百五十三條の二(新聞紙、雑誌の不法利用罪)及び第二百五十三條の三(新聞紙、雑誌の不法利用罪)」に、「報告書提出の義務違反」を、「選挙費用の法定額違反」に改める。

(112) 第二百五十五條中「投票立会人」の下に、「選挙人が指示する候補者一人の氏名を記載すべきものと定められた者はこれを第四十八條(代理投票)第二項の規定により候補者の氏名を記載すべきものと定められた者」を加える。

(113) 第二百六十三條第五号の次に次の二号を加える。

五の二 第三百三十一條第四項(選挙事務所の表示)の規定による標札に要する費用

五の三 第三百四十一條第二項(自動車、拡声機及び船舶の表示)の規定による表示に要する費用

同条第十号中「及び第六百六十四条の八(標旗を要する場合の運動員の服装)」を、「及び第六百六十四条の二(自動車等の乗車制限)及び第六百六十四条の八(街頭演説の場合の選挙運動員等の制限)」に改め、第十号の三中「個人演説会告知用

ポスター」の下に「及び第二百一
条の第三第二項（個人演説会告知用
ポスターの特例）」を加える。

(114) 第二百六十四条第一項第一号中「第十号」を「第五号の三、第十号」に、第二項中「第六号」を「第五号の二、第六号」に改める。

(115) 第二百七十条の二中「選挙管理委員会」を「中央選挙管理会、選挙管理委員会」に改める。

(116) 第二百七十一條の二の次に次の
一條を加える。

(再立候補の場合の特例)

第二百七十一條の三 公職の候補者たることを辞した（公職の候補者たることを辞したものとみなされる場合を含む）後再び当該選挙の公職の候補者となつた者については、当該選挙の選挙運動及び選挙運動に関する収入、支出等に関し政令で特別の定をすることができる。

附 則

1 この法律は、昭和三十年三月一日から施行する。但し、衆議院議員の選挙に關しては、同日前に総選挙の公示がなされたときは、改正後の公職選挙法のうち、第一百九十九条、第一百九十九条の二、第一百九十九条の三及び第二百三十九條の二の規定は当該総選挙の公示の日から、その他の規定は当該総選挙から施行する。

2 附則第六項の規定は、前項但書の總選挙の公示がなされたときは、前項本文の規定にかかわらず、当該總選挙の公示の日から施

行する。

3 衆議院議員及び参議院議員の再選挙及び補欠選挙並びに地方公共団体の議会の議員、長及び教育委員会の委員の選挙で、昭和三十年三月一日現在既に従前の公職選挙法の規定によりその選挙の期日を告示してある選挙に關しては、なお従前の例による。

6 最高裁判所裁判官
次のように改正する。

第四十九条の表中

第二百五十三條第二項
第二百五十五條

別記投票用紙様式中

る。

同様式備考第三号を次のように改める。

三 投票用紙におすべき都道府

都道府県の選挙管理委員会の

選挙管理委員会の印をもつてこれに代えても差し支えない。同様式備考に次の一号を加える。

四 不正行為を防止することが
できる方法で投票用紙を印刷
することができると認められ
る場合に限り、都道府県の選

4 従前の公職選挙法の規定により

行われた選挙に関してした行為及び附則第一項本文又は同項但書に規定するこの法律の施行の前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

5 従前の公職選挙法の規定により行われた選挙に關する異議の申立、訴願及び訴訟については、なお従前の例による。

二十二年法律第三十六号)の一部を

最高裁判所裁判官 国民審査法第七章	最高裁判所裁判官 国民審査法第七章
----------------------	----------------------

に改める。

府 印
を
都(道)府(県)市(区)町(村)選挙管理委員会印
に改め

挙管理委員会は、その定める
 ところにより、投票用紙にお
 すべき都道府県又は地方自治
 法（昭和二十二年法律第六十
 七号）第五百五十五条第二項の
 市の選挙管理委員会の印を刷
 込式にしても差し支えない。

〔審査報告書は都合により附録に
 掲載〕

国会議員の選挙等の執行経費の基
 準に関する法律の一部を改正する
 法律案

右の内閣提出案は本院においてこれ
 を可決した。

よつて国会法第八十三条により送付
 する。

昭和二十九年十二月四日

衆議院議長 堤 康次郎

參議院議長河井彌八郎

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律

準に関する法律（昭和二十五年法律
第百七十九号）の一部を次のように
改正する。

第七條第一項の表を次のように改める。

都道府県の世帯数							地域又は候補者数	選挙		
(七)	(六)	(五)	(四)	(三)	(二)	(一)	都及び大都市のあ る府県	その他の 道及び県	衆議院議員選挙又は参 議院地方選出議員選挙	参議院全国選出議員選挙
百万以上	百万未満	七十万以上	五十万以上	四十万以上	三十万以上	二十万以上	円 一、八〇	円 四、八四	未 満 百五十人	候補者数
四、八〇	五、六七	五、八六	六、七四	一	一	一	円 四、八四	円 八、一八	以上 百五十人	
四、八〇	五、六六	五、八五	六、七三	七、〇〇	七、三八	七、九二	円 八、一八	円 九、七九	二百人以上	
六、九四	七、〇〇	七、二二	七、四二	七、七二	七、九二	八、一八	円 九、七九	円 一、五〇	二百五十人以上	
八、五五	八、五六	八、七七	八、九八	九、二三	九、四九	九、七九	円 一、五〇	円 一三、一一	三百人以上	
一〇、二二	一〇、二二	一〇、四八	一〇、五九	一〇、九五	一一、二〇	一一、二〇	円 一三、一一	円 一四、六七	三百人以上	
一一、七七	一一、七八	一二、〇九	一二、三〇	一二、六〇	一二、八六	一四、〇七				
一三、二三	一三、二五	一三、五五	一三、八一	一四、〇七	一四、四七	一四、六七				

第九条中第六項を第七項とし、以下一項ずつ繰り下げ、第五項の次の一項を加える。

6 拡声機の設備がある演説会場又はその場所を使用する集会において臨時に拡声機の取付けをすることとを例とする演説会場において拡声機を使用して演説会を開催するときは、その拡声機の使用料として五百円を加算する。

第九条の三を次のように改める。

(個人演説会告知用ポスター等)

第九条の三 衆議院議員又は参議院地方選出議員の選挙において候補者が使用する個人演説会の告知のためのポスターの経費の額は、候補者一人につき、衆議院議員の選挙にあつては一万八千三百円、参議院地方選出議員の選挙にあつては一万九百八十円とする。

第十條第三項中「第九條第六項」を「第九條第七項」に改める。

第十三條に次の一項を加える。

7 特に交通の不便な島について、自治庁長官が都道府県又は市町村の選挙管理委員会において選挙事務のため船舶を借り上げる必要があると認める場合においては、当該船舶の借上料を加算する。

附則に次の一項を加える。

3 当分の間、第十八條第一項中「第四條から前条までの規定」によつて算出した各都道府県の選挙管理委員会及び当該都道府県の区域内に在る市区町村の選挙管理委員会において要する経費」とあるのは、「第四條から前条までの規定によつて算出した各都道府県の選挙管理委員会及び当該都道府県の選

区域内に在る市区町村の選挙管理委員会において要する経費の額の百分の九十五に相当する額」と読み替へるものとする。

附 則

この法律は、公職選挙法の一部を改正する法律(昭和二十九年法律第号)の施行の日から施行する。

〔審査報告書は都合により附録に掲載〕

昭和二十九年年度の地方交付税の総額等の特例に関する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。
よつて国会法第八十三條により送付する。

昭和二十九年十二月四日

衆議院議長 堤 康次郎

参議院議長 河井彌八郎

昭和二十九年年度の地方交付税の総額等の特例に関する法律案
昭和二十九年年度の地方交付税の総額等の特例に関する法律

(交付税の総額の特例)
第一条 昭和二十九年年度に限り、地方交付税法(昭和二十五年法律第二百一十一号。以下「法」という。)第六條第一項の規定にかかわらず、所得税及び法人税の収入額のそれぞれ百分の十九・八七四並びに酒税の収入額の百分の二十をもつて地方交付税(以下「交付税」という。)とする。

2 昭和二十九年年度に限り、当該年度分として交付すべき交付税の総額は、法第六條第二項の規定にかかわらず、当該年度における所得税及び法人税の収入見込額のそれぞれ百分の十九・八七四並びに酒税の収入見込額の百分の二十に相当する額の合算額とする。

2 昭和二十九年年度に限り、当該年度分として交付すべき交付税の総額は、法第六條第二項の規定にかかわらず、当該年度における所得税及び法人税の収入見込額のそれぞれ百分の十九・八七四並びに酒税の収入見込額の百分の二十に相当する額の合算額とする。

(交付税の総額の特例)
第二条 昭和二十九年年度に限り、当該年度分として交付すべき普通交付税の総額は、法第六條の第二項の規定にかかわらず、所得税及び法人税の収入見込額のそれぞれ百分の十九・〇六〇七二三並びに酒税の収入見込額の百分の二十に相当する額の合算額の百分の九十二に相当する額とする。

2 昭和二十九年年度に限り、当該年度分として交付すべき特別交付税の総額は、法第六條の第二項の規定にかかわらず、所得税及び法人税の収入見込額のそれぞれ百分の十九・〇六〇七二三並びに酒税の収入見込額の百分の二十に相当する額の合算額の百分の九十二に相当する額とする。

3 昭和二十九年年度に限り、法第十條第二項本文の規定により各地方団体に算定した基準財政需要額が基準財政収入額をこえる額(以下「財源不足額」という。)の合算額が当該年度分として交付すべき普通交付税の総額をこえるため、法第六條の第三項本文の規定により当該こえる額を特別交付税の総額から減額する場合においては、その減額すべき額は、同条同項ただし書の規定にかかわらず、所得税及び法人税の収入見込額のそれぞれ百分の十九・〇六〇七二三並びに酒税の収入見込額の百分の二十に相当する額の合算額の百分の九十四に相当する額が前項の規定により算定した各地方団体に對して交付すべき普通交付税の合算額に満たない場合においては、当該不足額は、当該年度の特別交付税の総額の一部をもつて充てるものとする。

2 昭和二十九年年度に限り、法第十條第五項の規定にかかわらず、所得税及び法人税の収入見込額のそれぞれ百分の十九・〇六〇七二三並びに酒税の収入見込額の百分の二十に相当する額の合算額の百分の九十四に相当する額が前項の規定により算定した各地方団体に對して交付すべき普通交付税の合算額に満たない場合においては、当該不足額は、当該年度の特別交付税の総額の一部をもつて充てるものとする。

2 昭和二十九年年度に限り、法第十條第五項の規定にかかわらず、所得税及び法人税の収入見込額のそれぞれ百分の十九・〇六〇七二三並びに酒税の収入見込額の百分の二十に相当する額の合算額の百分の九十四に相当する額が前項の規定により算定した各地方団体に對して交付すべき普通交付税の合算額に満たない場合においては、当該不足額は、当該年度の特別交付税の総額の一部をもつて充てるものとする。

附 則
1 この法律は、公布の日から施行し、昭和二十九年年度の地方交付税について適用する。

2 地方財政平衡交付金法の一部を改正する法律(昭和二十九年法律第一百號)の一部を次のように改正する。

附則中第三項を削り、第四項を第三項とし、以下一項ずつ繰り上げる。

〔審査報告書は都合により附録に掲載〕
昭和二十九年七月の大雨、同年八月及び九月の台風並びに同年八月の冷害により被害を受けた地方公共団体の起債の特例に関する法律案
右の本院提出案をここに送付する。

昭和二十九年十二月六日

衆議院議長 堤 康次郎

参議院議長 河井彌八郎

昭和二十九年七月の大雨、同年八月及び九月の台風並びに同年八月の冷害により被害を受けた地方公共団体の起債の特例に関する法律

(起債の特例)

第一条 昭和二十九年七月の大雨若しくは同年八月及び九月の台風による災害又は同年八月の冷害(以下単に「風水害等」という。)を受けた地方公共団体は、次の各号に掲げる場合においては、昭和二十九年に限り、地方財政法(昭和二十三年法律第九号)第五条の規定にかかわらず、地方債をもつてその財源とすることが出来る。

一 地方税、使用料、手数料その他の徴収金で命令で定めるものの風水害等のための減免であつて、その程度及び範囲が被害の状況に照らし相当と認められるものによつて生ずる財政収入の不足を補う場合

二 風水害等に係る災害救助対策、伝染病予防対策、苗しろ対策、病虫害駆除対策、農機具対策その他これらに類する命令で定める災害対策に通常要する費用で当該地方公共団体の負担に

属するものの財源とする場合

2 前項の風水害等を受けた地方公共団体は、政令で指定する。(地方債の引受)

第二条 前条第一項の規定による地方債は、国が資金運用部資金又は簡易生命保険及郵便年金特別会計の積立金をもつてその金額を引き受けるものとする。

2 前項の場合における利息の定率及び償還方法は、政令で定める。(起債許可についての協議)

第三条 自治庁長官は、第一条第一項の規定による地方債について地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十条の規定による許可をしようとするときは、あらかじめ大蔵大臣及び郵政大臣と協議しなければならない。(政令委任)

第四条 この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

〔中田吉雄君登壇、拍手〕

○中田吉雄君 只今議題となりました公職選挙法の一部を改正する法律案について、地方行政委員会における審査の経過の概要並びに結果を御報告いたします。

本案は衆議院提出にかかるものであります。その提案理由としては、今次

の国会自衛立法の一環として選挙界の浄化を図るため、連座制等を強化して、選挙の公正を確保し、選挙運動の適正化、運動費用の合理化、政党等の政治活動の規制等を行うと共に、選挙管理事務に関する規定を整備せんとするものであるとございます。

次に法案の内容の概要を申し上げます。先ず選挙の公正確保に関するものとして、公務員等がその地位を利用して行い、事前運動を禁止し、選挙運動の法定制限額を、衆議院議員については現行約四十万円より七十万円に引上げ、参議院議員については現在政令で定められている基準額を法定し、その額を衆議院議員の場合とは同一割合を以て引上げ、その制限額超過の場合には、出納責任者を処罰し、更に選挙運動に従事する者に対する実費弁償額並びに選挙運動のために使用する労務者に対する報酬及び実費弁償の額を実情に副うとく引上げ、その基準を法定することとし、寄附の制限に關しては、新たに規定を設けて、立候補の意思のある者は、当該選挙に關し当該選挙区内の者に対しては寄附を禁止し、更に立候補の前後を問わず、候補者が役員である会社、その他の団体が行う寄附で、候補者の名前が表示されたリ、類推されたりするものは禁止することによりいたしております。

共に、総括主宰者、出納責任者の買収犯等の場合及び出納責任者の法定費用超過支出罪の場合には、従来の免責規定をやめ、新たにとおり罪を創設して、このとおり犯の場合に限り免責を認めると共に、とおり防止のために、とおり犯につき厳罰規定を設けたのであります。なお選挙犯罪により選挙権、被選挙権を停止された者は、その期間中選挙運動ができないこととし、罪の時効については、形式犯については六カ月、その他の犯罪については一年、但しとおり罪については二年間とし、犯人が逃亡した場合は、その時効期間をそれより二倍に延長することにいたしております。

選挙運動一般に關しましては、先ず選挙事務所法定敷居守のため一定の標札を掲げなければならないものとし、飲食物の提供については選挙運動従事者及び労務者に対する弁當は一定の範囲内においてその提供を認めるが、これは選挙事務所内で食事をし、又は携行する場合に限るものであります。更に現行法では湯茶の提供に限られていたのを茶菓の提供に改めたのであります。自動車、拡声機及び船舶の使用については、選挙運動用自動車は乗車用又は小型トラック一台に限ることとし、大型トラックは積雪、泥濘等の悪路その他止むを得ない事情により乗用自動車車及び小型トラックの運行不可能の場合でなければこれを認めないことと

し、連呼行為は車上、徒歩すべて禁止し、自動車上の選挙運動は停止した車上においてする演説のみを認め、自動車、船舶に乘車、乗船する者は、運転手、船員を除き一台、一隻につき候補者、運動員、労務者合せて四人以内に制限し、拡声機は一揃いに限ることとし、但し個人演説会場においては会場ごとに更に一揃いの使用を認めることといたしております。

文書図画に關しては、自動車及び船舶への掲示は一切禁止し、選挙事務所、演説会に用いるポスターの規格を制限し、録音盤は立会演説会においてはその使用を禁止し、個人演説会、街頭演説会においてはこれを認めることとし、立会演説会開催当日の他の演説会等の制限を立会演説会の開催前二時間から終了後二時間の間に緩和いたしております。なお個人演説会告知用ポスターは、現在千二百枚を交付されることになつておりますが、今回これを衆議院議員については五千枚、参議院地方選出議員については三千枚に増加すると共に、告知用ポスターはその掲示個所を移動し、他の演説会の告知用に再び使用し、又は一般の選挙運動用に転用できないものとしたしました。この場合衆参両院議員の間でポスター枚数が違つておりますのは、参議院議員については、別にいわゆる五号ポスター、即ち一般の選挙運動用のポスター二千枚が認められているためであ

るとの説明であります。なお政党その他の政治団体の選挙における政治活動の規制及び政党等の機関新聞紙及び機関雑誌に関する制限は、参議院議員の選挙にも及ぼすことにいたしてあります。

以上が改正案の主要な点であります。が、その他はおおむね選挙管理事務の整備及び現行法の整備であります。

地方行政委員会におきましては、本月四日、衆議院議員森三樹二君より提案理由の説明を聞いたのち、数回に亘り衆議院側及び政府委員との間に質疑応答を重ね、慎重熱心なる審査を行いました。その詳細については会議録に載ることをお許し頂きたいと存じます。

本六日討論に入り、自由党の伊能委員は、「本法案はおおむね妥当と認めるが、ポスターの枚数のごとく、今後衆参両院の間に調整を要する点がある

ので、これらの点については将来これが是正を考慮することとして本案に賛成」の旨を述べられました。緑風会的小林委員は、「本法案の内容において基本的、実質的な要点に於けるところの少いのを遺憾とする、殊に選挙区制の問題が取上げられなかつたのは不満であるが、今後選挙界更正のため、小選挙区制を推進したい意思を持つてゐることをここに明らかにし、本法案に賛成する」旨を述べられました。社会党第四控室の若木委員は、「本法案

の内容をつぶさに検討すると、言論の自由を尊重する上に配慮が十分でない点が見られるのは遺憾であるが、今後の是正を期待して本法案に賛成する」旨述べられました。日本民主党の寺本委員は、「個々の点については不満足な点もあるが、本法案が連座制を強化して国民の期待に応えた点は極めて適当であるから、本法案に賛成する」旨を述べられました。

かくて討論を終り、採決の結果、本法案は、全会一致を以て衆議院送付案の通り可決すべきものと決定いたしました。以上、御報告申し上げます。

次に、只今議題になりました国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案について、地方行政委員会における審議の経過並びに結果について御報告をいたします。

本法案は、今次の公職選挙法の一部改正に伴い、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正せんとするものであります。改正の内容を申し上げますと、第一点は、衆議院議員及び参議院地方選出議員の候補者の選挙公報の字数、現行千五百字を二千字に増加し、新たに候補者の写真掲載することとなり、又参議院全国選出議員の候補者の選挙公報の字数、現行五百字を六百字に増加することになりましたのに伴ひまして、用紙代、印刷代等を増額し、選挙公報発行費の基

準額を改定しようとするものであります。第二点は、公営施設使用の個人演説会場において拡声機の設備があるものについては、その拡声機の使用料を加算する規定を新たに設けようとするものであります。第三点は、衆議院議員の候補者の個人演説会告知用ポスターの枚数、現行千二百枚を五千枚に、参議院地方選出議員の候補者については現行千二百枚を三千枚に枚数が増加されることになりましたのに伴ひまして、それらポスターの経費の額を改定しようとするものであります。

第四点は、交通不便な島で特別に船舶を必要とする場合における経費の加算額の規定を新たに設けようとするものであります。第五点は、国の予算節減の方針に則り、当分の間基準額で算出した額の五割の節減を行うため、特に規定を設けようとするものであります。

地方行政委員会におきましては、本月四日、政府当局より提案理由の説明を聞いた後、格別の質疑もなく、本六日採決の結果、本法案は全会一致を以て、衆議院送付案の通り可決すべきものと決定いたしました。以上、御報告申し上げます。

次に、只今議題になりました昭和二十九年の地方交付税の総額等の特例に関する法律案の地方行政委員会における審議の経過並びに結果について御報告申し上げます。

本法案は、政府において警察制度の改正に伴う都道府県分警察費所要額の算定につきまして、五十六億円の過小算定があることが明らかになりましたので、警察費の算定替えを行うこととし、補正予算において要措置額四十億を地方交付税の総額に追加することになつたことに対応いたしました。本年度の地方交付税について地方交付税法に所要の改正を行おうとするものであります。

その内容の要点は、第一に、所得税及び法人税の収入額の百分の十九・八七四(現行十九・六六)、並びに酒税の収入額の百分の二十を以て本年度の地方交付税とすることであり、第二に、本年度分として交付すべき地方交付税の総額は所得税及び法人税の収入見込額の百分の十九・八七四(現行十九・六六)並びに酒税の収入見込額の百分の二十に相当する額の合算額とすることであり、第三に、すでに決定した本年度の普通交付税の額を変更することによる混乱を防止するため、本年度分の地方交付税について増加して四十億円は特に特別交付税の総額に算入するものとするのであります。

本委員会におきましては、十二月二日、堀田国務大臣から提案理由の説明を聴取し、本六日、警察費の不足額の内容、交付税の率、法人税の自然増収等を見込んで率を定めた理由等について質疑が行われましたが、詳細は会議録により御承知を願いたいと存じます。

討論において加額委員は社会党第四控室を代表して、交付税の性質、地方財政の窮乏等の見地に立つて反対、伊能委員は、本年度限りの止むを得ない緊急措置として賛成、小林委員は、便宜的に交付税の率を変えるのは不可であるが、止むを得ぬものとして賛成の意見が述べられました。次いで採決の結果、本法案は、多数を以て原案通り可決すべきものと決定いたしました。

御報告申し上げます。

次に議題になりました昭和二十九年七月の大雨、同年八月及び九月の台風並びに同年八月の冷害により被害を受けた地方公共団体の起債の特例に関する法律案につきまして、地方行政委員会における審議の経過と結果を御報告申し上げます。

本法案は、本年七月の大雨、八月、九月の台風及び八月の冷害により被害を受けた地方公共団体に対し、地方財政法第五条の規定にかかわらず、地方税等の減免により生じた財政収入の不足を補う場合及び風水害等に係る災害救助対策、伝染病予防対策、病虫害駆除対策、農機具対策等の財源とする場合におきましては、起債を財源とすることを認めると共に、この地方債については、資金運用部資金、簡易生命保険及び郵便年金特別会計の積立金を融資することとし、その利息の定率及び償還

方法は政令で定めること等を内容とするものでありまして、衆議院提出に係るものであります。

本委員会におきましては、本日六日、衆議院議員加藤三君より提案理由の説明の後、本法案に対する政府の意見について質疑があり、これに対し政府委員から、昨年の類似の法律より弾力性がある故、止むを得ない。ただ七月の大雨にまで及ぼすのは範囲を拡張過ぎる。当大蔵当局も本法案は了解している旨の答弁がありました。

次いで討論において伊能委員から、七月の大雨を含めることは、他の同種類の特例法との均衡上不当であるから、これは削除すべきであるとして、修正案が提出されました。次いで採決の結果、伊能委員の修正案は、多数を以て可決され、修正部分を除いた衆議院送付案は、全会一致を以て可決されました。かくて本法案は、多数を以て修正可決すべきものと決定いたしました次第でございます。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(河井彌八君) 別に御発言もなければ、これより四案の採決をいたします。

先ず公職選挙法の一部を改正する法律案

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案以上、両案全部を問題に供します。

両案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(河井彌八君) 総員起立と認めます。よつて両案は、全会一致を以て可決せられました。

○議長(河井彌八君) 次に、昭和二十九年七月の大雨、同年八月及び九月の台風並びに同年八月の冷害により被害を受けた地方公共団体の起債の特例に関する法律案、全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(河井彌八君) 過半数と認めます。よつて本案は可決せられました。

○議長(河井彌八君) 次に、昭和二十九年七月の大雨、同年八月及び九月の台風並びに同年八月の冷害により被害を受けた地方公共団体の起債の特例に関する法律案、全部を問題に供します。委員長の報告は、修正議決報告でございます。委員長報告の通り修正議決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(河井彌八君) 過半数と認めます。よつて本案は、委員会修正通り議決せられました。

〔賛成者起立〕

次会は、明日午前十時より開会いたします。議事日程は、決定次第公報を以て御通知いたします。

本日は、これにて散会いたします。午後九時二分散会

○本日の会議に付した事件

- 一、日程第一 中央更生保護審査会委員の任命に関する件
- 一、日程第二 検査官の任命に関する件
- 一、日程第三 公安審査委員会委員の任命に関する件
- 一、日程第四 社会保険審査会委員の任命に関する件
- 一、日程第五 日本銀行政策委員会委員の任命に関する件
- 一、日程第六 文化財保護委員会委員の任命に関する件
- 一、竹島問題に関する緊急質問
- 一、覚せい剤取締に関する緊急質問
- 一、砂糖の暴騰に関する緊急質問
- 一、北海道、本州間の輸送事情に関する緊急質問
- 一、日程第七 水稻健苗育成施設普及促進法案
- 一、日程第八 北海道における国有林野の風害木等の充払代金の納付に関する特別措置法案
- 一、昭和二十九年の台風による漁業災害の復旧資金の融通に関する特別措置法案
- 一、日本国有鉄道法の一部を改正する法律案
- 一、昭和二十九年八月及び九月の風水害による被害小企業者に対する資金の融通に関する特別措置法案
- 一、漁船再保険特別会計における特殊保険及び給与保険の再保険事業

について生じた損失をうるための一般会計から繰入金に関する法律案

- 一、農業共済再保険特別会計の歳入不足を補てんするための一般会計から繰入金に関する法律案
- 一、交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部を改正する法律案
- 一、町村合併促進法の一部を改正する法律案
- 一、昭和二十九年一般会計予算補正(第一号)
- 一、昭和二十九年特別会計予算補正(第二号)
- 一、昭和二十九年政府関係機関予算補正(機第一号)
- 一、国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案
- 一、自衛隊法の一部を改正する法律案
- 一、昭和二十九年八月及び九月における風水害に伴う中小企業信用保険法の特例に関する法律案
- 一、昭和二十九年八月及び九月の台風並びに同年の冷害による被害農家に対する米麦の充渡の特例に関する法律案
- 一、昭和二十九年の台風及び冷害の被害農林業者に対する資金の融通に関する特別措置法案
- 一、国有の炭鉱医療施設の譲渡及び貸付に関する特例法案

一、昭和二十九年産米穀についての超過供出奨励金等に対する所得税の臨時特例に関する法律案

- 一、公職選挙法の一部を改正する法律案
- 一、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案
- 一、昭和二十九年七月の大雨、同年八月及び九月の台風並びに同年八月の冷害により被害を受けた地方公共団体の起債の特例に関する法律案

出席者は左の通り。

- | | | | |
|-----|--------|--------|--------|
| 議長 | 河井 彌八君 | 上林 忠次君 | 片柳 眞吉君 |
| 副議長 | 重宗 雄三君 | 加賀山之雄君 | 梶原 茂嘉君 |
| 議員 | | 柏木 庫治君 | 奥 むめお君 |
| | | 飯島連次郎君 | 井野 領哉君 |
| | | 石黒 忠篤君 | 山川 良一君 |
| | | 森田 義徳君 | 森 八三三君 |
| | | 村上 義一君 | 宮城タマヨ君 |
| | | 薄口 三郎君 | 三木與吉郎君 |
| | | 三浦 辰雄君 | 前田 穰君 |
| | | 前田 久吉君 | 廣瀬 久忠君 |
| | | 早川 慎一君 | 野田 俊作君 |
| | | 野本 品吉君 | 西田 隆男君 |
| | | 中山 福蔵君 | 豊田 雅孝君 |

昭和二十九年十二月六日 参議院會議録第五号

常岡 一郎君	土田 國太郎君	岡田 信次君	大谷 實雄君	矢嶋 三義君	藤田 進君
田村 文吉君	館 哲二君	雨森 常夫君	宮澤 喜一君	岡田 宗司君	田中 一君
竹下 豐次君	高橋 道男君	西岡 ハル君	横山 フク君	戸叶 武君	栗山 良夫君
高木 正夫君	杉山 昌作君	平林 剛君	重政 廣徳君	吉田 法晴君	藤原 道子君
島村 軍次君	佐藤 尚武君	小澤 久太郎君	鹿島守之助君	小笠原三三男君	菊川 孝夫君
河野 謙三君	高良 とみ君	深水 六郎君	藤野 繁雄君	若木 勝蔵君	山田 節男君
小林 武治君	小林 政夫君	加瀬 完君	加藤 武徳君	天田 勝正君	松本治一郎君
後藤 文夫君	岸 良一君	青山 正一君	入交 大蔵君	中田 吉雄君	三橋八次郎君
北勝 太郎君	加藤 正人君	神原 亨君	高橋進太郎君	千葉 信君	羽生 三七君
長谷山行敏君	秋山俊一郎君	上原 正吉君	松平 勇雄君	荒木正三郎君	三木 治朗君
森田 豊壽君	山本 米治君	永岡 光治君	伊能繁次郎君	曾根 益君	山下 義信君
伊能 芳雄君	青柳 秀夫君	仁田 竹一君	郡 祐一君	野村吉三郎君	市川 房枝君
高野 一夫君	西川弥平治君	小瀧 彬君	小野 義夫君	八木 幸吉君	東 隆君
石井 桂君	井上 清一君	古池 信三君	三輪 貞治君	紅露 みつ君	有馬 英二君
白井 男君	川口鶴之助君	平井 太郎君	川村 松助君	最上 英子君	松永 義雄君
吉田 萬次君	酒井 利雄君	堀 末治君	白波瀬米吉君	深川タマエ君	菊田 七平君
佐藤清一郎君	高橋 衛君	西川甚五郎君	島津 忠彦君	三浦 義男君	白川 一雄君
木村 守江君	谷口弥三郎君	湯山 男君	大和 與一君	鈴木 強平君	杉原 荒太君
宮本 邦彦君	長島 銀藏君	泉山 三六君	吉野 信次君	松浦 定義君	須藤 五郎君
安井 謙君	滝井治三郎君	池田平右衛門君	黒川 武雄君	平林 太一君	八木 秀次君
石川 榮一君	木内 四郎君	内村 清次君	秋山 長造君	加藤シヅエ君	堀木 鐵三君
石原幹市郎君	植竹 春彦君	阿具根 登君	大倉 精一君	寺本 廣作君	武藤 常介君
松岡 平市君	鋼木 幸弘君	河合 義一君	岡 三郎君	鈴木 一君	石川 清一君
大谷 盤潤君	一松 政二君	龜田 得治君	小松 正雄君	千田 正君	上條 愛一君
愛知 葵一君	西郷吉之助君	永井純一郎君	近藤 信一君	鶴見 祐輔君	國 伊能君
中川 幸平君	北村 一男君	竹中 勝男君	清澤 俊英君	苦米地義三君	三好 英之君
左藤 義詮君	寺尾 豊君	成瀬 幡治君	小林 亦治君	木村福八郎君	相馬 助治君
中山 壽彦君	小林 英三君	森下 政一君	小酒井義男君	村尾 重雄君	棚橋 小虎君
山縣 勝見君	草葉 隆圓君	佐多 忠隆君	江田 三郎君	石坂 豊一君	一松 定吉君
大屋 晋三君	津島 海一君	小林 孝平君	久保 尊君	松原 一彦君	笹森 順造君
大達 茂雄君	青木 一男君	堂森 芳夫君	田畑 金光君	羽仁 五郎君	大山 郁夫君
大野木秀次郎君	石村 幸作君	森崎 隆君	高田なほ子君	堀 眞翠君	

國務大臣

法務大臣

小原 直君

外務大臣

岡崎 勝男君

大蔵大臣

小笠原三九郎君

文部大臣

大達 茂雄君

厚生大臣

草葉 隆圓君

農林大臣

保利 茂君

通商産業大臣

愛知 葵一君

運輸大臣

石井光次郎君

郵政大臣

塚田十一郎君

労働大臣

小坂善太郎君

建設大臣

小澤佐重喜君

國務大臣

緒方 竹虎君

國務大臣

木村篤太郎君

政府委員

法務省刑事局長

井本 台吉君

大蔵省主計局長

山本 米治君

農林省主計局長

森永貞一郎君

通商産業省主計局長

羽田武嗣郎君

運輸省主計局長

加藤 宗平君

労働省主計局長

岡田 信次君

定價 一部

十五円

發行所

東京都新宿区市谷本村町一五
大蔵省印刷局
電話九段四三二五
郵便東京一九〇〇〇官報課昭和二十九年十二月六日
三月三十一日第三種郵便物認可